

第八十四回国会 参議院社会労働委員会会議録第十号

昭和五十三年四月二十日(木曜日) 午前十時十分開会

委員の異動

四月十九日

辞任 玉置 和郎君

補欠選任 熊谷太三郎君

四月二十日

辞任 熊谷太三郎君 熊長 友義君 小笠原貞子君

補欠選任 玉置 和郎君 成相 善十君 山中 郁子君

出席者は左のとおり。

委員長 和田 静夫君 理事 佐々木 満君 片山 甚市君 小平 芳平君

委員 浅野 祐君 石本 茂君 上原 正吉君 遠藤 政夫君 斎藤 十朗君 成相 善十君 福島 茂夫君 高杉 勉忠君 渡部 通子君 小笠原貞子君 山中 郁子君 柄谷 道一君 下村 泰君

國務大臣

厚生大臣 小沢 辰男君

政府委員

労働大臣 藤井 勝志君

防衛施設庁次長 銅崎 富司君

防衛施設庁労働部長 菊池 久君

沖繩開発庁総務局長 龜谷 禮次君

厚生省援護局長 河野 義男君

労働大臣官房長 石井 甲二君

労働省職業安定局長 細野 正君

労働省職業安定局長 細見 元君

労働省職業安定局長 岩崎 隆造君

労働省職業訓練局長 今藤 省三君

事務局側

常任委員会専門員 今藤 省三君

説明員

沖繩開発庁総務局長 金子 清君

沖繩開発庁振興局長 中沢 祥枝君

外務省アメリカ局安全保障課長 丹波 実君

労働大臣官房参事官 鹿野 茂君

労働省労働基準局監督課長 小粥 義朗君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

衆議院送付)

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

玉置和郎君が一人欠員を辞任されました。理事に一名の欠員を生じました。つきましては、この際理事の補欠選任を行います。

理事の選任は、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に玉置和郎君を指名いたします。

○委員長(和田静夫君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、一昨十八日、原案並びに修正案に対する質疑を終局いたしました。これより討論に入ります。討論は原案並びに修正案を一括して行います。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御意見もないようでありませぬから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、片山君提出の修正案を問題に供します。片山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よって、片山君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除く

原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、片山君から発言を求められておりますので、これを許します。片山君。

○片山甚市君 ただいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの共同提案による附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同をお願いいたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によって身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目的としてその実態調査を実施すること。

二、国民の生活水準の向上等にあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

三、満州開拓青年義勇隊開拓団について更に当時の実情を明らかにするよう努めること。

四、戦地勤務に服した日赤従軍看護婦の当時の実情を明らかにし、公平適切な措置をとり得

るよう検討すること。

五、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期するとともに、中国からの引揚者及び一時帰還者の生活状況を調査し、援護対策の充実に努めること。

六、戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員の処遇の改善について検討すること。

以上でございます。

○委員長(和田静夫君) ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よって、片山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。小沢厚生大臣。

○國務大臣(小沢辰男君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、短期間には困難な問題もございますが、御趣旨を踏まえまして、十分検討してまいります。

○委員長(和田静夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田静夫君) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○片山甚市君 初めに、駐留軍の従業員の雇用状況と離職状況、これについて御説明を賜りたいと

存じます。

○政府委員(網野正君) 四十七年の四月以降、沖繩につきましては本土に復帰しました四十七年の五月十五日以降といたうことでございますが、それから五十三年度の二月末までの間に、安定所に求職の申し込みをいたしました離職者が三万三千九百五十三人ございます。そのうちで、この間に再就業をした方が約三七％に当たります。一万二千五百二十二人でございます。現在、七千七百八十五人の方が求職活動中で未就職という状況でございます。

いま申し上げました再就業をした方一万二千五百二十二人のうち内訳を見ますと、民間へ就職した方が一万五千九百人、それから官公庁等へ就職した方が千六百五十九人、それから自営業を開業した方が八百四十八人という状況でございます。

○片山甚市君 最近の円高ドル安という情勢が、どのように今後影響していくのかということについて、駐留軍の雇用状態について非常に心配であります。そういうことで、現在の人員整理の状況の見通し、円高でありますから大変駐留軍の方が狭くなっておる、こういうことで、どういふ見通しを持っておるのかについて御説明願いたい。

○政府委員(菊池久君) 最近のドル安円高の問題というのは、単に駐留軍の従業員だけの問題ではないというふうな把握しております。日米間における全般的な経済問題ではないかというふうにお考えでございます。したがって、ドル安円高を理由にいたしました人員整理を行うことは適当ではございませんので、この趣旨を米側に強硬に申し入れておるというふうな段階でございます。もし、このような事態が発生した場合には、米側の事情としては理解できますけれども、ドル安円高を理由にいたしました人員整理を行うことは、従業員の雇用の安定を確保する面でも非常に適当ではないということでございますから、そういう観点に立ちまして米側に対して再考を求めていくというふうな対処をしたいと思っております。

○片山甚市君 整理状況の見通しというのはどう

いうことでしようか。

○政府委員(菊池久君) 先ほど、労働省の方からお答えしたんですが、二月末現在で人員整理が八百二十八名、五十二年度は出ておるわけでございませぬ。それから五十三年度、私どもに人員整理の予告と申しまして、大体九十以上の事前予告を出すように米軍に交渉をいたしまして、受けておるわけでございますが、五十三年度に入りましての予想でございますけれども、現在までわれわれの方に通告がありますのが二百十二名出ております。これを本土、沖繩に分けますと、本土が百九名、沖繩が百三名ということでございます。その後の全体の状況はまだ把握できておりません。

○片山甚市君 事情はわかりましたが、いま言ったように円高ドル安という事情で、行政整理といいますが人員整理を無条件に押しつけられないように努力するという前提でお話を聞いておきます。

三つ目に、米軍の労務費の制約から雇用問題、賃金改定問題で紛議が続いておったのですが、これを解決するために昨年の日米合同委員会において協議が進められ、労務の基本問題をやられたのですが、労働条件問題については一応の努力をされ、解決の方向を示されたと聞いていますが、その内容を若干簡単に御説明願ひ、残されておりますところの雇用問題について継続検討になつておるんですが、これはどのように進行しておるか、どのように進んでおるのかについて御質問したいんです。お答え願ひたいと思います。

○政府委員(菊池久君) 駐留軍従業員の労務にかかわる問題につきましては、先生御承知のとおり、オイルショック以来大変難航いたしました。これはわが国の賃金水準が非常に高騰したということと、米政府の海外駐留経費の削減といった事情が背景にございます。そういうことで、四十九年及び五十年の給与改定、特にこれは難航したわけでございますが、この給与改定に際しまして、米側から一部給与条件、労働条件の切り下げというふうな提案がございました。非常に難航し

たしまして、給与改定の支払いが国家公務員のそれとは違ひまして、翌会計年度になってしまふというふうな事態に達したわけでございます。これはまさに駐留軍従業員の生活や雇用の安定にも直接かかわりある大変な問題でございますので、日本側としましては、労使関係の問題、それから雇用の安定確保上非常に困難な事態になつたわけでございます。そこで、五十一年の夏以来日米合同委員会におきまして、従業員の給与その他の雇用及び労働の条件につきまして、諸問題の全般にわたりまして話し合いを行うというふうなことにいたしまして、先般五十二年の十二月二十二日の合同委員会におきまして、すでに報道されておりますような取り決めが行われたわけでございます。

その内容でございますが、五十二年の十二月二十二日の取り決めでございますが、これは駐留軍従業員の生活や雇用の安定確保に資するということとでございます。第一に、米軍としましては、従業員の福祉に十分な考慮を払いまして、五十二年の給与改定につきましては、現行給与体系その他労働条件を切り下げることなく国家公務員の改定時と同じように実施する。それから、五十二年以降におきましても五十二年と同じような考慮を払いまして努力していくということでございます。

それから、第二点としまして、日本側としましては、所要の予算につきまして国会の御承認が得られましたら、従来米軍が負担してまいりました三つの経費、すなわち、社会保険料の事業主負担分などの法定福利費関係、それに福利厚生費などの任意福利費関係、さらには、日本側の労務管理機関の人員費、事務費でございます。労務管理費につきまして、五十三年度分から日本政府においてこれを負担するということでございます。

それから、第三点でございますが、従来から問題になっておりました従業員の雇用関係につきましてその安定を図るために、業者に対する切りかえ問題、それから長期的な雇用計画の策定ができないかどうかという問題、さらには、国内の労働

法令の適用についての米側についての交渉の問題、この三点につきましては引き続き在日米軍と防衛施設庁との間で検討を進めていくというところでございます。したがって、この第三番目の継続三案件につきましては、駐留軍従業員の労務管理上基本的な事項でございますので、雇用の安定を確保するために鋭意現在対米交渉を進めている段階でございます。

○片山基市君 雇用問題で特にアメリカ軍との間に意見の相違といいますが、議論の焦点というのはどういふことになっておりますか、この進行状況はどうか。

○政府委員(菊池久君) 現在、まだお互いに主張し合っている段階でございますけれども、特に一番問題は、やはり外国軍隊ということでございまして、いわゆる雇用条件といいますが、米軍の長期的な雇用計画につきましては非常に策定しにくいというふうな問題でございます。これにつきましては鋭意その方法につきまして米軍と、いかなる方法によつて契約ができるかどうかという問題について現在協議を重ねている最中でございます。

○片山基市君 事情はわかりましたが、とにかく雇用問題が最大のことでありまして、力を努めて解決の方向に折衝を進めてもらいたい、こういうことを希望申し上げます。

そこで、駐留軍の従業員は、日本国の当局の援助を得て充足されると地位協定で定められておるんですが、少なくとも、政府が雇用し提供している労働者を、米軍の都合というだけで解雇し、その作業を民間業者の下請とさせることは、雇用主である政府として、また雇用の安定の立場から見ても適當でない。このような業者下請は認めないという立場で折衝してもらえませんか、いかがでございますか。

○政府委員(菊池久君) 先生のいま御指摘の点は、民間業者にある職種、職場関係を業者委託に、下請に切りかえていくというふうな問題だと思ひます。これは私も長年にわたりまして、従業員の生活に直接かかわりある問題でありますので、これも、先ほど申し上げましたように五十二年十二月の日米合同委員会の取り決めの中で継続検討課題ということで合意がなされた次第でございます。それを受けまして、私もとしましては鋭意、もしそういう事態が発生するならばどういふ場合にそれをわれわれが受けて立つのか、それからどういふ方法で従業員の雇用の継続を図るのかという点を主眼といたしまして、いま米軍と連日交渉を行っている状況でございます。

○片山基市君 やはり、日本政府が責任を持って労務を提供することになっておる、その責任を回避するような形、または間接的なことについては、特に軍の基地の中の仕事でありますから、やはり身分保証、そういうことからも適當でない、下請といふのはわが国ではやはり十分でないと思ひます。特に、駐留軍の現状から言つても、駐留軍の基地の中で働く従業員の立場から言へば、そういうような下請化でなくて、直接政府の庇護のもとで仕事をしておるんだと、こういうことにしてもいい。そういうことについて努力されるというように期待してよろしくございませぬか。

○政府委員(菊池久君) 先生の御指摘のように、私もとしましては従業員一人も解雇が出ないようにといいことで、念頭に置きましてやっておる最中でございます。過去におきまして二、三の例がございまして、そういう最悪の場合にはできる限り他の機関等にトランスファーしていただきまして、身分の継続を図っていくことを努力しておりますが、今後はさらにそれを強力に進めていくというところで、その手続をどうするかというところで、現在交渉中でございます。大いに努力したいと思っております。

○片山基市君 そこで、政府が雇用主であり、その責任は施設庁長官は直接の責任を負われておると思ひます。米軍が一方的に解雇を出してきても、その内容が適當でない場合、それを拒否するなり調整するなり、きちんとした態度できちんとそれに対処されておると思ひますが、今後もしもそれかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(菊池久君) この点につきましては、現在米軍にいたします駐留軍従業員の提供契約につきまして申し上げます、現在解雇が出る場合、人員整理が出る場合には三十日プラスの事務的な期間を入れまして四十五日前に、日本政府に通報させるというふうな仕組みになっております。ただし、そういうことでは事前の調整ができませんので、現在のところ九十日以上、少なくとも九十日以上前に日本政府にそういう事態が発生したならば通報しろということ、あらかじめ通報を受けまして事前の調整を図り、身分の継続を図るということ而努力している次第でございます。

○片山基市君 私が聞いておりますのは、解雇などを出してきたときの内容が適切でない、適當でないといふときは、それをいふ言つたように四十五日なり九十日の間に調整をするけれども、筋の通らないことについては毅然と断る。それは困ると、こういう態度をとられるのか。いや九十日過ぎたからやむを得ないという態度をとられるのか。先ほどからそんなことはおっしゃつておられないけれども、議会でありますから長官の方からきちんとしたお答えをいただきたい、こう思つて部長にお答え願ひます。

○政府委員(菊池久君) いまの点につきましては、現在もそういう姿勢で私どもやっておりますわけでございます。九十月以上前に予告が出ますと、内容を見まして、先ほど出ましたような、円高ドル安というふうなことで通報があったような場合には、適當でないということであらわれれば米軍と交渉しまして、理解させるといふふうな方向で対処しておるわけでございます。今後ともそういう姿勢で対処する所存でございます。

○片山基市君 そういたしますと、基地の中におきましては、それぞれ大変な制約があるかと思ひますが、地位協定にも雇用、労働条件あるいは労働者の保護のための条件は、労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令に定めるところによつておられますけれども、事実上基地の管理権、この地位協定の第三条に基づく問題と競合した場合、日本の法律を完全に労働者に対して保障するような態度で万全を期していただけるかどうか、いわゆるアメリカ軍がいることをやらねばならないことは軍の方針でありませぬかと、条件を守るためには、万全を期していただけるかどうか、こういうことについて、国内法におけるわが国の法律と、いわゆるアメリカ軍の基地管理権との競合した場合に、やはり国民を守る立場から措置をされるかどうかお伺ひします。

○政府委員(菊池久君) 先生御指摘の、ただいまの問題でございますが、米軍に提供しております施設区域の中で勤務する従業員に対する労働法令の適用の問題でございますが、これは原則として、地位協定上も日本の法令に定めるところによつて、地位協定上も日本の法令に定めるところによつて、具体的な基本労働契約、先任契約及び諸機関労働協約におきましてこのことを定めておる次第でございますが、施設区域内は現実的には在日米軍の管理下にございまして、軍隊という特殊性を有するために、法令の具体的な運営や執行の確保につきましては日常から注意をいたしまして、監督官庁の立ち入り等を受けるような場合におきましては、事前に米軍と調整を図りまして、立ち入つて御指導いただくというふうな措置をとる、そういうふうなことで対処しているわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、十二月二十二日の合同委員会の日米間の合意に基づきまして、この労働法令の適用の問題につきましては、さらに日米間の継続検討課題ということにしてございます。現在、この法令の適用問題につきまして、米側と具体的に個々の問題について話し合ひを行っている状況でございます。

○片山基市君 賃金あるいは労働時間、こういう福祉の問題も大切でありますけれども、全般的に日本の労働者に対する労働基準法、いわゆる関係法がきちんと保障される立場をとるのが施設庁のお仕事だと思つておりますから、万全を期していただきたいということをもう一度申し上げて、きちんと

た場合、日本の法律を完全に労働者に対して保障するような態度で万全を期していただけるかどうか、いわゆるアメリカ軍がいることをやらねばならないことは軍の方針でありませぬかと、条件を守るためには、万全を期していただけるかどうか、こういうことについて、国内法におけるわが国の法律と、いわゆるアメリカ軍の基地管理権との競合した場合に、やはり国民を守る立場から措置をされるかどうかお伺ひします。

とひとつ受けとめてもらいたい。基地の中は日本の土地でありまして、外国の領土と同じような状態であることについては御承知のとおりでありますから、それはしかとやっていただけでしょうか。

○政府委員(菊池久君) 現在、日本の労働法令の適用につきましては、実態にはだいぶ米側の基本契約の中に書き込んでおるわけでございますけれども、具体的な個々の法令の具体的な作業につきまして、米側と調整を図りまして、われわれとしますと労働者が不遇な扱いを受けることがないように、前向きに対処していきたくと思つて現在作業中でございます。

○片山甚市君 そういたしますと、雇用に関する基本的な問題の協議が進められている中で、先ほどもお話がありましたように、五十三年には二百幾名の方々がとにかく人員整理の対象になる、こういうふうなお話がございます。その原因は、私は円高ドル安のアメリカ政策だと考へるんですが、特に沖繩における在沖陸軍施設の海兵隊、空軍への移管計画が出されておると聞いておるんですが、このことによつて生ずることはないか、この交渉はどのようになっておるか、といひますのは、単に軍隊間の移動、軍隊間の業務の移管ということがよつて人員整理が行われるようなことがあつては私たははならない、そういう意味で、積極的に施設庁がアメリカ軍との対軍交渉を行つて、この問題については解決してもらいたい。私のお聞したところによると沖繩には八千名、全駐留軍関係の従業員がおられると聞いております。

ですから、こういうふうな中で、非常に大きなウエートを持つ職場だけに、施設庁がこの問題についてどのようなお考えに立つのか。私が特にお聞きしたいのは、在沖の沖繩の陸軍施設が空軍と海兵隊に分かれる、移管されるということになって、そのことによつて人員が整理されるというふうなことは納得できない、こういうことで施設庁のお考えをただしておきたいと思ひます。

○政府委員(菊池久君) 去る三月の十日でござ

います。在日米軍から発表されました在沖陸軍業務の移管計画でございますけれども、これは五十一年に一度発表ございました。これは沖繩だけじゃなくて本土にありまして米陸軍の管理サービス業務の一端を、他の軍隊に移管しようというふうな計画がございます。この三月十日に発表されました計画もその一環であるというふう聞いておるわけでございます。さきの五十一年度の移管につきましては、従業員に対する影響を最小限度にとどめるといふような方針をつくりまして、米側と鋭意折衝を重ねました結果、関係従業員の雇用の確保を最重点といたしまして鋭意交渉した結果、九二%にわたりまして雇用の継続が図れたというふうな実績がございます。今回もその細部につきましては、まだ米軍と、米軍の部内で陸軍と他の軍との間で調整を行つておるといふことでございまして、まだ具体的にどういふ施設がどの程度の移管が行われるかというふうな細部につきましての発表がございません。発表といひますか、われわれに対する通報がございませんので、鋭意それを追及している状況でございます。さらに、発表をされました直後に、在日米軍司令部に對しまして従業員の雇用の継続を図るよう、もし縮小されるようなところがあれば、他の地域にそれをトランスファーしまして雇用の継続を図るよう、というふうなことで鋭意申し入れをしたところでございます。

それからさらに、問題の重要性にかんがみまして、沖繩におきましては大変従業員の方々が心配しております。そこで、担当官を現地に派遣いたしまして、同じような趣旨で、各軍にそれぞれ申し入れ、さらには領事館にも申し入れたというふうな状況でございます。今後、昨年五十一年に実施されました同じような努力目標で、できるだけ継続雇用が図れるように、われわれは神経をとがらせながら、米軍の情報とりながらここに対応しておるといふふうな状況でございます。

○片山甚市君 いまの言葉をつづめて言いますと、単に部隊間の業務の移管だけで人員整理が容易に行われるようなことはさせないんですね。そういうことについて米軍との間にはしっかりとした交渉をやつていきたい、こういうことで理解をしてよろしうございませうか、言葉をつづめて言う。

○政府委員(菊池久君) 米軍にいたしましては、単なる施設の返還を伴わない業務の移管でございます。単なる施設の返還を伴わない業務の移管でございます。このことは当然従業員は全体が救済できるんではないかと、陸軍の管理機能と海兵隊の管理機能と若干違ふ面がございますので、その辺がたとえは職種の中におきまして海兵隊が使う従業員の職種が違ふとか、そういう問題ができてまいると思ひます。そのときと、えども若干のトレーニングをしまして、その職種に合うようにして雇用の継続を図れるようにということで申し入れをしていくという状況でございます。

○片山甚市君 どちらにしても、部隊間の業務の移管だけという単なることで、人員整理が行われるようなことがないよう努力すると言明したと受け取つておきます。

ところが、敗戦後三十年たちまして、駐留軍の従業員の大多数は、御承知のように中高年齢になつてしまひました。新しく雇われる人はありませんし、先任順位でありますから、人員整理があまりまずと、若い人から、または年がいくと定年でやめていく、こういうことでありまして、再就職ということが大変困難だといふことはもう施設庁がよく御承知だと思ひ、労働省もよく御承知だと思ひます。

そこで、特に沖繩県の雇用情勢が深刻でありますから、今度特別措置法を五年間延長していただだけでも解決できると思ひないんですが、この特別措置法の延長で解決できると思ひます。うか、いかがでしょうか。

○政府委員(細野正君) 沖繩の失業情勢が大変悪いといふのは、先生御指摘のとおりでございます。ただまあ、最近若干は昨年の一時に比べまして、たとえは失業率が七・九%ぐらひだったのが、

最近ではようやく五%ちよつとというふうなところになると改善の兆しも見えておりますが、しかし全般として、冒頭申し上げましたように、大変情勢は厳しいわけでありまして、その中で、まあ駐留軍離職者の方々の再就職を促進していかなくてはならぬという点、大変困難を伴うわけでございますが、しかし、私どもは、この駐留軍離職者臨時措置法の中に定められました援護措置、これを継続するためにこの法律の五年間の延長をお願いしているわけでございますが、これに定められております諸措置につきましてそれぞれ充実に図つておられます。たとえば、一般的な対策ではございませんけれども、当然駐留軍離職者の方にも適用になる制度として、たとえば、中高年齢者を雇つてくださる事業主に対して賃金を一定期間助成をするというふうな制度、こういうものを新設しておるわけでございまして、そういうものをまたフル活動してまいりたいというふうな考へております。

それからさらには、御存じの公共事業の吸収率による吸収というふうなことも、一層その内容を充実していこうというふうな考へておるわけでございまして、こういう諸対策を総合しまして、全力を挙げて対処してまいりたいというふうな考へておるわけでございまして、

○政府委員(菊池久君) 私どもは、離職を余儀なくされる場合が起り得るといふことを前提として、現在、従業員が在職中に職業訓練等行つておるわけでございます。これは基地の中で、基地の施設なり物品なり機材等を借りまして、その中で講師を招きまして訓練をする。それから、そのほかに場外に、基地の外におきまして学校、訓練機関等に委託しまして、そこで訓練を受けていただくというところで、現在、身分の安定しているうちに特に中高年齢になられた方につきましては、そういう受講の機会を十分に与えてやるというところで、現在対処をしております。今後とも続けさせていただきますというふうな思つております。

○政府委員(細野正君) 沖繩の失業情勢が大変悪いといふのは、先生御指摘のとおりでございます。ただまあ、最近若干は昨年の一時に比べまして、たとえは失業率が七・九%ぐらひだったのが、

最近ではようやく五%ちよつとというふうなところになると改善の兆しも見えておりますが、しかし全般として、冒頭申し上げましたように、大変情勢は厳しいわけでありまして、その中で、まあ駐留軍離職者の方々の再就職を促進していかなくてはならぬという点、大変困難を伴うわけでございますが、しかし、私どもは、この駐留軍離職者臨時措置法の中に定められました援護措置、これを継続するためにこの法律の五年間の延長をお願いしているわけでございますが、これに定められております諸措置につきましてそれぞれ充実に図つておられます。たとえば、一般的な対策ではございませんけれども、当然駐留軍離職者の方にも適用になる制度として、たとえば、中高年齢者を雇つてくださる事業主に対して賃金を一定期間助成をするというふうな制度、こういうものを新設しておるわけでございまして、そういうものをまたフル活動してまいりたいというふうな考へております。

それからさらには、御存じの公共事業の吸収率による吸収というふうなことも、一層その内容を充実していこうというふうな考へておるわけでございまして、こういう諸対策を総合しまして、全力を挙げて対処してまいりたいというふうな考へておるわけでございまして、

○政府委員(菊池久君) 私どもは、離職を余儀なくされる場合が起り得るといふことを前提として、現在、従業員が在職中に職業訓練等行つておるわけでございます。これは基地の中で、基地の施設なり物品なり機材等を借りまして、その中で講師を招きまして訓練をする。それから、そのほかに場外に、基地の外におきまして学校、訓練機関等に委託しまして、そこで訓練を受けていただくというところで、現在、身分の安定しているうちに特に中高年齢になられた方につきましては、そういう受講の機会を十分に与えてやるというところで、現在対処をしております。今後とも続けさせていただきますというふうな思つております。

○片山基市君 臨時措置法だけでは、駐留軍の諸君の離職をした場合のいわゆる対策としては万全でないという意味で、何らかの事をやっておるのだ、こういう御説明だと思えますから、この法律ができたら大体それで離職対策はできるのではないと、こういうように理解をしておきます、そういうお言葉だと思えます。反対であればまた局長の方から、労働省の方は反論してよろしいけれども、なければ私の言うことだと、こうしておきます。

それで引き続き、いま局長から説明がありましたから、臨時措置法には各種の援護措置はあります。しかし、その内容は至って不十分だといふ立場で見えます、就職促進手当といふことで出されておられますけれども、それは本年度の増額は三千百円、これは前の失業保険の基本手当日額の最高、いわゆる金額が五千四百六十円ですから、その六割にも満たない程度で、果たして就職促進手当としての役割りを果たすのか、果たさない、こういうように考える。また、いまお言葉がありましたように、雇用奨励金について、本年度アップして平均一万三千円、これは年齢別に差がありますけれども、平均するとそういうことだそうですが、一年間雇用主にやられてやろう、こういう程度のもので、労働者の雇用が大きくなるということについては、中小企業を含めて大変むずかしい、これは考えられない。現在の雇用情勢を考慮して実効が上がる一般的な施策というものをつくるように、その内容を改善するようにしてもらいたいと思うんですが、大臣からそのことについてはどういふような労働省としての対策をとっているのか、御説明を賜りたいと思うんです。

○國務大臣(藤井勝志君) 先ほど局長からお答えをいたしましたように、今度の臨時措置法の延長と同時に、新しい政策としては、中高年齢者を雇い入れる事業主に対して、特別援助措置をやっていくという、これは全国、全体でございまして、けれども、そのほか、ただいまお話しございましたように、就職促進手当、あるいはまた雇用奨励金の

の制度も毎年充実をしておるわけでございまして、たとえば、就職促進手当は二万八千円から三万一千円、あるいはまた雇用奨励金は月一万二千円から一万三千円、こういうふうなふやしてきております。やはり私はこういう制度を毎年充実していつて、特に雇用情勢の厳しい現状、特に沖繩方面においてはなおさら失業者が多いわけでございまして、そういう点において特別の配慮をやっていく、こういうことで対応していきたいと、このように考えるわけでございまして。

○片山基市君 そうすると、いまのところ一般施策としての内容を深めるということについては、格段の、それ以外はございせんか。

○國務大臣(藤井勝志君) やはり、沖繩につきましても、基本的には地域開発、産業振興といふ、こういう点において、やはり全体的に経済の力をつけていくということが大前提だと思つてございまして、それ以外の雇用政策自体としては、いま申しましたような制度を積極的に活用すると同時に、毎年これを充実していくといふ、こういうことによつて対応していく、このように考えておるわけでございまして、私は、雇用政策につきましては、雇用機会の拡大ということ、これを全国的なスケールで対応していく、その一環として、沖繩について先ほどのような特別の配慮をしておる制度がありますから、その制度を充実していくということによつて雇用問題に対処したい、このように考えるわけでございまして。

○片山基市君 同僚議員の方から、この問題については質疑をして、内容的に詰めていただけると思いますが、私は、労働省が、大臣が、前向きに地域開発も含めて努力をしていきたいし、内容的にも今後充実していきたいという考え方だけを、とりあえずお聞きをして、内容的には同僚議員が後からもう少し突っ込んで御質問をしていただけるものと思つて、次の問題に移ります。いまお話しのあるように、特に、沖繩における完全失業者は、若干の数字は違ひますが、私の手元では、五・六%程度、本土の約二倍以上

の失業者がある。新規学卒者の就職の機会も非常に十分でない状況だとわれわれは見ておりました。それが変わったと、もう沖繩は大変好転したんだといふことになれば別であります、駐留軍全体二万二千のうち八千が神奈川県、沖繩が八千、残り全国に四千が散らばつておるといふことでありますから、非常に大きなウエートを持つ沖繩の駐留軍従業員だと思つておるわけです。これについて、実は県外に就職をすればいいじゃないか、そういう広域就職の道をつくつたんだという話がありましたが、県外と言っても、日本国じゅうが、全体が雇用がむずかしいときでありますから、沖繩の方々をすんなりと受け入れていただくような条件をつくることも非常にむずかしい。ないとは言いません、大変努力をしていただいても、五十三年度でもそのとおりいかどうか、大変、別であります、先ほど、二百名余り、駐留軍全体としても整理の人員の予告的なものがある。非常に心配するわけです。それから、定年でやめていく人もおられる。そうすると、非常に心配します、県外就職といつても、これは本土の受け入れ体制が十分でない、そうすると、いま大臣がおっしゃつたように、沖繩の実情に合わせて雇用機会をつくるということに最大の努力をしながら、地域的な解決を図れるだけ図つた上で、全国的な措置をとられる、こういうことにしなさいやならぬだろう。そういうことについて、いよいよゆる施設庁あるいは労働省の取り組み、考え方、こういうことをただしておきたいんですが、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(細野正君) 先生御指摘のように、一般的に県外の就職といふのはなかなかむずかしい事情にある点は御指摘のとおりでございますが、しかしながら、学卒者等を中心に若年者につきましても、かなり求職を上回るぐらいの求人が出ておることも事実でございます、したがって、若い方を中心に、また年輩の方でも移動可能な方についてはやはり県外就職ということを進めていこう、こういうことで広域紹介に対する各種の援

助措置といふものを今回、今年度の予算におきまして強化をいたしておるわけでございまして。しかし、大部分の年輩者につきましては、いま先生のお話のように、移動することも非常にむずかしい面もございまして、それから県内の情勢がなかなか容易でないという点、御指摘のとおりなわけであります。そこで、私も、先ほど申しましたけれども、この臨時措置法の中に定められております各種の援護措置自体の充実を図りますほかに、一つには、基本がやはり沖繩における経済的な開発ということが基本でございまして、沖繩開発庁その他関係の機関とよく連絡をとりまして、沖繩県の開発自体を進めていただくために努力をいたしたわけでございまして、なにか、公共事業につきましても、今回は、従来も沖繩についていふん配慮されてきているのでありますけれども、今回はまた特に沖繩に対して重点配分という点についても気を配つていただいたわけでございまして、これについての失業者の吸収率というものを積極的に活用していくというふうなことで対処してまいりたい、それからさらに、一般的な民間雇用としては、先ほど大臣からもお話しございましたように、中年者、高齢者を雇い入れる民間企業に対して貸金を、これも三分の二、二分の一というふうな、企業の規模に応じて区分がございまして、かなり大幅な助成をする措置を今年度から新設をしたわけでございまして、こういうものを活用して、極力県内における就職を促してまいりたいというふうな考えをしておるわけでございまして。

○片山基市君 施設庁にお聞きしようと思ひましたけれども、次の問題につきましますから、いわゆる沖繩開発庁にお聞きするんですけれども、そのような意味で、いま沖繩の産業についての開発についてどういふようなお考えを持っておるか、まずお聞きをしておきたい。

○説明員(金子清君) 沖繩の復帰に際しまして、本土との格差の是正と沖繩の自立的発展の基礎条件の整備を目標といたしまして、振興開発計画が

作成されたところでございますが、これによりまして国といたしまして、各般の施策を積極的に進めておるところでございます。復帰後五年余を経過いたしましたので、他の地域を上回ります大幅な公共投資がこの地域に行われまして、その結果、道路、空港、下水道等、すでに本土水準に達しておるといふような状況になっております。また、県民所得につきましても相当向上してきておるところでございます。

それで、今後の問題といたしましては、地場産業の振興あるいは公共事業の促進というふうなことであります。県民所得の一層の向上と雇用機会の確保に努めるということに全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○片山重市君 県や関係団体が努力をしていような雇用をつくり出す、問題提起をされることはもつともでありましても、国が率先をして実効の上から計画をつくり上げていく、その意味では、開発庁が責任が非常に重たいと思っております。そういうふうなことで労働大臣、いま積極的の、いまの沖繩の完全失業者が本土の二倍と言われるような問題を解決するために努力される用意がおりますか、お答えを願いたいと思っております。

○国務大臣(藤井勝志君) 沖繩の特殊事情、特に厳しい雇用環境を考へますとき、やはり私は、基本的には、先ほども申し上げましたように、沖繩の開発といたしまして、沖繩開発庁に大いにかんばっていただきまして、そうしてわれわれはわれわれでやはり雇用機会の拡大という、これは全国的なこれからの大きな課題と心得ておりますけれども、ひとつそういう対応の仕方によって、沖繩の厳しい雇用情勢に一步でも二歩でも改善の道を今後開拓していかなければならぬ。特に、中高年齢者が高齢者社会とともに、全国的に非常に厳しい雇用環境に置かれますから、大いにそういう面について、ただ労働者の枠組みだけで、雇用政策オンリーで対応するというのでは、とても十分なことができない。だから、広く基本的な問題も関係省庁とよく連絡をとって対処したいと、この

ように考えているわけでございます。

○片山重市君 駐留軍従業員は、先ほど申しましたように、中高年齢の人になってしまっておりまから、就職をするについては、国及び公共団体が大変な助力をしないと、単に一産業、企業だけにしわ寄せするわけにいかない。戦後のやはり御苦勞を願った人々でありますから、そのおつもりでひとつやっつけてもらいたい。一般の問題と違ふんです。基地というところは、御案内のように、日本の国の日の丸の旗が立つておるところではなくて、星条旗が立つておるところ。だから、そのあたりは十分にこれは失礼ですが、外国へ行くと外国手当がもらえるようなものでありますから、そういうことは言っていませんけれども、その点でやはりこの問題についての取り組みをしてもらいたい。

結論として大臣にお伺いしたいのは、いずれです、わが国の政府が雇用主となつておるのでありますから、この従業員については万全を期して、その雇用の問題、労働条件については保障していききたい、こういうふうにお考えなのか。そういうふうにお考えだと思つてから、決意を表明して、五年間延長される法律については、その法律の制定だけじゃなくて、身分を守つていきたいと、こういう言明をしていただきたい。そして、関係従業員いま二万二千人おられますが、やはりこれで安心だと言つてもらえるように、大臣の前に施設庁の方から、まずそういうふうなことから決意表明をいただいて、私の質問を終わりたいと思つておられます。

○政府委員(菊池久君) 先生の御指摘、御指導のとおりでございます。私もとしましては、従業員二万二千でございますが、このほかに家族を入れますと十万人になるわけでございます。そういう、いわゆる駐留軍従業員の安定的な職場を確保するために、やはり日常から努力していきたいというふうな思つておられます。したが、先ほど来お話しございましたように、

人員整理の通告等があります場合には、あらかじめ、なるべく早くその情報をとって、妥当な解雇であるかどうかという点をチェックする。それから、さらには雇用の継続を図っていくというふうな交渉を重ねまして、身分の継続につきまして努力していききたいというふうに思つております。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘の点、労働省といたしまして、今後政府の立場におきまして、これが雇用者であるという、こういう責任を踏まえて、今後後衛施設庁等関係省庁と十二分な連絡をとって、そして雇用の安定、再就職の促進と、こういうことについて十二分の配慮をいたしたい、努力をいたしたい、このように考えております。

○片山重市君 大臣、お答えいただきました。雇用の安定ということの中に、できるだけ離職者が、法律はありますけれども、離職者が出ないような形で安定していきたいというお言葉が入つておると思つて、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤井勝志君) 先ほども政府委員から御答弁いたしましたように、再就職を待つている人が八千人近くあるというこの現実を踏まえて、再就職の促進にも全力を尽くしたいと、このように考えております。

○高杉迪忠君 たいま片山委員からの御質問、問題提起について大臣の御決意が述べられましたけれども、私は若干重複する事項があるかと思つて、確認の意味で、まず大臣からお答えをいただきたいと思つて、駐留軍離職者の発生状況とその対策については、本年一月の駐留軍離職者対策審議会の答申では、駐留軍関係労働者をめぐる諸般の情勢にかんがみ、今後においても相当数の離職者の発生が予想されると述べています。具体的にとどのようにならぬか、この点が第一であります。

二番目に、特に先ほど片山委員も指摘されましたように、円高ドル安情勢に伴う米軍の労働関係予算の不足による人員整理への影響については、これはどういふふうにお考えになつておられますか、まず御所見を承りたいと思つておられます。

○政府委員(菊池久君) 離職者の見通しでございますが、非常にこれはむずかしい問題でございます。先ほど申し上げましたのですが、十二月の二十二日の合同委員会の取り決めによりまして、長期的な雇用計画の策定が可能かどうかという問題につきまして、日米間でこれからさらに詰めていくというふうな合意されております。現在、私も鋭意米軍とあらゆる情報交換をやつておるわけでございますけれども、これは三月一日現在でございますが二百十二名、本土におきまして百九名、沖繩で百三名の人員整理の予告が参つております。これは九十日以上前の予告でございますので、これを受けまして、われわれは、ほかのポストにこれらの人たちが転勤措置によりまして継続行為が図れないかどうかということ、現在調整している段階でございます。したが、現時で、全体的に五十三年度の雇用の実態につきまして把握することが非常にむずかしい状況でございます。この点につきましては、米軍とも今後どのような方法で雇用の計画がつけられるかどうかということにつきまして、協議を進めていくということにしておるわけでございます。

○高杉迪忠君 駐留軍従業員の労働費分担と雇用問題について伺いますが、昭和五十三年度における駐留軍関係労働費というのはどのくらいになっておりますか。また、このうち賃金、福利関係費、それから労働管理事務費等の経費というのはどのくらいになっておられますか。また、これらの日米のそれぞれ別の支出額についてはどういふふうになっておられますか、伺います。

○政府委員(菊池久君) 五十三年度、私どもの労働管理費、これは調達労働管理費という項になっておりますが、八十八億三千八百一十二万二千円という金額でございます。このうち今般、五十二年十二月二十二日の日米間の合意によりまして、わが日本国が経費負担することになりました経費につきましては、社会保険料等の法定福利関係、それに任意福利関係、さらには間接雇用形式を

とつてゐるための調達労務管理費でございませうが、この経費を合わせまして六十一億何がしという、約六十一億という金額になつております。これを新たに日本政府が分担するという事になつております。ただ、米軍の分担しております駐留軍労務者の全体の労務費につきましては、これは賃金等でございませうが、これらにつきましてはなかなか明確でございませう。約一千億ということにございまして、まあわれわれが、日本政府が今般分担することになりまして六十一億という額は、大体六%前後ではないかというふうに思う次第でございませう。

○高杉迪忠君 昨年十二月二十二日の第三百八十四回日米合同委員会における在日米軍従業員の労務問題についての合意事項がございませう。この合意事項に基づき日本側が負担する経費として、五十三年度予算においてはまず法定福利費、それから任意福利費、管理費等が計上されております。いま御説明が若干ありましたが、これは五十三年度については具体的にどういうふうになつておりますか。いまの点ちよつと確認の意味でもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(菊池久君) 五十三年の四月一日以降日本政府が負担すべき経費でございませうが、法定福利費でございませう。この中には健康保険料の事業主負担金、厚生年金保険料事業主負担金、児童手当の拠出金、雇用保険料事業主負担金、労働者災害補償保険料、船員保険料事業主負担金、日雇労働者保険料事業主負担金、それに健康診断費等でございまして、これらの経費を合わせまして法定福利費といつたしまして五十一億でございませう。さらに、任意福利費でございませうが、これは雇用主としてしほつて諸般の施策を積極的にやるというふうな経費でございませうが、福利厚生費関係、これはレクリエーション関係の経費等でございませう。それから、制服費、ユニフォームでございませうが制服費、それからほう賞費、このほう賞費は永年勤続者表彰とか特別行為に対するほう賞、こういうものでございませう。さらには災害見舞金、

これらのものが任意福利費という項目の中に入るわけにございませう。これが一億一千万でございませう。それから管理費でございませうが、これは渉外労務機関、都道府県に事務を委任してやつてゐるわけにございませうけれども、これらの渉外労務管理機関の人員費と事務費でございませうが、これが九億八千万でございませう。合計いたしまして六十一億八千万というふうな金額になる次第でございませう。

○高杉迪忠君 これらのいま御説明いただきました経費は、従来米軍が負担していたものであると思ひます。駐留軍従業員の雇用の安定のために、新たに日本政府が負担することになつたものと聞いております。それでは、これにより従業員の雇用、労働条件の確保にどの程度役割りを果たすことになると思ひますか、見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(菊池久君) 先生御指摘の点でございませうが、これは昨年の五十二年の十二月二十二日の合同委員会におきまして、日米間で合意をした内容がございませう。これを見ますと、昨年の、五十二年度の従業員の給与改定につきましては、従業員の立場をよく理解しまして、労働条件等を切り下げることなく、国家公務員と同様、同率で実施するということで行われたわけにございませう。そして五十三年度以降につきましても、五十二年度と同じような配慮を払つて、給与改定等につきましては努力していくというふうな米側の合意を得てゐるわけにございませう。それからそのほかに、先ほどちよつと申しました、日本政府としまして経費の分担を法定福利費、任意福利費、管理費について分担する。ただし、それは国会の承認を得られてからであるということにございませう。

それからさらには、長期的な雇用計画の策定ができないかどうかという問題、それから民間業者に仕事を切りかえていく、下請に出してしまふというふうな問題、それから国内、日本の労働法令の適用の問題につきましては大変難航してゐる問

題でございませうので、今後とも鋭意詰めていくことに同意しますというふうなことでございませう。したがらば、われわれとしましては従業員の福利さらには身分の安定につきまして一段の努力が払われるというふうな理解し、われわれもそのつもりで努力しなくちゃならないというふうな思つております。

○高杉迪忠君 いまのお答えから私確認をいたしたいと思ひますけれども、米軍の労務関係費の不足に伴い、日本側の負担が増大する傾向にありますが、その経費負担に対応して従業員のいまお話しも若干触れましたが、従業員の雇用計画を確立するなど、雇用不安の解消ということを私は行ふべきだと思ひますが、この点について、確認でありますか、御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(菊池久君) 今般、経費負担することに伴ひまして、米側におきましても従業員の福祉並びに身分の安定につきましては十分考慮を払うという合意をしてきてゐるわけにございませう。それから、さらには今後ドル安とか円高ということ、われわれはその人員整理を受けなければならないというふうな日本政府の思想もございませう。それを受けて、われわれとしましては鋭意対米交渉するに当たりましては、この昨年の十二月二十二日の取り決めに土台にいたしまして、こういう合意に基づいてわれわれは経費を分担してゐるんだということを前提にいたしまして、雇用の安定、身分の安定につきまして米軍と対処していくというふうな存じてゐる次第でございませう。

○高杉迪忠君 先ほど片山委員からも質問があり、指摘がされましたけれども、米軍の労務関係予算の不足を理由に従業員を解雇し、その業務を民間に下請切りかえを行うという問題が出ておりますが、具体的には横須賀の海軍士官食堂問題等をめぐつて、昨年末日米間で事前協議をすることの確認が行われておりますね。こうした問題についての対応についてはどうなんでしょう。先ほど若干片山委員が触れられましたけれども、その問題についてまず伺ひます。

○政府委員(菊池久君) 先生から例示ございませうが、これは昨年の八月二十五日に米軍の方から、経営の行き詰まりを理由にいたしまして、在籍する従業員、十七名ございませうが、この十七名の従業員を全部解雇いたしました。業者に切りかえをしたいというふうな提案がなされてまいりました。当庁としましては、こういう業者に対して切

りかえの問題ということは、従業員の雇用の安定にはまさに反対の立場に立つ行動でございませうので、直ちに米軍と事務的な協議をまず行ひまして、さらには大臣、事務次官、さらに現場におきましては神奈川県知事、横須賀市長さん等が二十数回にわたりまして米側と交渉を持った次第でございませう。その結果、十七名の従業員がおられたんでございませうが、このうち十一名の方にございませうはそれぞれ配置転換等によりまして身分の安定を図つたということにございませう。これを前例にいたしまして、われわれとしまして同じようなこういう業者切りかえの問題が起きては大変な雇用の不安につながるというのでございませうので、昨年の十二月二十二日の合意を土台にいたしまして、米側につきまして、どういふ場合にしたらばわれわれは業者切りかえを受けざるを得ないのか。それから、もしそういう事態が発生したならば、従業員の雇用の継続をどうしてやるのかということにつきまして、鋭意米軍と現在折衝中をございませう。業者切りかえ等につきましては、極力避けるよう努力したいわけにございませうけれども、万が一そういう事態に達した場合には、どういふふうな対処の仕方があるかにつきまして、鋭意米軍と折衝を重ねてゐる状況でございませう。

○高杉迪忠君 この件は、昨年の十二月二十二日の日米軍従業員の労務問題についての合意事項の中でも懸案事項になつておりますね。ですから、下請に切りかえするということ、雇用の不安に通ずるようなこと、やはり十分慎重に対処していただきたい。これは要請です。それから、この第十六回の日米安全保障協議委

員会で合意された沖繩関係について伺いますが、沖繩における米軍施設ですね、この返還状況、これはどういふふうになっておりますか。また、これらの基地返還に伴って人員整理というものが当然出てくる、予想されるわけですから、その影響についてどういふふうに把握されておりますか。

○政府委員(菊池久君) 沖繩におきまます施設の返還でございますが、これは第十四回から第十六回安保協議委員会関係につきましての処理案件でございますけれども、現在までに千四百六十六万六千平米の施設が沖繩におきまして返還されております。これは十四回から十六回にわたります安保協議委員会の計画値に対比しまして二四・七%の進捗でございます。これは施設の移設に伴うものに伴わないものとございまして、施設の移設を伴ってその跡地を返還するというふうな事案等もございまして、鋭意地元との話し合いをしながら移設計画についての積極的な推進を図って、できるだけ早く施設の返還を実現するという事で取り組んでいる状態でございます。

それから、第二点の沖繩における駐留軍従業員の人員整理の状況でございますが、若干四、五年にわたりまして御報告させていただきたいのですが、四十八年度でございますが、二千七百三十四名の人員整理がございました。それから四十九年度は二千八百四十六人でございます。さらに、五十年度は二千二百五十名でございます。昭和五十一年度におきましては千九百七十二名でございます。昭和五十一年二月末現在四百六十六名というふうなことでございます。

したがって、ただいま申し上げました人員整理の状況から申し上げますと、五十一年から若干人員整理の人数が減っております、漸減の傾向にあるというふうに見られるわけでございますが、これだけではないで、われわれとしまして、たとえ五十二年二月末現在四百六十六名ではございますが、今後とも相当数の人員整理が出てくるんではないかということで、十分なる警戒をしながら対軍交渉を行っている状況でございます。

ういふ事態が発生した場合には、先ほど申し上げましたように九十日以前の時点におきまして内容をわれわれの方に知らせてもらおう、それによって米軍部内における調整ができないかどうか、それを検討していくというふうに対処しているところでございます。

○委員長(和田静夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として山中郁子君が選任されました。

○高杉勉忠君 それでは次に、五十三年度の従業員の雇用計画についてはどういふように把握されておりますか。また、長期的雇用計画の作成について、どういふような見通しを持っておられるのか。これらの問題についての日米合同委員会における協議の内容というのが、もしありましたら聞かしていただきたい。

○政府委員(菊池久君) 五十三年度につきましては、人員整理、現在四月の十二日現在で把握している内容でございますが、米軍から通報を受けましたのが二百十二名でございます。これは本土が百九名、沖繩が百三名の人員整理の通告を受けております。

○高杉勉忠君 雇用の方なんだよ、私の言うのは。○政府委員(菊池久君) はい。それで、これは実際九十日以前の通報がありますので、現在調整中でございますが、雇用計画につきましては、先ほど先生御指摘のように、昨年の十二月二十二日の合同委員会の取り決めがございます。それを受けてまして、非常にこの雇用計画の策定につきまして、はむずかしい問題でございます。雇用計画の策定の可能性についてというふうな合意になっておりますけれども、米軍に対して現在いかなる方法で、たとえば一年間の雇用の計画が立てられるのか、各軍間の関係についての情報がとれるのかどうかという点につきまして、現在交渉の最中でございまして、われわれとしまして、でき

る限りの長期的な計画をつくりたい、もしできなければ短期的でもいいけれども、一年以内の雇用計画はできないかということでも米軍といま交渉中でございます。これも時間的には相当かかると思いますが、これも非常に米軍の皆さんにつきましても心配をかけている問題でございますので、できるだけ早くこの結論を出したいということで鋭意折衝中でございます。

○高杉勉忠君 昭和五十三年度予算における特別給付金の経費というのがありますね、それから本年度の従業員の離職者などの程度推定してこれは算定されたんですか、その積算の根拠というものを明らかにしていただければありがたいと思うんですが。

○政府委員(菊池久君) 特別給付金でございますが、これは五十三年度の予算計上額が五億二千三百六十九万円でございまして、この策定の根拠でございますけれども、これは一表、二表関係という政令上二表に分かれておりまして、いわゆる人員整理の場合と定年退職等によつておやめになる場合と二表にわたっております。これを合わせまして推定人員千二百九十一名ということで推定しております。これは五十一年度と対比しますと五十一年度が二千九百四十八名というふうな対象で予算を計上したわけでございますが、これは先ほど申し上げましたように、この二、三年間人員整理が漸減の傾向にあるということで、査定いたしましたし、最近の離職数の減少傾向を加味した数値として千二百九十一名ということで策定いたしております。したがって、もし方が一予算的な不足が生じたような場合には、また財政当局等と御相談申し上げまして対処しなくちゃならないというふうな考えでおる次第でございます。

○高杉勉忠君 労働大臣に御所見を承りたいんですが、先ほど片山委員の御指摘によつて御決意を示されました。今日の駐留軍関係従業員をめぐる情勢というのは、厳しいことは大臣も御承知のとおりでありまして、したがって、その雇用関係はきわめて不安定な状況にあると思っております。政府は、これから従業員の雇用主たる責任において、その雇用、労働条件の確保についての万全を期すための御決意を伺いましたが、この労働の基本問題に對する、労働大臣、これからの問題として、どういふふうな御所見を持っておられますか、大臣の方から御所見を伺いたいと思っております。

○國務大臣(藤井勝志君) 御指摘のように、本当に日本の国全体が高齢者社会になって、特に中高年齢の雇用問題というのは大変厳しい環境に置かれておるわけでございます。特に駐留軍の離職者の方が多いわけでございます。そういう状況で、もういったん方々が沖繩においては四千五百名近く再就職を待つておられるという、こういう状態を考へますと、まず何よりも現在御審議を願っておりますこの駐留軍関係離職者臨時措置法の延長ということによつて、しかもその延長していただくと同時に、いろいろな援護措置の中味を充実していただくわけでございまして、こういう制度を積極的に活用いたしまして、そして離職者の実態に即したきめの細かい職業指導、再就職指導、それから職業訓練、こういったことに積極的な手を配すると同時に、今度は相当積極的な公共事業を、しかも上半期七三%前倒しという、こういった施策によつて国全体の景気をよくすると同時に、特に沖繩には失業者吸収率制度六〇%という、こういった制度がございまして、これによつて緊急な失業対策ということに進めたいと、このように考へます。

同時に、中高年齢者を雇い入れる事業主に対しては、新しい雇用政策としてこれが助成をしていく、中小企業者が雇い入れる場合には、通常支払われる賃金の三分の二を助成すると、こういう施策と相まちまして、当面の厳しい雇用情勢に對していきなさいと、このように考へるわけでございます。それともう一つ、私は、やはりこれからの雇用

政策としては、雇用機会の拡大ということについていろいろな施策を考えるべきである。これは労働省だけでは解決できないような、関係各省との連絡が必要でございます。そういうことも考えながら、ひとつ今後高齢者社会に対応し、特に高齢者の多い駐留軍離職者対策ということについて万全を期していきたいと、このように考えるわけでございます。

○高杉迪忠君 大臣からのいま御見解を承りましたし、御所見を承りました。先ほど片山委員からも御指摘がありましたとおり、中高年齢者の再就職推進のためには私は大変だろと思うんですが、特に、私はこれから沖繩における駐留軍関係離職者対策について若干触れたいと思っておりますけれども、駐留軍関係離職者対策の大綱というのが昭和四十九年四月閣議決定であります。沖繩における特別対策、この実施の状況というのとその実績についてはどういふふうになっておりますか。ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○説明員(鹿野茂君) 沖繩県の駐留軍離職者に対する大綱に基づく実績でございますが、御承知のように、先ほどから御説明ございましたように、沖繩県における雇用、失業情勢というものは非常に厳しいものがあるわけでございます。その結果、昭和四十七年、すなわち沖繩県が復帰いたしました後におきます求職の申込数なり、あるいは再就職の状況を見ても、五十三年の二月末現在までにおきます沖繩県の公共職業安定所に申し込みました求職者数は、一万四千二百三十九人になっておるわけでございます。そのうち、再就業と申ししますが、就職あるいは自営を含んだ数字でございますが、再就業された方は二千七百七十八人になっております。その内訳を見てみますと、自営業として独立をされた方が三百二十八人、それから官公庁等へ就職された方が六百七十八人、それから民間へ就職された方が千七百九十八人になっておるわけでございます。一万四千二百三十九人に対して二千七百七十八人の再就職しか得られなかったということで、私どもも非常

にこの点については反省をいたしているところでございます。

○高杉迪忠君 それでは、具体的にお伺いしますけれども、五十三年度を実施することとしている沖繩失業者の就職促進対策の内容でございますね、これをちょっと説明していただきたい、それから就職資金について新設をされておりますね。沖繩から本土への就職に当たって、相当数の経費が必要だと思われませんか、これは単身者と世帯主とで違うわけですね。その積算の根拠というのはどういふふうになっておりますか。その貸し付けの条件ですね。また、その貸し付けを推定をしていると思えますけれども、それはどういふふうになっておりますか。

○説明員(鹿野茂君) 沖繩県の失業者に対します雇用対策をいたしましては、まず第一点は現在御審議いただいております駐留軍離職者臨時措置法に基づく援護措置、あるいは沖繩振興開発特別措置法に基づく援護措置があるわけでございます。このほかに、特に本年度からいゆる一般の失業者と申しましようか、に対します援護措置として幾つかの制度を設けたわけでございます。まずその一つは、先生ただいま御指摘いただきました就職資金の貸付制度でございます。この制度は、貸付金の中身は世帯主に対しては六万五千円、それから単身者に対しては六万五千円といたしておるわけでございます。この積算の根拠をいたしましては、通常沖繩県から本土へ就職した場合には、風土の遠いからやはり一定の就職の準備が必要であらうと。その必要な幾つかの品目を設定いたしました。それに対する金額を出しましたのが十萬三千円であるわけでございます。その何割、約六割ということで単身者といふふうにしたわけでございます。この就職資金の貸し付けの対象になる方は、いわゆる駐留軍離職者あるいは沖繩法に基づく失業者以外の一一般の失業者であるということが条件でございます。そしてかつ安定所の紹介で就職していただくということになっておるわけでございます。さら

に、この制度の目的は、就職をしていただく際の必要な資金を賄っていただくと同時に、さらに本土へ就職された後において定着をしていただく、その定着を奨励するという意味も含まれておるわけでございます。そういうことで、この資金を貸し付けられた方が果外就職されて二年以上定着した場合には、返還を免除するといふような形もとっておるわけでございます。このほか、就職資金の貸付制度以外に、さらに新たな制度をいたしまして、やはり本土における企業、特に雇用条件等のいい企業において沖繩県の方々を採用していただくこと、またそれを奨励しようといふことで、新たに沖繩県の方々を採用していただく事業主に対する雇用奨励金制度というものも新設いたしましたところであるわけでございます。

○高杉迪忠君 それから、なお細かくお聞きをしたいんですけれども、広域職業紹介相談員ですね、これを二名から五名に三名増員することにしておりますね。本土のどこに駐在をされるような御計画になっておるのか、それから、これらの具体的な業務内容ですね、相談員のものからいいますと、実績、こういうことはどういふふうになっておりますか、お伺いしたい。

○説明員(鹿野茂君) さらに、広域職業紹介を推進するためには、やはり必要な地元における相談体制、あるいはさらには本土に受け入れた後における援護体制と、こういう体制の確立が必要であらうかと思っております。その意味で、まず広域職業相談員、ただいま御指摘いただきました問題につきましては、沖繩県の安定所に配置をしておるわけでございます。沖繩県の方々は必ずしも本土就職についていふような知識等も持っていない場合がありますので、安定所の職員、指導相談員に加えて、さらに家庭訪問等によって広域紹介に対応するようないろんな指導相談をやらうといふのがこの制度でございます。これは昨年から実施させていただいております。本年度は、昨年度の二人からさらに三人を増加しまして五人にしたところでございます。

さらにつけ加えて御説明申し上げますが、本土におきます就職した後における援護を強化するというところで、特に雇用促進事業団の方に就職援護相談員制度というのを設けているところでございます。この相談員の数も、昨年度の三人から本年度は五人増員いたしまして八人としたしておるわけでございます。そして、主要な都道府県の各安定所に配置をいたしておるわけでございます。○高杉迪忠君 従来、労働省及び沖繩開発庁が、沖繩のこうした厳しい雇用失業情勢から本土への就職促進を強化すると、先ほど大臣からの御決意もあるし、御見解も示されましたけれども、事実としてその実績というものは、大臣も御承知のよう非常に少ない。また、お話をいままでも聞いておりますけれども、Uターン現象も多いと、こういうふうには言われるんです。そこで、広域就職の援護措置については、私は特別の措置が必要ではないかと、こう考えるんですが、これについて労働大臣、どういふふうにお見解をお持ちですか、承ります。

○國務大臣(藤井勝志君) ことし、先ほど政府委員から御答弁いたしましたように、新しい制度をつくったわけでございます。その実績を踏まえて、より一層効果の上がるように今後も努力していきたい、工夫をしていきたい、このように考えております。

○高杉迪忠君 先ほど片山委員からも指摘されましたが、次に私は、離職者対策大綱において、官公庁における離職者の採用について、中高年齢者の雇用率等を勘案して採用可能数を作成し、積極的に採用を推進すると、こういうふうにご大綱で述べておるわけですが、その実績というものはどういふふうになっておりますか。それからまた、官公庁のほかに、地方自治体、公共企業体等においても駐留軍離職者の積極的な採用を行うよう、特別の措置を講ずべきだと、こういうふうには私に思えますけれども、この点についてはいかがお考えですか。

○説明員(鹿野茂君) 御指摘のとおり、駐留軍関

係離職者対策大綱には、官公庁において積極的に係離職者を採用するようというふうな定めてあるところがございます。この四十九年から本年二月までのこの官公庁等における実績を見ても、官公庁へ就職した人を含めまして千九百十九人となっております。この千九百十九人の中には、通常言われる官公庁以外に、駐留軍関係労働者として再雇用された人も含まれた数字であるわけでございます。ただ、御承知のように、官公庁、特に国家公務員につきましては厳しい行政合理化のもとに、定員の増加というのが最近非常に厳しく制限されておりますので、最近におきましてはこの官公庁への就職というのは非常にむずかしくなっております。この面について関係官公庁への御協力をいただきながら推進をしてみたいというふうな思っております。したがって、官公庁というところでは、地方公共団体への就職者も含めた数字になっておるわけでございます。

○高杉迪忠君 駐留軍関係従業員が離職した場合支給される手当、その支給額など、またあるいは支給期間というのはどのようになっているんですか。それから、これらの諸手当の支給期限の切れた者について、この対策というのはどういうふうになっておりますか。これらの者については公共事業等に優先的に再就職させる措置というものを私はとるべきだと思っております。どうもお話を聞いていますと具体的ではないので、その点ちよっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○説明員(鹿野茂君) まず、駐留軍関係離職者対策の主要な柱をなしておりますのは、この就職活動期間の生活の安定を図るための就職促進手当でございます。この就職促進手当は、離職されて安定所へ就職申し込みをされた以降、雇用保険の支給期間を含めまして三年間支給することになっておるわけでございます。三年間を限度として支給をいたすことになっておるわけでございます。この就職促進手当の最高日額は、昨年度の二千八

百十円から本年度一〇・三%のアップをいたしまして、三千百円といたしておるわけでございます。そのほか就職、特に広域紹介を奨励するための制度といたしまして、広域求職活動費あるいは移動資金という制度が一つあるわけでございます。これは住居を移動して就職をしなければならぬときに、ただ単に安定所あるいは求人者との話し合いだけで就職が決まらぬことは非常な不安が多かるう、実地に必要な就職先というものを十分調査の上就職することが必要だろうということから、この広域求職活動費を支給いたし、また移動に必要な資金のために移動資金というものを設けておるわけでございます。さらにまた、この早期就職を奨励するための制度といたしまして、再雇用奨励金あるいは自営支度金という制度を設けておるわけでございます。そのほか、技能習得を奨励するための制度といたしまして、職業訓練手当あるいは職場適応訓練制度に基づく訓練手当の支給等もあるわけでございます。

○高杉迪忠君 沖繩振興開発特別措置法の第三十九条において、労働大臣にお尋ねをしたいんですけれども、労働大臣は公共事業における失業者の吸収率を定めることができるかとされておりますね。それはどういうふうに定められようとしているのか、吸収率について、それからまたその達成率についてはどういうふうになっておられますか。

○政府委員(細見元君) お尋ねのございました沖繩振興開発特別措置法に基づきます失業者吸収率の制度につきましては、国みずからまたは国の負担金の交付を受け、あるいは国庫の補助によりまして、地方公共団体が計画実施いたします公共的な建設または復旧の事業につきまして使用いたします無技能労働者の六〇%を失業者吸収率として定めまして、その吸収率制度に相当する無技能労働者を常に安定所の紹介によりまして、雇い入れておかなければならないという制度でございます。お尋ねのございました達成率の問題につきましては、まず公共事業吸収率の前提になります職業

安定所に対します施行通知書の提出件数は、五十二年で九百五十五件、吸収人員は実人員にいたしまして千七百六十二名となっております。現在のところ、個々の工事につきまして、それぞれ達成したかどうかについて調査することはいたしおりませんけれども、沖繩県の報告によりますれば、業者の手持ちの無技能労働者を除きまして、全員ただいま申し上げました実人員千七百六十二名を安定所の紹介によって雇い入れておりますので、その限りにおきまして、吸収率制度の達成を見ておるものと考えております。

○高杉迪忠君 それにしても、達成率というのは非常に低いんじゃないかと思っております。その理由というのはどうなんですか、どういう事情があるんでしょう。

○政府委員(細見元君) ただいま申し上げました施行通知書の提出件数九百五十五件と申しますのは、私ども沖繩において実施されます公共事業の工事総件数を確定的に把握することがきわめて困難でございますけれども、私どもの方で推定いたしましたところ、年間二千五百件程度の公共事業の工事件数が五十二年において存在したというふうな考えますので、九百五十五件は約四〇%程度は安定所におきまして工事の現場を把握して、それに対して所要の労働者を紹介したというふうな考えております。

○高杉迪忠君 それでは、沖繩開発庁の方に何う申すけれども、昭和五十三年度予算における沖繩振興開発事業費と、このうち公共事業関係費といふのはどのほどになっておりますか。

それからまた、沖繩振興開発金融公庫貸付規模等ですね、このうち中小企業等の資金及び住宅資金といふのはどういふふうに、どの程度になっておりますか。

○説明員(中沢祥枝君) 沖繩振興開発事業費の五十三年度公共事業、総計で申しますと、千三百五十四億でございます。それから、お尋ねの沖繩振興開発金融公庫の中小企業等に対する貸付予定額は三百五十二億円で

ございます。○高杉迪忠君 本年度においては、公共事業の拡充や政策金融の充実を図るという予算措置ですね、これが講じられておるのであれば、その実施計画というのはどういふような進展状況にありますか。これらの公共事業等の計画と雇用対策との関係というのはどういふふうな御検討いたしたんですか、わかりますか。

○説明員(中沢祥枝君) 本年度の公共事業の執行につきましては、全国同じだと思っておりますけれども、上半期におきまして七〇%の執行を図るというところで、沖繩県におきましても公共事業の執行につきましては、七三%だと思いましたが、その執行を目標に執行するよう現在計画を立てていると聞いております。

それから、五十三年度予算の沖繩におきます雇用効果でございますが、これはただいま申しました公共事業費のほか、沖繩振興開発事業費で支出される施設費がございますが、それと、先ほど申しましたが、沖繩振興開発金融公庫の中の住宅金融がございますが、それによりまして住宅建設、それから沖繩開発庁以外の各省に計上されておりました沖繩で支出される投資的経費、こういったものを合わせまして、五十三年度は、五十二年に比較しまして、およそ八千人程度の雇用増加があると推定しております。

○高杉迪忠君 いまお答えいただいたんですが、もっと具体的に、公共事業等の実施によって雇用の創出効果というのは、数字で述べられたと思いますが、それと、具体的にそれじゃ公共事業への失業者の吸収率の達成ですね、これはどの程度の効果があると、こういうふうな計画されておりますか。

○説明員(中沢祥枝君) 公共事業等によりまして雇用創出効果と、それが実際失業者の吸収にどのくらい役立つかという問題でございますが、これは非常にむずかしい問題だと思っております。と申しますのは、新規労働力の算入がどのくらいあるかという点にもよるのでございますが、県の見通し

等も考慮いたしまして、新規の労働力の増加がおよそ五千人と見込まれておりますので、民間投資を除外いたしまして、先ほど申しました公共事業費によりまして公共事業等による雇用創出効果は、八千人と仮定いたしますと、失業者の実際の吸収に役立つのはおよそ三千人程度であろう、こういうふうに思います。

○高杉忠忠君 私は公共事業の実施に当たっては、本土の大企業に請け負わせるんじやなくて、できるだけ地元企業、特に中小企業に請け負わせていくような、その育成を図ることだと思っております。そこで、雇用吸収力の増大を図るべきではないか、こういうふうには私には考えられません。その点についてはどういふ御見解がありますか。

○説明員(中沢祥枝君) 沖縄県における失業の吸収につきましては、何よりも地元企業による受注というものが重要だと思っております。こういう見地から、沖縄開発庁としましては現地の沖縄総合事務局、また県の事業につきましては県庁、各地方公共団体を通じて、発注額を分割いたしまして、できるだけ地元企業が受注できるように考慮を払っております。

○高杉忠忠君 いま申し上げましたような中小企業、特に地場の産業の育成、それから雇用の創出、失業者の吸収、これを今後とも沖縄自体で公共事業の中へ織り込んで十分な吸収をしていくということですね。これはぜひそういうことの実施を私は強く要望するわけであります。

次に、時間もありませんので、駐留軍関係の従業員の身分等についてお伺いをしたいと思っておりますが、駐留軍に対する労働提供の根拠は地位協定によるものでありますけれども、従業員の身分というものはどういふふうになっているのですか。これは労働省の方ですか、施設庁の方ですか。

○政府委員(菊池久君) 駐留軍従業員の身分でございますが、これは国の雇用人ということでございます。したがって、日本政府が直接的な雇主にござりますが、現実の使用人、使用主の側

にござりますのが米軍でございますので、この辺が大変労働管理しむすかしい点でございますので、われわれとしまして、雇用の立場におきまして間接的な雇用計画をつくっているわけでございますけれども、現実には各都道府県等に労働管理業務を委任いたしまして、現場におきまして、従業員につきましてはきめの細かい対策を行っておるといふことでござります。

○高杉忠忠君 いま従業員の身分について伺いましたけれども、原則としてその労働関係法令が適用されるわけですね。で、その実情というものはどういふふうになっておりますか、身分関係と労働法関係との関係については。

○説明員(小粥義明君) 基地に働きます労働者に対する労働関係法の適用については、地位協定によりまして原則的に国内法が適用されるということになっております。と同時に、それを受けまして、基本契約の中にもいろいろと関係の条項が定められておりまして、たとえば労働基準法で申し上げますと、原則的に労働基準法が適用になるということになっております。ただ、労働条件の中での基本的な問題は、基準法に決められておりますとおり、大体基本契約の中にも盛り込まれておるわけでござりますが、安全衛生等の細かい具体的な問題になりますと、基本契約上は国内法に従ってやるといふことになっておりますが、個々の運用に関してはなお問題なしとしない点もござりますので、これは防衛施設庁の方からお答えがありましたように、施設庁を通じて米側といまその国内法の適用について協議をお願いしているところでござります。

○高杉忠忠君 それでは、駐留軍労働組合については労働三権の保障もされているわけですね。じゃ、人員整理等については、その基本的な問題についてはどういふふうな交渉の経過があり、それから最終決定ではどういふふうになるのですか。この人員整理を行う場合、その対象となる職場の在籍者のうちで勤務年数の短い者から順次解雇する方法がとられていると聞いています。

ども、そういうようなものは具体的な整理等についての条件なんかはどういふふうなことで把握されておりますか。

○政府委員(菊池久君) 先生御指摘のとおりでございます。人員整理がおります場合は、各労働管理事務所ごとに従業員のリストをつくらせておいて、これは先任権と申しまして、先に入つた人から名簿をつくっておくということでございます。したがって、先任権逆順方式で経験年数の若い者から順次——たとえば具体的に一つの職場に三名の人員整理が発生した場合に、一番経験年数の若い者からやめていただくというふうなことで処理してござりますが、この辺も大変問題の多いところでござりますが、結局は経験年数の長い、非常にベテランの従業員の方についてやはり残っていただくというふうな趣旨が貫かれておる次第でござります。この点につきましても、今後の長期的な雇用計画の策定等につきましても、この点もかわりある問題だと思っております。この辺を踏まえまして、米軍との長期雇用計画の策定につきましては、十分な論議を闘わしていきなさいというふうになっております。

○高杉忠忠君 定年制が設けられていると聞いておりますけれども、その内容といいますが、定年制というのをちよつと具体的に聞かしていただきたいと思つております。

○政府委員(菊池久君) 原則としまして、定年制を設けておいて、六十歳でござります。ただし、特別に必要な従業員につきましては、臨時的な雇用をさらに重ねていくというふうな状況がござります。原則としまして六十歳定年ということでございます。これも、したがって、先ほどの臨指法の関係で申し上げますと、施設庁から交付いたします特別給付金という制度がござりますが、これも、定年でおやめになる方につきましても、今回また増額を図っていただくということでお願ひしている次第でござります。

○高杉忠忠君 大体時間でありまして、労働大臣に改めて所見を承りたいと思つておりますけれども、いままでの質疑を通じて、駐留軍関係従業員の雇用、労働条件の維持、改善、あるいはまた基地内の労働組合活動の自由確保などの問題について、私は、きわめて重要な問題が幾つかあると思つて、労働大臣の御見解、御所見を承りたいと思つております。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御指摘されました。特に駐留軍の雇用人、あるいはまた離職をやむなくされた方々、こういった人たちの雇用安定、生活の安定、そして再就職への道を求めていく援助措置、職業訓練を含めて、これは特に沖縄の特殊事情から考えまして、いろいろいままでもやってまいっておりますけれども、今後やはり駐留軍離職者等臨時措置法の延長をされたこの機会、年を追うてやはり整備しなげなぬ問題でござります。また労働関係、労使関係の問題も、その特殊性から考えまして、絶えずわれわれ労働省としては労働者の生活の安定、福祉の確保、雇用の確保、こういう面について十二分の配慮をしていくべきであると、このように考へておるわけでござります。

○高杉忠忠君 最後に、私は要望をして質問を終わりたいと思つておりますが、駐留軍関係離職者対策審議会が中央職業安定審議会に吸収されるということになっておりますが、駐留軍関係離職者対策について審議すべき機能というのは確保していかなくやならぬ、こういうふうな思つておる。したがって、いままで質疑を通じて幾つかの問題も指摘をし、要請もいたしました。労働大臣に強く、この措置法の五年延長だけではなくて、中身を充実をしていくという前向きの姿勢で行政の御指導をいただきたい。最後にお願ひを申し上げます。

○委員長(和田静夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分再開することとし、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二十三分開会

○委員(和田静夫君) たいだいまから社会労働委員会を開会いたします。

午前に引き続き、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続けます。質疑のある方は順次御発言願います。

○小平芳平君 今回の改正は、そう全面的な根本的な改正ではないわけでありまして、また、午前中のお二人の質疑でいろいろ問題点が出ておりますので、私もそう特別新しい問題点を持ち出すわけでもありませんので、ごく短い時間終わるつもりでもおりますし、また御答弁も、午前中に御答弁なされたことはそう細かくお話しくださらなくて結構であります。

初めに、防衛施設庁に伺いますが、五十二年十二月二十二日の外務省と防衛施設庁の名前で、在日米軍従業員の労務問題についてということ、法定福利費等を日本政府が国会の承認が得られることを条件として経費を負担するということが、このことについては午前中に詳しい御説明がありましたので、それでわかりましたので、この十二月二十二日の取り決めは、在日米軍従業員の労務の安定のためという御趣旨のように伺ったわけでありませぬ。

ところが、けさの新聞を見ますと、今度は住宅建設なども、防衛施設庁としては、米軍下士官の基地外居住に對し、基地内への新築移住が可能かどうか、新たな施設提供案を検討し始めたというようなことがニュースとして出ておりますが、この点についてはどういってお考えでしょうか。何かそういう具体的な検討をなさっていらつしやるのかどうか。

○政府委員(菊池久君) たいだいま先生御指摘の点につきましては、私は所掌が違つたのでございませぬけれども、当庁ないしは防衛庁に對しては、米軍の方からの確なこういうふうなものをつくれとかという要求はまだ来てないやに聞いております。私もけさの新聞を見て実は驚いたような次第

でございます。まだ来ておりませぬ。

○小平芳平君 仮に来た場合でも、こうした新聞に出てくるような、住宅を建設するというようなことが在日米軍従業員の労務の安定のためになるのかどうか、そういう理屈が通るのかどうか、そういう点はいかがでしょうか。

○政府委員(菊池久君) たいだいまの点につきましても、具体的なお話を受けていませんので、検討する方法はないわけですが、私も駐留軍従業員の労務を携わる者といつたしましては、昨年の十二月二十二日の日米間の合同委員会における合意に基づきまして、雇用の安定が今後とも図り得るといふ前提に立ちまして対処している次第でございます。先ほど先生がおっしゃつた新聞報道との関連につきましては、私も具体的にはまだ承知しておりませぬ。

○小平芳平君 では次に、駐留軍関係の雇用の長期見通しについてはいかがでしょうか。五十三年度においては、すでに二百二十二人の人員整理の要求が出されているということが朝の御答弁でありましたが、五十三年度の人員整理要求は、どういふことといたしまして、今後の長期見通しは、要するに現在の労働者が大量に減らされるのか、あるいはふやされるのかは、どういふことと思つておられますか、そういうふうな点の見通しはいかがでしょうか。

○政府委員(菊池久君) 駐留軍従業員の使用者が外国軍隊という特殊な立場にございませぬ関係が、これを事前に把握するというのは非常に困難でございまして、政府といたしましては、昨年の十二月の合意に基づきまして、長期的な雇用計画の策定の可能性について、米軍と、日本側といつたしましては防衛施設庁との間で継続検討するといふことに取り決めていた次第でございます。

そこで、先ほど先生おっしゃつたように、五十三年度におきましては、いまのところ大きな人員整理の予告はまたないわけにございませぬけれども、先般、三月十日に、沖縄におきましては、米

陸軍の管理サービス関係の機能というものを他の

軍隊に移管したいという話がございます。こういう問題も踏まえまして、できるだけ早く雇用計画なり移管の内容について把握したいということとして、鋭意米軍と折衝を続けている最中でございます。非常に長期的な雇用計画を策定するのは、いまこういう段階になりましても、非常にむずかしいといふことでございませぬので、さきの合同委員会の合意に基づきまして、極力米軍との折衝を積み重ねまして、よき雇用関係が樹立できる見通しを立てたいといふふうに思つている次第でございます。

○小平芳平君 防衛施設庁で、現在規模の米軍施設を維持するためには、二万二千人ぐらゐの従業員を必要とするといふふうな見通しを発表したことがございませぬか。

○政府委員(菊池久君) 私、ちよつと二万二千人ぐらゐの従業員で現在の施設を維持するといふ方針につきましては、発表したことはないと思つております。私も存じておりませぬ。現在、ただ、二万ちよつとの従業員がおるといふことでございませぬ。

○小平芳平君 まあ特別に、午前中のお話しの横須賀の士官食堂ですか、そうした例がなければ、そういう特別なことがなければ、まず現在の二万二千人程度の従業員が必要人数だといふふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(菊池久君) この問題も、米軍の現在の機能なり、在日米軍の日本における駐留の状態によりまして雇用関係が変わつてきておるわけにございませぬ。過去の経緯からいきましても、四十八年度あたりは従業員が四万三千人おりましたのが、現在は二万二千しかいないといふふうなことでございまして、米軍の施設機能、それから駐留の態様等の変更にによりまして変動があるといふふうなことに思つた次第でございます。

○小平芳平君 それから、この点についても、解雇予告九十日といふことにつきまして、まあそうした情報を素早くキャッチして、そして、米軍と交渉し、といふふうな御説明がずっと午前中あり

ましたが、この九十日を守るべきだといふことは、

前回の改正、四十八年第七十一回国会の参議院社会労働委員会におきましても、九十日を厳格に履行させるようにといふ努力をすべきだといふ附帯決議がなされておりますが、この点については、その後の経過からこの九十日は守られてい

るか、大局的に守られてい

た、九十日に、もっと早ければ早いほど計画はわかつた方がいいわけでありませぬけれども、そういう点、その辺のいきさつについてはどのような経過でしたか。

○政府委員(菊池久君) 先生御指摘の点につきましては、従来から国会の御審議等をいただきまして、鋭意米軍との交渉を積み重ねまして努力しているところでございませぬが、現在、米軍と取り決めを行つております契約上の問題ですが、これは、予告期間は四十五日以上ということにしてございませぬ。ただ、実態といたしましては、九十日以上の子告期間をとりまして、これは従業員に対する予告じやございませぬで、政府部内、われわれに九十日以上

の時間を与えるようにいふことを米軍に要求している状態にございまして、これを五十二年度の、ちよつと最近の例をとりまして、九六%はこの九十日以上の子告期間を守つて通告を行つているといふ状況になつております。したが

いまして、この件につきましては、やはり従業員の配置転換等のもし申請等が出ますと、配置転換等の処理をするとか、それから、希望退職者を募るとか、そういうふうな準備も必要でございませぬので、できる限り、とりあえずはこの九十日以上の子告期間を守らせるといふことで努力したいと、われわれとしまして、これを一〇〇%に持つていきたいといふふうな考えでおる次第でございます。

○小平芳平君 次に、労働省に伺いますが、離職者対策センターの活動状況についてはどうですか。

○政府委員(菊池久君) 離職センターは、防衛施設庁の方で補助金を計上いたしましてやっております。

施策でございます。

御報告申し上げます。これは、駐留軍関係離職者を対象といたしまして、離職対策事業及び福祉対策事業を行う、さらには、これらの駐留軍従業員の人たちの生活の安定を図るということを目的としまして設立されました公益法人でございます。

その事業内容でございますけれども、職業安定法第三十三の第一項に基づきまして、労働大臣の許可を受けまして行います無料職業紹介、それから再就職の相談、自立自営関係の御相談、それから求人開拓、生活相談等が事業の内容になっております。当庁としましては、この事業が非常に国の本来の業務を補充する役割を果たすということで、大変重要な施策であるというふうに考えますので、昭和四十五年以降その運営費につきまして一部補助してまいりました。四十八年度以降につきましては、新たに求人開拓費の一部を補助するということで、現在助成を行っている状況でございます。

その実績でございますが、就職あっせん関係で申し上げますと、五十一年度求職者が一万三千七百七十四人おりました。それから求人開拓延べ事業所数で申し上げますと七千八百九十五カ所、延べ求人数で申し上げますと九千七百九十一人でございます。さらに、延べ紹介人数は三千六百二十三人でございまして、そのうち就職できました人は九百十三人となっております。

また、五十二年度につきましては、求職者数が一万二千二百七十七人、求人開拓延べ事業所数でございまして七千八百四十四カ所、延べ求人数が九千九百五十四名となっております。さらに、延べ紹介人数で申し上げますと二千九百三十五人でございまして、このうち就職ができましたのが八百四十名でございます。

この就職が現実には少ない点でございますけれども、これはやはり先ほどからも論議がございましたように、駐留軍従業員の離職する者がおおむね四十五歳以上の中高年齢に達しておられること

が大変問題ではないか。それからさらには、民間企業のここ数年の採用の掌控というものが影響しているんじゃないかというふうに存している次第でございます。

それから、二番目の相談関係でございますが、五十一年度の実績で申し上げますと、再就職相談は四万五千六百六十六件でございました。それから、自立自営関係の相談が六百二十四件でございます。さらに、生活相談が一万四千五百二件でございます。大変活発に活動していただいているわけでございます。五十一年度におきましては、再就職相談が八万四千三百八十一件、自立自営相談が七千七百八十八件及び生活相談が一万九千四百九十九件という多数に上っております。全国で七カ所ございますが、大変活発に活動していただいている状態でございます。

○小平芳平君 大変活発に活動していただくのは結構ですが、結局、国の雇用政策としては、まず離職者を出さないこと、失業者を出さないことが最大の限目でもありませんし、やむを得ず離職、失業せざるを得なくなった方に対しては、いかにして安定した職業につくか、そこに最大の限目があるかと思ひます。そういう点は申し上げます。

次に、就職援護措置、就職促進手当てについて、これも午前中詳しく御説明がございましたが、この就職促進手当ての場合は、五十一年度で見ますと、実績が予算を上回っているわけですが、したがって、五十二年度、五十三年度はどのような見通しになるかということ、それが一点であります。

それから次に、雇用促進事業団による援護業務については、逆に今度は予算が多いわけですね、実績の四倍くらいになりますか。そういう点はどういうところからそういうことになるか、それは自然の成り行きでそうなるのがやむを得ないというようにごらんになっていらっしゃるのか、それとも雇用促進事業団による援護業務の方はもっと力を入れればやるべきことがあるのかということになるのか、その点はいかがでしょう。

○説明員(鹿野茂君) まず就職促進手当てそれから雇用促進事業団の行います援護業務との関連でございますが、就職促進手当ては、先生御承知のとおり求職活動期間中に生活の安定を図るために支給をする予算になっておるわけでございます。一方、雇用促進事業団の行っております援護業務は、再就職に当たっての一定の活動を行うというための援護業務になっておるわけでございます。したがって、最近のように雇用、失業情勢が悪化し、就職というものがなかなか芳しくありませんと、どうしても促進手当ての支給が多くなり、一方再就職に直接関連します援護業務というものが少なくなる、こういう関連で、先ほど先生から御指摘がございましたように、最近二、三年におきます状況は促進手当てが予算を上回り、逆に援護業務というものが予算を下回ってしか消化されないというふうな、そういうような関係にあるということでございます。

また就職促進手当ての最近におきます支給実績でございますけれども、先生御指摘のように、昭和五十一年度は予算を大きく上回って執行されたわけでございまして、昭和五十二年におきましては、予算額約二十六億に對しまして、二月末までの支給実績は六十三億円となっております。したがって、明年度の促進手当てにつきましては六十六億とほぼ本年度の支給実績を上回る予算を講じておるところでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、最近におきます雇用、失業情勢の悪化に伴いまして、雇用促進事業団の行っております援護業務が予算を下回ってしか消化されないという実績があるわけでございます。この問題については、当然この雇用、失業情勢の悪化の中でも、就職活動を活発にやらなければならぬという行政努力もひとつあるわけでございますが、また一方いろいろな制度が、たとえば自営支度金制度であるとか、あるいは債務保証制度であるとか、あるいは住宅確保奨励金制度であるとか、いろいろな制度があるわけでございますが、この支給について十分事業主あるいは関係労働者の方に周知も徹底してない面もある

ろうかと思つておるわけでございます。したがって、今後におきましては、これら制度の充実を図りながら、この周知について関係労働者あるいは関係労働組合の方に周知を図りつつ、その活用を努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○小平芳平君 いまお話しした債務保証費、それから住宅確保奨励金、この二項目の場合は、五十一年度実績はゼロですね。五十二年度は実績に出ますかどうか、それで五十三年度は予算は減らしてきているわけですね。余りこれは必要なさそうなんですが、いかがですか。

○説明員(鹿野茂君) 御指摘の問題につきましては、五十二年の実績についてはまだ把握いたしておりませんが、五十一年度と同様であるというふうに考えておるところでございます。ただ今後、私どもいろいろな援護対策、雇用、失業情勢が非常に厳しい中で、他にいろいろな援護施策を総合的に講ずることによって再就職の促進を図る必要があるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございますので、今後その充実にむしる努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○小平芳平君 やはり、住宅確保奨励金というふうな場合、たとえば具体的に、これは知らないで利用できるものが利用できなかったというケースがあるんじゃないかと、御答弁でもそういう意味のこともおっしゃっておられましたが、そういう点はやはり雇用促進事業団がそのための予算をわざわざ確保しておりながら利用されないということとは、ちよつと手落ちだと思つておるわけですね。そういう点は十分充実にいたしたいと思ひます。

それから次に、この点についても午前中から詳しくお話がございましたが、この駐留軍離職者の発生と、それから沖繩における失業状態、失業情勢、これは私たちが社会労働委員会として沖繩へ現地調査に行つたこともあつたわけでありまして、これはきわめて深刻な問題で、とてもここでわずかな時間でこの離職者の臨時措置法を延長するとい

う、これだけの問題でない課題がきわめて広範なわけですが、ごく概略を申し上げますと、午前中の御答弁で失業率も一時よりはよくなってきたと、明るい兆しが見え、明るい兆しとまでいかないまでも、一時から見ると完全失業率は若干減ってきたというところで御答弁がありましたし、また、公共事業に対する吸収率も、これはいつも再三話題になっておりますし、午前中もお話がありました。

さて、沖繩におきます今後の見通しですね。これはむしろ沖繩開発庁の方の關係になるかと思いますが、とても現在の雇用情勢というものが多少明るい見通しがあるという程度であつても、とにかく離職者が大量発生しても安心していただけるといふような情勢じゃ全然ないと思つていただけりますが、その辺についてのお考えはどうでしょう。

○説明員(金子清君) 沖繩の失業率につきましては、午前中も御質問ございましたけれども、最近幾らか失業率は低下をしておりますけれども、二倍という高率であるわけでございます。それで、沖繩の失業の特徴といたしましては、基地労働者が減少してきているということ、あるいは本土からのUターンする者、あるいは就職経験のございませんる卒業者を含みます若年層が多いということが挙げられておるわけでございます。これらの対策といたしましては、県内の地場産業中心としたしました産業の振興によります雇用機会の確保を図りますとともに、特に若年層の失業者につきましては、広域職業紹介によりまして県外就職の促進に努めておるということでございます。また、これにあわせて、公共事業の拡大によります失業者の吸収にも現在努めておるところでございます。

○小平芳平君 開発庁は公共事業に吸収するといふ、そういう程度の対策でなくて、もっと基本的な雇用政策というものが立てられなくちゃならないと思つておられる。とにかく労働者が現在できることと言へば、広域職業紹介をする、あるいは公

共事業へ吸収するといふことが手取り早いといふ問題だと思つておられますが、開発庁としても長期の対策はないですか。

○説明員(金子清君) 沖繩の産業の構成の特色といたしましては、第二次産業の構成比が非常に低いという点があるわけでございます。この辺につきましては、第二次産業の中でも建設業はかなりのウエートを占めておりますけれども、製造業のウエートを高めるという努力を今後していかなきゃならないと思つておられます。やはり沖繩の置かれた立場からいまして、この製造業の拡大といふことも、そう容易なことではないだらうといふふうにお感じしております。したがって、やはりこれから沖繩の産業の開発を進めまことに当たりましては、第一次産業の振興もさることながら、やはり観光を中心とした産業の振興といふことにも力を入れていかなきゃならないといふふうにお感じしております。

○小平芳平君 労働大臣に伺いますが、沖繩の雇用情勢がきわめて厳しいということは、大臣も御承知と思つておられます。これも数年前からのことなんです。そのために、社会労働委員会が現地調査にも行ったわけでありまして、そういう中において、当面の対策としては、午前中の御答弁に出ておりますように、雇用率の吸収ですね、公共事業への吸収とか、そういうことはもう繰り返していただかなくて結構なんです。長期的な見通しに立って、それで沖繩の雇用問題に長期的な見通しなり位置づけをしていかななくちゃならない。そういう点から、大臣、ひとつ根本的な政策、対策を立ててほしいということについての大臣のお考えはいかがでしょう。

○國務大臣(藤井勝志君) 御質問の点は、非常に大切な基本問題だと思つておられます。それだけに、なかなかこれに取り組む対策というのには、そう簡単に対応しにくい長期的な観点から取り組まなきゃならぬといふお含みの御意見もございまして、私もそのように考えるわけでございますが、これは

やはり、まず、沖繩の特殊性と言いますが、本土復帰してまだ日が浅いということ、それから駐留軍が依然として駐留をして、絶えず雇用問題に不安定な要素になっているという、こういう状態でございます。それから、それに対応しては、先ほど政府委員からいろいろ御説明をいたしましたような対策があるわけでございますが、やはり何と云つても沖繩の、私は地域の開発、産業振興という、こういうことを積極的に取り組む、特に沖繩には、この第三次産業の発生は海洋博を契機として相当明るい状況がつけられておりますから、そういう方面に立地条件の特徴を生かしていくという、こういうこと、そしてまた、ずっとわが日本列島の南に位置しておりますから、そういう立地条件を生かした今後の産業というものはどういふものであるかということ、そういうことも私は沖繩の雇用問題とやはり密接な關係がある。それにやはり私は、これは沖繩だけではないのでございまして、けれども、雇用機会の拡大ということ、この際労働省としては、いわゆるマンパワーのサイドから積極的に探求すべきである、このように考えております。したがって、いま労働省の内部でいろいろ相談をしております、いづれ、適当な機会にひとつそれらの方面に提言をさせていただきます、このように考えるわけでございます。特にそのようなことを考えますのは、現在、日本の産業構造が質的に変化を遂げつつあるわけでございます、いわゆる高度成長から低成長へ移行してございまして、こういう背景がございまして、そういうものも踏まえて、沖繩の特徴をとらえて、今後、安定した沖繩の雇用の道というものを、雇用対策といふものを展開すべきである。具体的にはまだここで申し上げるような雇用機会の拡大ということには煮詰まっておりますけれども、そういうこととも背景にしながら、先ほど御指摘のような問題に対して、沖繩として本当に雇用の安定を図れるような地域開発、産業振興ということを念願をしたいと思います、努力したい、このように考えるわけでございます。そういうことのために、やはり、関

係省庁の連絡会議というものを沖繩開発庁を中心にして、われわれも労働省の立場から参画する、積極的に提言もする、このように考えておるわけでございます。

○小平芳平君 開発庁に伺いますが、やや具体的な問題を伺いますのでお答えいただきたいんですが、第一には、いま御答弁にもありました第一次産業についてですが、この第一次産業については主としてサトウキビなんです。ですから、もつと地の利を利用して、サトウキビ以外にも有望な第一次産業が考えられないかどうか。考えられるケースはどうかということが考えられますか、そういう点です。

それから次に、第二次産業については、何といましても高温多湿、多雨多湿で工業には向かないじゃないかという点、あるいは環境問題等々なかなかこれはむずかしいようでありましたが、現状どうなつておりますか。

それから、第三次産業については、むしろ海洋博の後始末で打撃を受けておられるんじゃないかということ。そのことが海洋博等、立て続けに復帰後いろいろなことが計画されましたが、かえってそのことがプラスになつていられるかどうか。急に本土資本のホテルが進出したりして、逆に沖繩経済としてマイナスの面が出てはいませんか、そういう点。

それから、何といましても、大臣からもお話がありました、いまなお駐留軍労働者という不安定な雇用状態にある方がたくさんいらっしゃる。また、別の面から言へば、あの膨大な基地です。問題は、とにかく、土地利用計画にしても何にしても、肝心なところは基地なんです。なかなか計画がでないじゃないか。かといつて、すぐ基地が返還される、全面返還ということは見込みが薄ければ、果たしてどうするかという、その辺も絡んでくるわけでありまして、それらの点についてお答えいただきたい。

○説明員(金子清君) まず、第一次産業、農業問題につきましては、やはり、合理的かつ計画的な

土地利用によりまして、優良農地を確保いたしまして、御指摘ございましたサトウキビはもとより、パイナップルの生産性の向上を図りますとともに、今後は、畜産でございますとか、野菜、果樹等の積極的な振興というものを図っていかねばりやいけないというふうに考えております。このために、農業用水の確保なり、あるいは土地基盤の整備等、構造改善事業あるいは機械化の促進ということを積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、第二次産業、特に製造業につきましては、御指摘のとおり、沖縄の置かれました立地条件からなかなかむずかしい点がございまして。製造業の昭和五十年におきます沖縄県の純生産に占める割合は八・五％ということで、全国平均の二七・二％よりかなり下回っておるわけです。今後この第二次産業をどういうふうな振興していくかということ、非常に大きな課題であろうと思っておりますけれども、その中でなかなか伝統工芸を中心とした製造業につきましては、積極的な資金援助をするというようなことで、この育成を図っていかねばりやいけないというふうに考えているところでございます。

それから、第三次産業の面で、沖縄海洋博以後どうなっておるかという御質問でございますけれども、ホテル業界等におきましては、五十一年は沖縄海洋博の反動で、沖縄を訪れました観光客が、五十一年が百五十五万八千人でございましたが、五十一年には八十三万六千人と大幅に減りました。一時ホテル業界はかなり苦境であつたわけでございますけれども、五十二年には百二十万人を突破する見込みでございます。そういうようなことで、かなり活況を取り戻してきておりますので、今後一層観光産業の振興に開発庁としても力を入れていかねばりやいけないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それから、米軍基地の跡地利用の問題につきましましては、やはり基本的には基地が所在いたしております市町村あるいは沖縄県の、その土地の利

用計画というものを十分尊重しながら、沖縄開発庁といたしまして、地域住民の福祉に役立つ利用法について助言をしてまいりたいということで、今後進んでまいりたいというふうに考えております。

○小平芳平君 大臣から雇用機会の拡大ということについて先ほど御答弁がございました。この雇用機会の拡大が、雇用の安定がとにかく緊急課題であるということとはよく御承知のとおりなんでしょうか。

ここで、いま開発庁から御答弁がございましたが、労働大臣としまして、基地ですね、問題は軍事基地、米軍基地、これとの関係で、なかなか対策を立てようと言っても、雇用機会の拡大を図ろうと言っても、行き詰まるわけですね、基地の中に沖縄があるというふうな現状です。ですから、そういう点を踏まえて、とにかく離職者、駐留軍関係離職者等臨時措置法がありますが、離職者に対する臨時の措置が現在の課題なんです、根本的には雇用の安定、離職者が出ないことが望ましいことであるし、万一離職した場合でも、安定した職場へつけるということが本来の労働省の使命でもあるわけでありまして、それらの点を踏まえて雇用安定のための努力をしていただきたいと思います。

○國務大臣(藤井勝志君) 御指摘のとおりと考えております。

○山中都子君 初めに、私は、きょうの新聞で報道されております在日米軍経費の施設費も政府が肩がわりするという点について、緊急に施設庁の見解を承りたいと思っております。

施設庁御存じだと思っておりますけれども、去る十一日の内閣委員会でこのことを私は問題にいたしました。それで、その際、再三政府は、施設庁もまた防衛庁も外務省も、アメリカからそういう要望を受けている事実はないということを繰り返されました。しかし、きょうの新聞を見ますとね、具体的にこの取り組みを十七日夜、園田外務大臣と金丸防衛庁長官が直接意見交換した結果、確認さ

れたものと言われると、こうなっているんですね。十一日に私が質疑をしたときも、直前にたしか新聞の一面トップでそうしたことが報道されました。

政府の姿勢は、私はまず第一に問題にしたいんですけれども、そういうふうにして既成事実をつくって、それで国会やあるいは国民の前ではそういうことはないということを言いながら、実際上は新聞に情報ないしニュースを何らかの形で提供しながら世論形成して既成事実をつくっていく、そういう卑劣なやり方は、私は断固としてやめるべきだと考えておりますけれども、きょうはこの問題だけを質問するわけではありませんので、基本的にこの新聞で報道されているような園田外務大臣と金丸防衛庁長官の意見交換があつたのかどうか、それからまた同じように報道されております、私がまさに十一日に指摘をした米軍用の新築の住宅の提供、こういうことが概算要求として三カ年計画、約二百億円の規模になると言われているという報道がされておりますけれども、こういうことは事実として政府が考えていることなのかどうか、はっきりした答弁をいただきたい。

初めに施設庁、長官御都合が悪いようですので、次長にお見えたいたしたいと思います。お願いします。

○政府委員(網崎富司君) 最初に、外務大臣と防衛庁長官が十七日に会合されて、いまお話しのような内容を相談されたということは、私も聞いておりませんので、承知いたしておりません。

それから、第二点目の、ここにございまして、な数字あるいは予算につきましては、私も現在米軍関係者から聞いておりますのは、会合の機会に雑談的に向こう側が住宅が不足して困っておるというふうなことを聞いておるわけでございます。具体的な米側の提案が現在来ておるといふことは全くございません。したがって、こういうふうな経費の試算なり不足している住宅数というものをつかんでおらないわけでございます。

○山中都子君 じゃ、二つお伺いたします。

でも、そうした外務大臣と防衛庁長官の話し合いはなかったということですね、ということが一つ。それからもう一つは、三カ年計画、二百億というふうな報道されている、そうした米軍用の新しい住宅建設の計画はないと、概算要求でそうしたことを計画はしていないということであるのかどうか。

○政府委員(網崎富司君) そういう会合を持たれたかどうかということも承知してないわけでございます。なかつたというのか、そういう会合があつたのかどうかということも私は承知しておりません。

それから、こういう戸数、所要経費というものを概算要求しておるかということ、これはしておりません。

○山中都子君 じゃ、もう一つだけ伺います。

私は、長官が見えにたれないとお話したので、それでは長官の見解を次長にちゃんと伺ってきて御答弁いただきたいというふうにお願いをいたしました。知らないというだけであつて、話し合いを持ったのかどうかということについては施設庁としては答えられないと、こういうことですか。わからないということですか。

○政府委員(網崎富司君) わからないということでございます。

○山中都子君 同様の点について、外務省の見解をお伺いいたします。二つの点です。概算要求の問題は施設庁の関連になりますけれども、いまの話し合いの問題、それから、そうした計画を政府が検討しているという問題について。

○説明員(丹波実君) お答え申し上げます。

外務大臣と防衛庁長官との間で、この新聞に報道されておるような趣旨の意見交換が行われたというところはございません。

第二点といたしまして、住宅の問題でございますけれども、いま次長がお答えいたしましたように、米側との雑談の席で、アメリカとしては、現在、日本における住宅不足で非常に困つておるといふ話がありますけれども、具体的に、それでは

何戸どうしてくれというような話は現在までのところ、要請としては日本政府には来ておりません。したがって、これに基づいて施設庁の方から大蔵省に対して概算要求をしているとかいうことではないと承知しております。

○山中都子君 十一日の内閣委員会でも、私はかなり詳しくそのことは追及いたしました。それで、そういうことがいかに不当であるか、いかに地位協定二十四条に反して、そして、しかももしそういうことを考えているとすれば、防衛庁長官は、自分の個人的な感想としてそういうことを、可能性があるかないか検討したいと思つていて、こういう答弁をその際されたけれども、それがいかに、地位協定の拡大解釈というよりは解釈の改悪、事実上の改悪につながるか、そのものであるかということをお私に繰り返して申し上げました。そして、そういうつもりはないという政府の答弁でしたけれども、いまのお話によりますと、相変わらずそういうことはないというふうな答弁をなさつていらっしゃるわけですけれども、実際問題として、何にもないところで、天下の公器である新聞がトツプでこういう大々的な記事を報道するはずがないんですよ。それはお心当たりはないんですか、あるはずですよ。もし、大臣同士が話し合ったことがないということをお断言なさるなら、そうではないけれども、そういうことが心当たりでもつてこういう報道が流されたのだから、外務省の見解を伺います。

○説明員(丹波実君) 先ほどお答え申し上げたこととグラフをわけございますけれども、常時私たちがいるのは施設庁の担当官は、いろいろな施設区域の問題でアメリカ側と、たとえば合同委員会であるとか、あるいはその下の分科会であるとか、そういう会合が常時ありますから、たとえば立ち話の中で住宅は非常に困つておるといふ話は聞いておりますけれども、先ほどお答えいたしましたように、具体的にそれはどうしてこれとどうしてこれと現在までのところ来ておりません。

○山中都子君 じゃ、この問題の最後に、それぞ

れお答えをいただきたいと思つておられるのは、昭和四十八年の当時の大平外務大臣の示した見解、つまり代替の範囲を超えるものではないということに、これは大いに抵触するわけですけれども、施設庁並びに外務省ともにこうした形での改悪ということはお考えでない、つまり新築その他についての米軍の要望にこたえるということはありませんか、という態度を明確にお示しいただきたい。

○説明員(丹波実君) お答え申し上げます。いわゆる大平答弁につきましては、これはリロケーション及び改修、改築といったようなこととの関連で、既存の施設区域の中で、新たに追加的に施設区域を提供すると、そういうこと等の関連での運用上の方針を、当時四十八年三月十三日の衆議院予算委員会、当時の大平外務大臣が申し上げたと承知しておりますが、そのような考え方には、今後とも政府としては沿つて事態に対処していくと、こういう考え方をございまして、ただいまの住宅の問題につきましては、アメリカ側からは、地位協定の関係規定に照らして正しい処理をしていきたいと、こう考えております。

○政府委員(銅崎富司君) 当時の大平外務大臣の答弁でございますので、外務省からお答えするのが至当かと考えておられて、まあそういう外務省の見解といたしまして、解釈に沿つて進められていくということになります。

○山中都子君 不当な解釈の拡大、改悪をエスカレートさせていくということのいまの事態に、私は強い抗議と同時に、絶対にそうした要望に応じるべきではないし、日本の独立した国としてのきちんとした態度でもつて臨めたいことは申し上げておきますが、この点はまた引き続き内閣委員会等で追及をいたします。

次ですけれども、法案に関連いたしましたして、初めに私は、すでにいろいろと御論議があつたところでございますけれども、簡単に言つてしまつて、いわゆる基地労働者の就職促進手当、現在日額最高三千百円だと認識しておりますけれども、大変低いと

いうことはお認めになると思いますが、この根拠をお示しく下さい。

○説明員(鹿野茂君) 先ほど御説明いたしましたこととあり、関係離職者に対して支給いたします促進手当は、休職活動期間中の生活の安定を図るという意味で基本的な対策となつておるわけでございますが、この手当の日額は、原則としては、雇用保険の失業給付の基本手当の日額表によつて、関係離職者の離職前の賃金日額に依りて、その六割から八割というものを基準として定めておるところでございます。しかし、この手当は雇用保険と異なりまして、全額国庫負担であるということ、さらに給付期間が先ほど御説明申し上げましたこととあり、非常に長期にわたるものであると、こういうことから、その最高額について一定の限度を定めておると、こういうような形になつておるわけでございます。

○山中都子君 物価高の中で、これが大変少な過ぎるといふことは異論のないところだといふふうにも思つておられる。それで、政府の資料で見ましても、新規就職申し込み数、これは駐留軍関係離職者の再就職状況ですけれども、五十二年の四月から五十二年一月まで千二百八十二名です。そして再就職者が四百八十六名、大率率が低いですね。困難な状況にあるといふことは事実です。それで、沖繩の完全失業率が五・六%、全国では二・四%といふ不況の中ですから、とりわけ再就職が大変困難だといふ事象があります。この点については、ぜひ再就職までの生活を保障するという趣旨でつくられているものから、就職促進手当の最高額を、全体として最高額を含めて引き上げるといふ措置をやはり積極的にとるべきだと思つておりますけれども、労働大臣から見解とそれから積極的な対応をお伺いいたしたい。

○国務大臣(藤井勝志君) 就職促進手当の増額の問題でございますけれども、先ほどその積算の基礎なり最高額が集約されている事情は答弁をいたしたわけでございますが、やはり賃金が毎年上がるわけでございますが、長期に支給される手当

でございますから、そのような賃金の増額を十分考えながら、今後も適正な額に改定をしていくということについては努力せなければならぬと、このように考えております。

○山中都子君 ぜひ努力をお願いをして、実現をしていただきたいと思います。私は、こうした基地労働者が解雇されたり、あるいは退職をしたりした問題に限らないで、現在働いている基地労働者の方たちの条件、この問題に関しても大変重要な問題があると思つておられます。少なくとも、これは昨年の暮れに日米合同委員会が合意を見たという労働費分担の問題に関係いたしますけれども、こういうことによつて、つまりアメリカの経費削減政策によつて労働者の雇用不安定、労働者の労働条件の悪化、低下、さらに不安を含むそういうことに関して、政府がちゃんと不安を含むそういう態度でアメリカに対して、地位協定に基づく約束に沿つた実行を迫るという立場に立つては、なく、むしろアメリカの不当な要求に屈して、日本の政府の方で、それらの労働費の肩がわりをする、分担を増加させていく、そういう姿勢は大変根本的な問題だと思つております。まさに、基地労働者の方たちの雇用安定、そして生活、権利、労働条件を守り、向上させるという観点からこそ、政府は毅然とした態度でアメリカにその貫徹を要求し、責任を持つべきだと考えておりますけれども、それと全く反対の立場で、いま申し上げたように、昨年の合同委員会での合意事項を了解してしまふという事態になつております。

それで、私は施設庁にお尋ねをいたしますけれども、まず昨年の十二月二十二日の合同委員会合意した基地労働費の日本側一部負担の増加、この内容を簡単に御示しいただきたい。

○政府委員(菊池久君) 昨年十二月、日米合同委員会合意を見ました経費分担の中身でございますが、これは五十二年の四月一日以降発生します経費について日本政府が分担するというところでございまして、これは日本側が分担する経費の中身でございますけれども、基本労働契約、これは間

接雇用契約方式をとっているために契約を結んでおるわけでございますが、基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約、これに基づきます従業員にかかわる経費のうち、いわゆる法定福利関係経費、それから任意福利関係経費及び労務管理に要する管理費でございますが、この分を負担するということでございます。一つは、法定福利費関係で約五十一億にございますが、法定福利関係の中には各種の社会保険、労働保険料の事業主負担分でございます。たとえば、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険、船員保険の各法によりまして事業主に課せられました負担金を負担するというものでございます。さらに、児童手当拠出金、これは児童手当法によりまして事業主に課せられた拠出金でございます。そのほか健康診断費等、これは労働安全衛生法等に基づきまして事業主が負担する経費でございます。これを総まとめまして法定福利費と申し上げておりますが、この経費が約五十一億円でございます。

それから、第二番目に任意福利費でございますが、この経費は約一億円でございます。この中身でございますが、福利厚生関係経費、これは各種のレクリエーションに要する経費が主体でございます。それから、二番目に災害見舞金、これは天災地変によりまして財産の損害を受けた、または死亡するとうふうな場合の見舞金でございます。それからもう一つは制服費、これは一定の職種に限りましてユニフォームを着ておるんでございますが、その従業員に対する制服の貸与でございます。それからもう一つはほう賞関係経費、一番多いのが永年勤続者に対するほう賞でございますが、そのほか特別行為に対するほう賞等がございます。そのほか協・契約に盛り込まれておりますこれらの任意福利費関係を計上いたしまして、この推定額が約一億円でございます。そのほか、間接雇用の形式をとっておりますために、日本側の労務管理機関の労務管理のために要する経費、これは特に人件費と事務費でございますけれども、労務管

理費といたしまして約九億円、合わせまして約六十一億円の五十三年度分の負担といたした次第でございます。

○山中都子君　すでに議論されているところでもあるんですけど、要するにそうしますと、いまの御説明によると、地位協定に基づく基本労務契約第四十条で十三項目挙げられています。「補償」として、おわかりだと思います。つまり、aからmまで十三項目。このうちの基本給、諸手当を除いたすべての分を今度は日本が負担する、こういうことになると思えますけれども、そうしたら地位協定に対する解釈が変わったわけですね。どういう法的根拠でこれを支払うことができるというふうにされたんですか。

○政府委員(菊池久君)　今般、日本政府が持つことにはいたしました法定福利費、任意福利費、それから労務管理費の経費でございますが、いずれも地位協定上の解釈といたしましては、米側が負担するということが義務づけられていないという関係の経費でございます。特に、一例を法定福利費関係について申し上げますと、この経費は従業員保護を因るという見地でございます。社会福祉政策のためにわが国の法令に基づきまして支出する経費ということでございます。したがって、労働力を行使することの直接的対償、いわゆる賃金のような対償ではないというものでございまして、まさに別の観念でとらえるべき性質のものであろうかと思えます。在日米軍が任務遂行するために労働力を使用するのに直接的に必要な経費とは言えないもの、その分を負担するというようにした次第でございます。

○山中都子君　直接経費というものは、そうすると何だということにお考えになるんですか。

○政府委員(菊池久君)　日本政府といたしましては、労働基準法第十一条に定めます賃金等でございますが、それが日本の労働力を使用するために直接的に必要な経費、それは労働基準法の第十一条に該当する経費かと思ふ次第でございます。

○山中都子君　じゃ、確認を求めますけれども、

基本労務契約の第四条の「補償」の項の、先ほど私が十三項目と申し上げましたけれども、この中のaとbの基本給、諸手当のみであると、こういう御見解になるんですか。

○政府委員(菊池久君)　先先生のおっしゃいますほかに、駐留軍従業員に対しては諸般の手当のほかにも退職金とかいろいろほかの給付がございます。ただ、私がいま申し上げましたのは、いわゆる労働基準法第十一条に定める経費以外の経費といたしまして、法定福利費、任意福利費、管理費を持つことにしたということでございます。

○山中都子君　だから、ちよつとはっきりしてほしいんですけども、二十四条に基づいて基本労務契約というのがあるでしょう、こんな分厚い。その第四条の「補償」というところに十三項目あつて、そしてそれは全部米軍が負担するということがちゃんと基本契約で決められているわけですよ。だけれども、この中のものをあなた方は拡大解釈、解釈の改悪をして、払えるようになるんだと、これと、これと、これと、これと、これと、だから、この十三項目というのは、もつと言えは基本労務契約第四条というのとは結局どうなっちゃったんですか。そして、これによつてこの中で言うならば、基本給と諸手当のみあなた方は有効だと、こういうふうにおっしゃっているのではないかと私は伺っているわけです。

○政府委員(菊池久君)　ちよつと若干ちぐはぐな答弁を申し上げましたんですが、私が先ほど申し上げておりますのは、日本政府が持つことといたしましては、日本が先ほど申し上げた経費につきましては、これは地位協定上米軍が当然に負担すべき経費ということではないというふうにお考えになっているわけではございません。ただ、労働基準法上、米軍が地位協定上には取り決めがございませんけれども、労働基準法上こういう経費については米軍が持つというふうな指摘したために、米軍がいままで持ってきた経費でございます。

○山中都子君　地位協定の二十四条には、在日米軍を維持することに伴う経費はすべて米側の負担となつていって、そしてこれに基づく基本労務契約で基本給、諸手当、社会保険料、ずつと十三項目あるんです。そして、これがアメリカが負担するんだということですよ。それがアメリカが負担するんだと、それを今度変えるわけですか。基本労務契約を変えらるんですか。と同時に、地位協定二十四条には何も間接経費、直接経費なんて書いてないでしょう。だとすれば、在日米軍を維持すること、そこでそのときに解釈として、基本労務契約をつくつて、そしてこの十三項目についてはアメリカが持つんだということをはっきりさせて、現に十七年間にわたつてアメリカがそれを負担してきたんでしよう。それを、どういう根拠で、どういう法律に基づいていま変えるんですか、変えることができるんですかということをお伺いする。

○政府委員(菊池久君)　繰り返しの御答弁ではなはだ恐縮でございますが……

○山中都子君　繰り返していいや。

○政府委員(菊池久君)　地位協定の二十四条に基づきましては、特に日本政府が持つことといたしましては、社会保険料とか管理費等につきましては、米軍が日本の労働力を使用するに当たりまして必然的に必要とする経費とは読めない、読まれないわけでございます。したがって、いままで米軍はこの基本労務契約に基づきましてそれらの経費も負担してきたということでございます。したがって、基本労務契約を今後この法定福利費任意福利費並びに管理費を持つことにいたしましたために、この基本労務契約の一部を改定することにしてはいるわけでございます。

○山中都子君　改定したんですか、ということと、したとすればどういふ内容で改定したのかお示しいただきたい。いまなければ、後でも結構です。それからもう一つ、私が繰り返して申し上げている、それでは直接経費とあなた方が言うのは、基本給、諸手当、労働基準法に基づくところのおっしゃっていますけれども、具体的にどういふものなのかということをお示しく下さい。それも後で

○山中都子君　繰り返していいや。

○政府委員(菊池久君)　繰り返しの御答弁ではなはだ恐縮でございますが……

○山中都子君　繰り返していいや。

○政府委員(菊池久君)　地位協定の二十四条に基づきましては、特に日本政府が持つことといたしましては、社会保険料とか管理費等につきましては、米軍が日本の労働力を使用するに当たりまして必然的に必要とする経費とは読めない、読まれないわけでございます。したがって、いままで米軍はこの基本労務契約に基づきましてそれらの経費も負担してきたということでございます。したがって、基本労務契約を今後この法定福利費任意福利費並びに管理費を持つことにいたしましたために、この基本労務契約の一部を改定することにしてはいるわけでございます。

○山中都子君　改定したんですか、ということと、したとすればどういふ内容で改定したのかお示しいただきたい。いまなければ、後でも結構です。それからもう一つ、私が繰り返して申し上げている、それでは直接経費とあなた方が言うのは、基本給、諸手当、労働基準法に基づくところのおっしゃっていますけれども、具体的にどういふものなのかということをお示しく下さい。それも後で

○山中都子君　改定したんですか、ということと、したとすればどういふ内容で改定したのかお示しいただきたい。いまなければ、後でも結構です。それからもう一つ、私が繰り返して申し上げている、それでは直接経費とあなた方が言うのは、基本給、諸手当、労働基準法に基づくところのおっしゃっていますけれども、具体的にどういふものなのかということをお示しく下さい。それも後で

○山中都子君　改定したんですか、ということと、したとすればどういふ内容で改定したのかお示しいただきたい。いまなければ、後でも結構です。それからもう一つ、私が繰り返して申し上げている、それでは直接経費とあなた方が言うのは、基本給、諸手当、労働基準法に基づくところのおっしゃっていますけれども、具体的にどういふものなのかということをお示しく下さい。それも後で

○山中都子君　改定したんですか、ということと、したとすればどういふ内容で改定したのかお示しいただきたい。いまなければ、後でも結構です。それからもう一つ、私が繰り返して申し上げている、それでは直接経費とあなた方が言うのは、基本給、諸手当、労働基準法に基づくところのおっしゃっていますけれども、具体的にどういふものなのかということをお示しく下さい。それも後で

資料として出してください。余り時間がありませんから。

○政府委員(菊池久君) 先ほどの労務基本契約等につきましては、四月六日付をもちまして改定作業を完了いたしました。調印を致しております。

それから、先生から御指摘の今般の契約改定の申身につきましては、後ほどよく検討いたし、まだ成文というか印刷物にしたものがございませんので、そのうち、そういう点も検討いたしまして、御相談したいと思っております。

○山中郁子君 それでは、直接経費だということ、米軍が維持できるものだという内容を、項目を示してほしい。これがいまお約束をいただいた改定内容ですね、基本労務契約の改定の中身にちゃんと入っていると言えたら、それと合わせて一緒にいただくということでも結構ですけれども。

○政府委員(菊池久君) その件につきましては、実は法定福利費、任意福利費、それから管理費につきましては、地位協定上米側の当然に持つ経費ではないという判断で日本政府が持つことにはなっていないのですが、その他の経費につきましては米側に分担するとか今後持つということではございませんので、その他の諸項目、諸手当、退職金等すべての労務関係に要する経費等について検討いたしているわけではございませんので、ちょっと御勘弁いただきたいと思っております。

○山中郁子君 もう一つはつきりしないんです。具体的に、この基本労務契約四条に十三項目あると私ずっと申し上げていまして、それとこのうち、先ほどずっとお述べになったのを私が理解するには基本給、諸手当を除いては結局先ほどおっしゃった三項目の中に全部入ってしまうというふうには理解できるんですけれども、そうなんですかと、そうだとすればaとbの基本給と諸手当だけというふうにあなたの方は考えていらっしゃるんですか。そうでなくて、ほかにもまだこういう項目があるんだと、それはやっぱり依然として米軍に負担してもらおうんだということならば、それはどういう項目なのかということをお教え

ていただきたい、こういうふうには申し上げておられます。

○政府委員(菊池久君) 基本契約四条の項目について申し上げますと、現在、五十三年四月以降米側が持つこととして、経費が基本給、諸手当、それからa項の旅費及び従業員の輸送費、それから安全及び衛生費の一部、それから争訟経費、それからmの求人広告費、この項目が米軍が今後とも四月一日以降も負担する経費でございます。

○山中郁子君 そうしますと、二十四条の解釈をいままだ十七年間にわたって、こうした基本労務契約でもって契約されてきたと、米側が支払ってきたにもかかわらず、ここで解釈の改悪を図って、そして米軍の経費削減の要望に屈した形で、そして基地労働者の生活を擁護するための毅然とした独立国としての政府という立場でないという解決の仕方をしたということについては大変大きな問題で、私はこの点については誤りであるということと同時に、はっきりした姿勢で米側に当然負担すべきものを負担させるような態度で迫るといふことを堅持すべきだということとを嚴重に申し上げておきます。

最後に一つだけ、特にこの中で管理費の問題があります。これはかねてから問題になっておられますけれども、簡単に言ってしまうと、現在でも、現在までの未償還分が百七億四千万円あるというふうには私たちが認識をしておりますけれども、この未償還分は直ちに償還を求めべきだと、この改定がどうあると、現在までの未償還分ですからと考えますが、この用意がございまして、見直しはどうでしょうか。

○政府委員(菊池久君) 未償還の管理費でございますが、先生御指摘のとおりでございます。四十七年以降五十一年度まで一部を暫定的に償還を受けている状態でございます。この件につきましては、わが国といたしましては大変大きな問題でございますので、これは早速基本契約の改定作業に入る前から米軍には要求を申し上げ、これは商議方式によりまして、米軍と当庁との間で検

討いたしました。米軍の調査を行ったりいたしまして、各軍の調整を図りまして、最後に合意に達するということになる仕組になっておる関係上大変おかれておりますので、特に五十二年の十二月二十二日の合同委員会の合意等もございまして、関係上、特にわれわれは力を入れまして、米軍にその商議の開始を要求している状況でございます。きつまして申し入れをしたということでございます。早急に解決を図りたいというふうには思っております。

○山中郁子君 私は、合同委員会で合意を見たということですので、労務基本契約も改定し、四月新たな負担増を実際に実行するという段階に来ているわけですが、そのこと自体大変問題がある。いま現在政府がとるべき道としては明らかに正しい立場に立って、こんなままですと日米の間で合意をして、解釈それ自体、地位協定二十四条自体さまざまな問題があるにしても、そういうことではきたことを、一方的に解釈の改悪をして日本の負担を増大させるということには直ちに撤回をして、とにかく少くとももとへ戻すべきであるということ強く要求をいたしまして、質問を終わります。

○橋谷道一君 施設庁関係の質問につきまして、すでに多くの委員の方から質問のあったところでございまして、その重複を避けるという意味において、これを省略したいと存じます。まず、総理府に対してお伺いしたいわけでございますが、沖繩の本土復帰に伴い、沖繩の特殊事情というのを考慮いたしまして、政府は昭和四十六年に沖繩振興開発特別措置法を制定し、翌四十七年の五月十五日から施行いたしております。そして、同年の十二月十八日、四十七年度を基準年度とした土地利用、産業の振興開発、社会資本の整備、職業安定などに関する十年間の振興開発計画の基本施策を決定しているところでございまして、ところが、その主たる指標をながめてみますと、総人口は九十五万人から昭和五十六年の

目標年次には百万人強になる。生産所得は三千億円から一兆円程度になる。その生産所得の産業別構成比は、第一次産業が八%から五%に減少、第二次産業は一八%から一三%に増大、第三次産業は七四%から六五%に減少。さらに、県民一人当たり所得は三十三万四千円前後が約三倍になる。そして、産業別就業構成比は、全体の数が三十九万人から四十六万人に増加するのとあわせて、その構成比は第一次産業が二五%から一三%への減少、第二次産業は一八%から二八%への増大、第三次産業は五七%から五九%と、まあやや横並びと、こういう目標指標を決定しておるわけでございます。しかし、その後のわが国経済の減速経済への転換、さらに最近の円高、こういった事態を考慮し、すでにもう六カ年を経過しておるわけでございますが、現状の経済指標その他を分析してみますと、とうとうこの目標年次の五十六年度に、あらかじめ定めたこの基本施策の目標を達成するということはおよそ不可能であろうと、こう私は思うわけでございます。いわば現実には即きない目標として、ただ紙の上だけに残っているというのが現状であると思っております。総理府に私はこうして現実即して計画を見直し修正する、そして達成可能な目標を掲げてこれに向かって施策を推進していくという姿勢が当然必要ではないか、こう思うのでございますが、いかがでしょうか。

○政府委員(亀谷謙次君) お答え申し上げます。先生がたたいまお述べになりましたように、四十七年の復帰に際しまして本土との格差を是正するということ、あるいは自立的発展の基礎条件を整備するということ、あるいは大きな目標のもとに、沖繩県からの発議に基づきまして現在の振興開発計画を私どもも策定をいたし、これによりまして積極的な各般の施策を今日まで進めてきたわけであります。復帰後六年目をいま迎えておりました、他の地域以上の大幅な公共投資を中心に施策をこれまでやってまいりましたわけでございますが、端的に申し上げますと、道路、空港、下水道など、すでに社会資本関係

で言えは本土水準に達したのもございますし、学校教育施設その他各般の施設もおおむね現在の計画期間中に所要の水準には達するとわれわれは考えております。しかしながら、沖繩経済全体をマクロに見た場合に、ただいま先生から御指摘がございましたような人口、所得、産業構造等、もろもろの分野において当初計画との乖離と申しますか、ずれが生じていることは御指摘のとおりであります。この点につきましては、すでに五十一年の末に沖繩開発審議会におきまして設置されております総合部会で、いわゆる中期展望という形の報告といたしますが、御答弁をいただいておりますところでございますが、その中におきましても、ただいま端的に先生から御指摘がございましたような、たとえば人口につきましては、すでに計画の目標数値の人口を大幅に超える見込みがある、端的に申しまして五十年末では百七万という数字になっておるわけであります。あるいはまた、県内の雇用力が乏しい等々のために、今後労働需給のギャップが大きくなり、後期の最も重要な課題になるであろうということも、御指摘のとおり指摘がございまして、あるいはまた、県民所得の全国平均格差も、復帰後中期までには本土の実質経済の二倍に及ぶ急速な経済成長のもとに、いわゆる格差の急速な収斂が図られたのでございまして、その後の厳しい経済情勢の見通しの中では、今後これまでのようなテンポで急速にこの格差が解消される見通しはきわめて困難であろう、ということも御指摘のように指摘されました。等々の指摘がございまして、沖繩の持ちます厳しい立地条件あるいは制約要因の中で、産業の振興にはなお多大の努力を必要とするけれども、現時点においてこの計画の到達目標そのものが達成が危ぶまれるものであるからといって、直ちにこれらの計画の所要内容を改定すべきではないと、後期五年においても引き続き最善の努力を払うべきであろうと、こういう御報告をいただいております。

もちろん、先生も御案内のように、この計画は

四十七年から五十六年までの十年のいわゆるマスタープランでございますから、今後後期を見通した目標数値がいろいろな諸要件によって左右する面が多いので、現時点で直ちに端的な明確な予測は困難でございます。しかしながら、私どもとしては結論から申し上げまして、この計画に掲げました本土との諸格差を是正し、自立的発展の基礎条件を整備するという基本目標については、基本的には現時点においてこれを改定する必要はないのではないかと、こういうふうにご考慮をいただいております。

〇柄谷道一君 後にまた質問することとして、それは労働省にお伺いいたします。この特別措置法三十八条に基づきまして、五十一年五月に沖繩県の労働者の職業の安定のための計画というのが定められております。私はたまたま開発庁から述べられました、私もまた紹介いたしました中期基本計画によりますと、その際数値も申し上げましたけれども、第一次産業二五%から十年のうち一三%の構成比に就業者構成を減じている。逆に、二次産業は一八%から二八%に増大せしめています。三次産業はほぼ横ばい、こういうことは、いわば沖繩県内において産業の一大構造的改革というものが行われるということ、これ前提にした長期目標であるわけでございまして、ただいままでの質問の中でも、二次産業というものが果たしてこれだけの構成比になり得るかどうかについては、現状ながめてみましてもきわめて二次産業の進出というものがおこなわれているわけです。こうして考えてみると、私は沖繩県における産業の構造的改革というものに相対するやはり労働政策というものは、いわゆる本土というものを延長線上に置いた雇用政策、労働政策ではどうして処置し得ない、こう思うのでございまして、そのような観点から、労働省としては、中期基本計画に基づく就業者構成というものが、あと残された期間四年間でございまして、果たして達成が可能かと考えておられますか。またあわせて、このような産業の構造的改革の進行過程に対応する

る沖繩県としての職業訓練、職業あつせんというものの体制が万全であると考えておられますか。〇政府委員(細野正君) ただいま先生から御指摘ございましたように、沖繩の振興開発計画をつくり出す場合の前提になるいろいろな経済的な諸要因といふものになり変化があることは、御指摘のとおりなわけであります。しかし、私どもの策定しております職業の安定のための計画自体は、いま申し上げました沖繩の振興開発計画の調整を図りながら昭和五十一年につくったものでございまして、私どもの方の計画の方は日数的にはその日にちがたっておりませんので、ある程度そういうふうな変化等も考えながらという要素もあるわけでございまして、そういう意味で私どもは、この私どもの計画自体をいま直ちに改定するというふうな考えはございませぬし、また当面そこに掲げられております諸目標の実現につきましても、私どもの計画自体の中にあるものについてはその実現に努力をしまいたいというふうにご考慮をいただいております。

〇柄谷道一君 私は、いま総理府及び労働省の答

弁を見ておきますと、きわめて機械的と言ったら語弊がありますが、冷たいと言ったら語弊があるのかもしれませんが、私は非常に官僚的な御答弁ではないかと、こう思うのです。たとえば、いま総理府がおっしゃられました審議会の答申でございましてけれども、激変はその後に起きているわけですね。また、労働省も五十一年に計画をつくったから時間がたつてないと、こう言われましても、大きな情勢の変化はその後に起こっているわけですね。沖繩県の完全失業者はことし二月二十四千人、失業率はやや好転したというものの、依然として五・四%で、全国平均の二倍以上、しかも三十歳未満の失業者が過半数を占めている。この春琉球大学の卒業生のうち、就職した者は四人に一人という程度の割合である。また一方、復帰時に約一万九千人いた駐留軍従業員は、昨年までに離職者が一万一千人に及んでいる。こうした中で、沖繩県の第二次産業は純生産全体の二〇%、これは全国平均三五%に対してきわめてその比率が低く、しかも今後製造業が沖繩に急速に進出していくという可能性というものに対しては多くの問題点がある。しかも、公共事業にしましても、原材料の棒鋼、セメントなどは県内企業では賅えない、ほとんどが本土に頼っている状態であつて、本土のように公共事業を興すことによる波及的效果といふものが沖繩にはなかなかあらわれてこない、これまた現実でございます。しかも、このような現実に加えて、最近の円高パンチが加わっているわけでございまして、沖繩県の駐留米軍から落ちる地代、雇用費、個人消費合して年間約一千億円と言われておりますけれども、それは県民所得の約一割に相当いたします。その分、ウエートが高ければ高いほど、円高ドル安の影響がこの沖繩県には強くあらわれてくる。私はこうした現実を考えますと、ただ目標は、実現不可能な目標だけは掲げておきますと、むずかしいんだけれども目標は変更しませぬ、ただ最大限の努力をする。それで果たしていいんだらうかという疑問を率直に感ずるわけでございまして、あと四年しか

残っていないならば、その基本政策を一応この際、この時点で一回とめて、なお今後先五年間にこの目標を達成しよう。その目標を達成のために必要な施策は何か、そして財源措置は何か、それを私は整えることによって、初めて沖繩県民にこの目標に向かって県民一体となって進んでいこうという意欲が初めてわいてくるのではないだろうか。県民自体もとうてい達成することはないと思われような目標を掲げて、なおそれでいいんぞという姿勢については、私としてはとうてい理解することができないわけですが、再度総理府及びこれは労働省は大臣として御所見を率直に伺ってみたいと思います。

○政府委員(龜谷禮次君) 再度の御質問でございますが、私、最初の御質問にもお答えいたしましたように、復帰六年目を迎えた現時点で、いろいろ御指摘のような問題はあることを十分承知しております。中期展望にも触れて御質問がございましたので、関連してお答えをさせていただきますが、あの総合開発審議会の中期展望の中でも問題はなっております。雇用ギャップの問題については、今後沖繩の人口の自然増加趨勢、社会増減の趨勢が変化しないとすれば、沖繩だけを市場として考えた場合の労働雇用対策としては、新たに四万ないし五万人の新規雇用を創出しなければフィットしないということも言っております。市場の中で、これらを一挙に解決することも不可能である。したがって、しばしば労働省を含めて御答弁があったかと思いますが、中長期的には沖繩の地場産業の着実な自力をつけるという施策、これは私どもの所管でございますが、それと相まって、本土プロパーの広域職業紹介等を含めて、やはり地道な施策を遂行する以外に当面ないのではないかと、こういう報告もいただいております。安んず、雇用、失業問題の解決を図るためには、やはり地場産業を振興することが基本であることは申すまでもございません。先生がお触れになり

ましたように、私どもがこの五年間、本土以上の多額の公共投資を投下してまいっておりますが、これはただ直接的にそれからはね返ります労働雇用の効力にインパクトを与えるものがあるということだけではなしに、この大規模な公共投資の中には、御案内のように国営を含めた、大規模な土地改良事業を含めた産業基盤の整備も並行してやっております。それから、この中期展望でも触れられておりますが、端的に言いますと対象にした自給的な工業化を図るにはいささか小さな単位でありますとともに、一方、これを単純な離島振興的な発想で農林水産業だけでこれを立ち行くにはやや大き過ぎるという、非常にむずかしいケースであろうと思っております。こういったことを考えますと、私どもはやはり農林水産業のみならず、地場の伝統工芸産業とか、あるいは最近非常に著しい伸長を見られます観光産業等を含めて、やはり地場の既存の企業を中心に、地道にやはり総合的に相乗作用で効果が上がるような方策を引き続きとらざるを得ない、非常に抽象的に申し上げて恐縮でございますが、そういう観点で今後も取り組むたい、今次国会に私どもが沖繩開発金融公庫に新たに投資の機能を付与していただくよう、先般法律を制定させていただきましたが、こういったこともこういった観点に基づいてやらせていただくことになっておるわけでございます。

○国務大臣(藤井勝志君) 経済は生き物だということをよく言われますが、そのような経済社会が現在ほまさに大きな質的な変化を遂げておるわけでございます。特にこの沖繩というのは、きわめて不安定な雇用関係が控えているという、こういったことを考えますと、御指摘のようにやはり絶えず日進月歩と言いますか、新たな対応をしなければならぬという基本的な考え方において、私は御指摘の点は同感でございます。ただ、役所の仕事を言いますと、やはりお役所的というところになりまされども、一つの計画を立てて、五

カ年計画あるいは年次計画というこういう点は、やはりいささか現実と遊離する一つの問題点を含んでおるといことも考えていただかなければならぬと、御理解いただかなければならぬと思っておりますが、労働省が五十一年の五月十四日でございますが、「沖繩県の労働者の職業の安定のための計画」という、これは基本的な考え方として、先ほど局長からいろいろ説明いたしました。この柱そのものは、私はねらいは間違っておらないと思っております。ただ、まだ足りないところがあるという点は、私は先ほど前提に申しましたような認識からこれを補完せなければならぬ。ただとりあえず、五十三年度におきましては思い切った公共事業をひとつ積極的にやるという財政措置をやり、七%の成長率、実質経済成長率ということも踏まえて、そしてこの公共事業を沖繩方面にも相当重点配分をし、そして失業者の雇用率制度というものを活用して、当面応急対策を雇用面から支えていく、こういうことも考え、同時に五十三年度、新しい政策としては中高年齢者の雇用促進するたために、これを雇い入れる事業主に助成をしていく、そういったことも加味しておるわけでございます。そのほか私は、雇用機会の拡大については労働省の枠組みだけでは解決できませんけれども、ひとつこれからのいろいろ問題指摘をしたい、そして雇用関係懇談会、こういった場においても積極的にひとつ提言をしたい、このように考えておるわけでございます。よくひとつ皆さん方の御助言、御意見も承りながら、われわれとしてできるだけの努力をしてこの危機を乗り越えたい、特に、山積している雇用問題を抱えておる沖繩の対策においておやと、このように考えるわけでございます。

○橋谷道一君 私、これは持論として、こういう経済の激動期、それには絶えず、中期計画というものは、一回つくったものはもうそれでいいんだというんではなくて、見直しに見直しを加えながら、必要な修正を行っていく。私は、それは決して政府の権威を落とすものでもなければ、むしろ

ろそういう姿勢こそが国民に信頼される中期計画として受けとめられていくんではないか、私はそう思うんです。しかし、このことに対して議論し合っておりまして、これは平行線でございますから、私はそう思うという意見を明確に申し上げますとともに、計画は変更しない、最大の努力をしてこの目標に近づけると、開発庁言われたわけですからね。私はぜひ、それが達成できるように具体的な施策と財政措置をしてもらいたい。私は、四年先、果たして国会議員であるかどうかかわりませんが、目標指数というものが達成されたというふうにはなつてもらわないと、何のための基本施策かと、後世に私は大きな指弾を受けることになると思うのであります。その点だけは指摘いたしておきたいと思っております。

そこで、労働省にお伺いいたしますが、大臣、いまのようにお答えになつたんですけれども、沖繩振興開発特別措置法による対象者の求職状況を見ますと、五十一年度、これは労働省の「労働問題のしおり」から私とっておりますが、求職者は五十一年度月平均で見ますと、月間有効求職者千五百六十八名に対して、新規求職の申し込み件数は四百七十九件にすぎません。また、雇用保険法第二十五条による広域延長給付について、沖繩県もその指定地域になつておるわけでございますが、県内就職を望む者が多いのかどうか知りませんが、その対象人員は、五十一年度わずか十四名、五十一年度四名、五十一年度わずか七名にすぎないわけでございます。広域延長給付を指定したという実効がほとんどと言つていいほどあらわれないというのが私は実態であろう。もちろん、県外に労働のために移動している者は二千名ほどあることは承知しておりますが、この広域指定給付という制度に関してみれば、このような実態にあるわけですね。このような深刻な雇用情勢に加えて、駐留軍関係の離職者は五十一年度だけでも二千七百名、うち二千二十九名が沖繩県である、これ労働省、そう書いてあるわけですね。こうした

実態を考えますと、沖縄県の雇用対策については特段の配慮というものが加えられてしまるべきではないか。たとえば、失業給付の地域延長給付制度を新設をいたしまして、個人延長並みの九十日延長を行うという手法とか、それから離職者対策法及び雇用保険法の雇用安定資金制度の業種指定に当たって、これは、私は前回の雇用保険法改定の際も質問いたし、検討するという答弁をいただいたとおりですけれども、地域別業種指定制度の採用を考えると、こういった配慮が加えられるべきではないかと思っておりますが、いかがでございますか。

○政府委員(細野正君) いま具体的な御提案があったわけですが、まず最初の失業給付の地域延長の問題でございますが、私ももとしまししては、先生の御指摘のように沖縄の雇用、失業情勢、確かに厳しいわけでありまして。したがって、いろいろな特別の対策が必要じゃないかという点も私もよく考えておりましたが、しかし、やはりその場合に、訓練を受ける方に対する訓練の制度とか、あるいは広域紹介に乗る方についての広域延長の制度とか、あるいは今度、新年度からやります中高年の方を採用した場合についての助成の措置とか、そういう再就職に直接つながらる措置のところを重点的に私どもは対処してまいりたいというふうに考えているわけでございます。御指摘のその失業の非常に厳しい地域について雇用保険を一律に延長することにつきましては、たとえば高年齢者についてはまた年齢別の高年齢者を対象にする延長制度があるわけでございますから、そういう意味で、そういう年齢とかその他の事情を考慮して一律に延長するというのは、逆にその地域に失業者が滞留するおそれすらあるわけでありまして、その点については、私もやはり雇用政策の見地から見て問題があるんじゃないかなというふうに考えておるわけでございます。

それから、もう一つのその特定不況業種とかあるいは雇用安定資金制度等について、地域的にそれを指定していくような制度を導入したらどうか、こういう御提案もあつたわけでございますが、この問題もやはりいろいろ問題ございまして、たとえば同じ業種の中で、ある地域とある地域、違う別の地域との間に適用を異にするというのは、今度業種間において非常にアンバランスができ、その業種相互の間の不均衡という大きな問題が逆に出てくるという心配もございまして、むしろ私も現段階におきましては、できるだけこの特定不況業種離職者臨時措置法にしましても、雇用安定資金にしましても、業種の指定のやり方というものを工夫を加えて、できるだけ実情に即してこれを弾力的に運用していくというやり方を現在とっておりまして、でも、この方向で進める方がむしろ妥当なんじゃないかなというふうに考えておるわけでございます。

○柄谷道一君 私は見解を異にいたしますが、時間もありませんので、これは指摘にとどめておきます。いましかし局長は、再雇用をいかに促進するかということにより重点を向けていきたいと、こお答えになつたわけですが、それは、五十二年四月一日より中高年齢者雇用開発給付金制度が発足したしております。これまさに中高年齢者の雇用を開発するという、再就職を促進するこれは制度でございます。しかし、これは四十五歳から五十五歳までは三ヶ月間、五十五歳以上が六ヶ月間とございまして、制度が発足したばかりでございますから、いま直ちにということはないかな問題がありましようけれども、私はいま局長の言われた趣旨からすれば、今後の運用状況等も当然把握されるべきだと思ひますけれども、これが全国的にこれらの期間というものに對して洗い直しを行う、もしそれが全国的に不可能な場合は、せめて失業多発地域に對してこういう配慮を行つていく、そういうものが私は必要ではないかと思ひますので、その見解をお伺ひいたしたい。

それからもう一つは、駐留軍関係離職者等の臨時措置法につきましては、従来延長の都度何らかの改善が行われてきたというのが、これ慣例でございます。ところが、今回はこの法律の延長措置のみだけで、何らの改善が行われていないわけでございます。その理由は一体何なのか、恐らくメニユーはそろつていないという答弁だろうと思つておりますが、私はたとえば失業給付の個別延長給付制度についても、離職者対策法では四十五歳から四十歳に引き下げております。また、手帳所持者を常用労働者として雇い入れて職業訓練を行う者に対して六ヶ月間の賃金を支給するという対策法がございまして、そういった雇用促進助成金制度を駐留軍離職者にも適用させるといふ配慮も加えられるべきでございます。私は特に現下の深刻な沖縄の雇用情勢、しかも今後基地縮小等によつて離職者が出るのが予想されているというこの事態を考えれば、もうメニユーはそろつていない、だからこの法律を延長させなければいけません。時間が参りましたので、もつとたくさん質問をしたいわけですが、この二つの質問にとどめ、最後に労働大臣から私の全般的な質問に対する御所見を承りまして、私の質問を終わります。

○政府委員(細野正君) まず最初に、お尋ねがございました中高年齢者の雇用開発給付金の期間の問題でございますが、これも先生いま注意深く初めから前提を交えておっしゃつたのでございまして、けれども、そのお話しのように、とにかく新年度の予算で初めて始めました制度でございます。したがって、いまの給付の期間を含めまして検討問題についてお答えするというのは、なかなか適当でないように私にも思つたわけでございますが、しかし同時に、始まつたばかりの制度でございますから、今後の雇用、失業情勢の推移とか、あるいはこの制度の運用の実態というのを見きわめた上で、しかるべきも改善が必要であるならば、やはりその段階で検討すべきものじゃないかなというふうに考えておるわけでありまして、そういう意味で、現在の制度についていま申しましたような前提の上で、検討すべきものは検討していきたいと思ひます。

それから、二番目にお尋ねのございました、従来駐留軍離職者臨時措置法の延長の際には、いつでも何らかの制度的改善があつたんじゃないかと、こういう御指摘でございますが、その点は確かにおっしゃるとおりでございますが、同時に法改正をしない場合にも制度改正は実はやっておりますのでありまして、したがって、私ももとしまししてこの今回の延長に際しまして、もちろん法律の中に定められております各種の援護措置についての単価の改善、その他の充実はもちろんやっておりますわけでございます。それからなお、そのほか先ほど御質問の申された中高年齢の雇用開発給付金、その他の駐留軍離職者だけではないけれども、一般的に適用される、もちろん駐留軍離職者にも適用される制度の改善も並行してやっております。ございまして、そういう意味で先生もまたまおっしゃいましたけれども、メニユーとしてはかなりそろつていっているんじゃないかということと同時に、その点もあわせて関係の審議会にお諮りした際にも、今回は延長だけでやむを得ないのじゃないかと、こういうふうな全会一致の御答申も得て、延長だけをお願いしているというふうな状況でございます。

それからお、個別延長の年齢制限の問題、これにつきましても、いま先生御指摘のように、沖縄につきましても、雇用機会不足の地域ということとで全県これ指定されておまして、年齢が一般のところと比べて年齢自体を落とすことにつきましては、これ以下に落とすことにつきましては、一方において中高年齢者というものの考え方を現在四十五歳で切つておりますが、その辺の施策との絡みとか、いろいろな制度的な関連もございまして、なかなかかむずかしい問題もございまして、少なくともいま申しましたように、沖縄については地域を押しやまして、そういう年齢を下げて一般のところよりも延長制度に乗りやすいかっこうにしているという対策は現在とっているわけでありまして。

第七部 社会労働委員会会議録第十号 昭和五十三年四月二十日【参議院】

○柄谷道一君 終わります。

それから、雇用促進助成金の問題でございませうけれども、これにつきましては、先ほどお話ししました中高年の雇用開発給付金とほぼ同様の制度でございまして、そちらの方を活用すれば、この助成金制度というものの適用がなくても、もう大きな支障はないんじゃないか、むしろ中高年の雇用開発給付金の方が訓練に乗る乗らないにかかわらず適用になるという意味では、むしろ広い面を持つていくわけであります。ただし、年齢が今度中間、制限受けるという点がございまして、けれども、やはり現在の問題は年輩者のところにあるという点は、沖繩においても、もちろん沖繩の場合に若年失業者がございまして、これはまた別の要因があるわけでございまして、そういう面から見まして、いまの雇用開発給付金の適用によつて雇用促進助成金制度というものはほとんどカバーできるんじゃないかなというふうに考えている次第でございませう。

○国務大臣(藤井勝志君) 申し上げますまでもないことではございますが、いわゆる高齢者社会に入つた日本の雇用政策は、沖繩を含めまして中高年者の雇用対策ということが私は非常に大切な雇用政策の柱になつておると思つております。そういう面において、先ほど御指摘がございまして、中高年者の雇用開発給付金の取り扱ひの問題、これは制度がこれから発足するわけでございまして、その運用の状況を見ていろいろ御指摘の点も踏まえ検討をさせていただきます、このように思ひます。同時に、私はやはりこれからの雇用政策というのは、特に特定不況業種離職者並びに駐留軍の離職者、こういったことをいろいろ考えますと、やはり再就職の道は職業訓練と結びつかなきゃならないと、このように思つてございませう。いづれ御審議を願う職業訓練法の改正という、こういったことと相まって、そしてひとつ再就職の道へ職業訓練の方からもバックアップしていくということを積極的にやつていきたいと、このように考えるわけでございませう。

○委員長(和田静夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。 亀長友義君が委員を辞任され、その補欠として成相善十君が選任されました。

○委員長(和田静夫君) 下村君。 ○下村泰君 私は在沖繩米軍の駐留軍離職者のこととのみはほつてお話を伺つてみたいと思つて、三月に行われまして参加兵力十万人余という史上最高の動員力だつた米韓合同軍事演習、チームスピリット78という何か名前がついてるんだそうですけども、この終了段階で六月実施予定の在韓米地上軍の撤退に対応するため、アメリカ統合参謀本部は指揮系統を含めた太平洋米軍の再編を検討中と、これによりまして当然基地の従業員は必至と、これによりまして見方をされております。そして、沖繩の各報道機関はこれを全部取り上げまして、大量の解雇者が出るのではないかと、いふふいふにして戦々恐々という状態ですが、どのくらいか、人員が整理されると判断していらつしやいますか、施設庁の側。

○政府委員(菊池久君) 先生の御指摘の点ですが、在韓米軍とのかかわり合ひがあるかどうかちよつとわかりませんが、実は三月十日に在日米軍司令部から当庁に通報がございまして、その内容は、沖繩にありまして陸軍の補給並びにサービス関係の基地管理権、これを他のユ一ザーでございまして海兵隊ないしは空軍に移管したいという申し入れがございまして、これは五十二年度、本土を含めた陸軍の再編成ということ、ユ一ザーであります他軍、海軍とか、空軍に対しまして管理権の移管というものが行われたわけでございませうが、これとほぼ同一の内容のものでございませう。これは三月十日に情報が入つております。その後、われわれとしましては基地従業員に対する影響が非常に大きくなるだろうというふうな想定のもとに、直ちに在日米軍司令部にも申し入れ

をし、雇用の継続を図れというふうなことで申し入れをしております。さらにまた、具体的に、各軍に對します陸軍からの移管計画が具体化した都度、われわれに情報を出せということで要求しておるわけでございませうが、いまだに、まだ米軍の方は各軍との詰めが行われてる状況でございまして、具体的な移管の内容並びに従業員に対する影響につきましては、まだ通報がございませぬ。そこで先般、当庁におきまして、職員を沖繩に派遣いたしました。在日米軍だけではどうもつまびらかでないということで、沖繩にありまして三軍並びに領事館等につきましても交渉を行ひまして、極力雇用の安定を図るよう、もし縮小されるようなことがあれば、他の軍にある空きポストを使いまして、従業員の継続雇用を図るようというところで申し入れをしてる状況でございまして、いまだに、まだその内容につきましてもつまびらかにされてないのが残念な次第でございませう。

○下村泰君 沖繩島の渉外部の方でまとめられたらしいんですけども、五十三年十月十日発表移管対象陸軍施設にかかわる従業員数というんです。これを見てみますと、施設名、従業員数、これは大体これぐらいは切られるであろうという従業員数なんですけれども、憲兵隊司令官事務所が七十七名、憲兵司令官室(司令官付き)が八名、車両提供運転手訓練試験課というのが一、補給支援サプライゼンター、これは販売課となつておりますが、これが十七名、郵便業務が十七名、車両登録業者(六名は憲兵隊に含まれてる)、キャンプスケランまとめて五十三名、それから知花弾薬庫三百二十九名、FBI S瀬名波が五十四、那覇冷庫倉庫はゼロになつております。奥間レストセンターが三十八名、食糧支援課が八十五名、獣医課が十人、消防課牧港が三十人、消防課那覇港灣が二十、計七百三十九人と、こういうふうになつていますけれども、しかしこれはあくまでも一番ざりざりの線、これだけは確実にいくだろうというものがこの渉外部の方の推計なんだそう、実際

ははるかにこれを上回るだろうと言われてるんですけれども、施設庁の方の見方は、どういふふうに見て見ますか。

○政府委員(菊池久君) ただいまの先生の御指摘された点につきましては、まだ私どもには情報が入つておりませんが、沖繩県といたしましても、沖繩にありまして基地に勤務いたします従業員の数が八千名を超えていふふうな状況でございませう。そのうちに、陸軍の機関に勤務する従業員は二千四百名おるわけでございませう。特に、この前の三月十日の米側の通報によりますと、牧港補給施設というのがございませうが、これは千九百名の従業員がおりまして、そのうち、陸軍の関係の従業員が千四百名おるわけでございませう。そういう点を踏まえまして、各施設にありまして陸軍部隊の勤務者、従業員につきまして、各施設には何名おる、ここには何名おるといふことで、われわれとしましては大変心配をしておるという状況でございませう。沖繩県当局も、恐らくその辺の数字から、こういう陸軍の従業員に対する影響が出てくるだろうというふうなことでお話があるんではないかと、こう考えておるわけであります。したがって、米軍の方に対しては、全体がどうなるというのではなくて、各部分部分で判名次第、われわれの方に事前に内容を通報するように、連日交渉している状況でございませう。

○下村泰君 このファクトシートというのは、これはそちらにありますか。——ああそうですか。それじゃ、これ読む必要ありませんな。ただ、この中に、われわれ普通の感覚の持ち主という、いわゆる庶民ですな。ものすごくこれ一方的で、腹立たしいやら、ドタマへ来るやら、まことにどうにもならない、これを読むと。こういうことを書いてあるんですね。『支援責任の整理統合は継続的に一九七八年末まで行われます。主要業務は米陸軍から他の米軍へ移管されます。然し、予定されている整理統合の結果、施設を日本政府へ返還することはいたしません。』まことにずうずうしいというか、これ「いたしません。」とはつき

り言うておるんですね。そうすると、返してちょうだいとはいきいわけですね、これは。ところが、実際に、これは渉外労働管理、沖縄県の渉外部がまとめた御本なんですね。ここに地図があるんです。この地図を見ながらお話を聞いていただくと、県の方に、ずいぶん使っていないところがあるんです。使っていないところはむやみやたらに使っていい。ところが、使っていないところも大分ある、こういうこと。この間も労働大臣に私お願いたしましたけれども、那覇の空港に着いて、そうして那覇の市街地に入るときに、あの左側にずつと空き地がある。空き地と言ったって、こつちから見れば空き地なんですよ。向こうは使っているんですからね。しかし、そこは何のことはない、廃品置き場みたいなもので、いまでは全然使えない上陸用舟艇で、いまあんなものは使えませんでしょう。向こうの訓練のニュースのフィルムなんぞを見ても、実に近代的で、中からタンク出てくるわ、いろんなものが出てくるわ、まるで玉手箱みたいな上陸用舟艇が出てくる。いまあそこ置いてある上陸用舟艇なんていうのは、あれは恐らく渡河作戦が何かですか。いわゆるシナ事変という言葉を使ったはいけません。いわゆるシナ事変ですか、その当時のウースンクリークの渡河作戦に使うような、あのころはドラムカンを並べておつたんですが、私も実際にやってきました。ですから、そんなものには使いません、あそこにあるものは、そうすると、ほとんどあれは空き地ですね。あんなものが、あんな、返してくださいぐらいのことがどうして言えないのか、私は不思議な感じがする。

先ほど労働省の方がお答えになつていらつしゃいましたけれども、地場産業の振興がどうのこうのと言いますけれども、何か物を建てたこと土地もないわけでしょう、いま、この間もお話しましたけれども、いいところは全部向こう様が使って、われわれの方はすみっこに追いやられておるわけですよ。こんな状況ではどうにもならない。しかも、あちらさんははつきりこう言

うておるんですからね。こういうことに対する施設庁の折衝というのはどの程度に行われ、どの程度に向こう側に受け入れられるのか、聞かしてください。

○政府委員(菊池久君) 先生の御指摘の点でございますが、実はファクトシートに書かれております三月十日の米軍の陸軍の管理権の移管の問題との関連でございますけれども、これは、陸軍からたとえば海兵隊が移管を受けるといふことでございまして、その場合に、管理並びにサービス関係の主体を他の軍隊に移すといふことでございまして、いわゆる管理権を移管することによつて米軍のたとえば海兵隊なりほかの部隊が使つていふふうな解釈しているわけではございません。もちろん、そういう基地が不要になつた場合には、申すまでもなく、地位協定の第二条第三項によりまして、米軍も不要になつた場合には返すことに同意しますといふことを申し立てておるわけでございますので、そういう米軍が使用の目的を必要がなくなつたといふ趣旨でありませぬ場合には、直ちに米軍に対しましてわが庁といたしましても返還の要求をするといふことでございませぬ。

ただ、三月十日に発表になりました陸軍部隊の管理機能といふものを他軍に移管するといふことは、施設を返還するといふことではなくて、補給サービス関係の主たるサービス部門を他の軍隊に移すといふことでございませぬので、施設の返還とは直接には関係ないといふふうにご考慮願ひさせていただきます。

○下村泰君 いや、そうじゃなくて、いままです施設庁として、たとえばこのところをこうしてほしいとか、このところは要らないのでしようから返してくれとかというふうな交渉といふのをしたことがあるんですか、そういうことがいままであつたんですかといふことを私はお尋ねしておる。

○政府委員(菊池久君) 当庁といたしましては、従来から、先ほど申し上げました日米安保条約の

目的を達成するために支障を及ぼさない範囲内で、基地周辺地域におきます開発計画等ございまして、施設区域の整理統合に努めてきたところでございませぬ。たとえて申しますと、立川の返還等につきましても、まさに関東地区におきます空軍機能と

いうものを集約するといふことで立川基地等を返還するといふことでございまして、特にこういう点につきましては鋭意努力している次第でございますが、さらに沖縄におきましては米軍施設区域は特に密度が高いと、先生御指摘のとおりでございます。返還の要望の強い施設区域につきましましては整理統合を進めようといふことでございまして、これは十四回から十五回、十六回、安保協議委員会という討議機関がございませぬが、これを通じまして米軍との調整を図り、逐次施設の移設なり統合を図りまして、順次地元の要望に備えるように返還達成を図つていくといふことで努力しているところでございませぬ。

○下村泰君 さて、これは労働省の方になるんではないか。「解雇される日本人従業員を援助する努力をいたします。在日米陸軍は、離職者の民間雇用を容易にするための職業訓練を目的とする日本政府の失業対策に協力します。」という、どんな協力の仕方するんですかね、これは。何かさっぱりわからぬです、これ。

○政府委員(菊池久君) 先生のファクトシートの中身でございますが、これは従来からもそうございまして、これは協定の内容の達成をするために、防衛施設庁が予算を実現いたしまして対策を立てている内容でございますけれども、これは基地従業員が非常に不安定な立場に置かれていふといふことから、勤務中に基地内施設の中で米軍の器材、器具等を借りまして、そこで有能な技術者等と呼ばれて職業訓練を施すといふこと、それから基地の外におきましても訓練機関等に委託いたしまして、入校していただくといふ諸般の技術的な能力を付していただくといふような離職対策訓練を実施している状況でございます。

す。これは私どもとしましては多年からの施策の内容でございまして、大変現在受講者もふえまして、昨年度も二千名ほど受講しているという状況でございます。この点につきましても米軍の各施設におきましても施設の提供、器材、器具類の無償貸与といふ点につきましてもの協力を得ている状況でございます。

○下村泰君 片方ではこういういろいろな悩みがあるのに、けさのこれ新聞を拝見しますと、園田外務大臣と金丸防衛庁長官がお話し合いになつたんだそうだけれどもね、「将来に向けての人員費問題とは別に、施設庁は一例として沖縄だけで三千戸、全国で五―七千戸に達するといふ米軍下士官の基地外居住に対し、基地内への新築移住が可能かどうか、新たな施設提供案を検討し始めた。同庁の概算では三カ年計画で約二百億円の規模になるといわれる。」これは本当な点ですか。

○政府委員(菊池久君) ただいまの点につきましては、私も実は担当ではございませぬけれども、うちの長官からも、大臣からもそういう話が米軍からあるといふことはまだ聞いておりませぬ。

○下村泰君 まあここに出る以上は、新聞記者だつてこんなもの、うそ書くはずはないんだから、それ相当の感觸つかんでいられるらうと思ひますけれどもね、こういう記事の一方でこういうふうな討議をしている。私はものすくすく矛盾を感じるんです。なせもう少し本当に親身になつてこういう方々の問題が検討されないか。立場が変わるとすぐにそれは関係ない、これは私らのあずかり知らぬところである、担当ではない。すべてこれが逃げ口上みたいな感じがあるんです。事実、福田総理大臣がいろいろと整理統合をするなどとおっしゃると、皆さんそれぞれ反発合つて、大した結果も得られなかつた。この間は厚生省の援護局ですか、その調査課といふのが整理されるとかされないとかいふと、皆さんはそれぞれ各先生方に陳情なされるし、またそれがこの委員会でも討議されるといふふうになり、大騒ぎになる。ところが駐

留軍のこういう方々というのは一人一人が非常に弱い立場ですね。皆様方のように何か大騒ぎして相手をつついてすぐやれるという状態じゃないんです。一つの大きなシステムの中に入っている人でさえも、一つその課がなくなるという大騒ぎをなさる。こういう方々はそれこそ、何か書類を出してこういうふうにするればこういう好結果が得られるんだと言われたって、その手続の方法も知らないような方々ばかりなんです。ものすごく生活不安を感じては事実はだと思えますけれどもね。少なくとも、もちろん施設もおやりになつていられるでしょう、こういう方々が特殊技能がなくて、こちらの方からこちらの方へ職場を転換するだけで、何とかひとつ雇用してくださいという事は米軍の方にも私は申し上げておきたいと思えます。それだけの努力はなさっていると思えます。ただ、労働大臣にお伺いして——私はもちろんほかの方々もたくさんいろいろな御質問なさつていますから重複するといけませんので、労働大臣、一つお伺いしますが、こういう法案ができていろいろ改正をしたりなんかします。しかし、それでもなおお足りないところがたくさんございまして、一体、こういう方々を本大臣は、自分が労働大臣の間にこういう人々をどういうふうにして救済したら一番いいのかという考えをお持ちだろうと思つていますが、そのお気持ちをひとつ聞かせていただきたいと思つておきます。

○国務大臣(藤井勝志君) まず、大前提といたしましては、やはり駐留軍の労働者というのは政府の方が雇用者でございますから、その雇用者としての責任の果たせるように、施設庁がまず窓口であります。われわれはやはりその人たちの雇用の安定、生活の確保、こういうことについて万全の配慮をしていく、そしてこの具体的な施策については、いろいろ質疑応答の中で政府が弁いたしたようなわけでございまして、そういうことをやりながら、特にまた沖繩の土地柄、特殊性、こういったいろいろな問題がございまして、やはり、何と云つても基本は沖繩の産業開発という

ことが、これが背後になければならぬわけでございまして、そういうものを勘案しながら、また同時に、本土復帰まで日が浅いという、こういう状況もございまして、若い人を求める求人、むしろ沖繩の事情から言いますと求職よりも求人の方が多しという、こういうこともございまして、できるだけ職業安定所の求人説明会、こういったものを若い人々を中心にとつ本土に大いに来てもらふようにやつていく、このようならもうのきめの細かい就職あっせんをやつて、そして私ができるだけの雇用の確保に尽くしたい、このように考えているわけでございまして。

○下村泰君 私、この問題、実は質問するのにもすくく何か自分自身で矛盾を感じるんですね。駐留軍の離職の問題ということを一先懸命やりますと、何のことはない米軍の基地の反対している反面、じゃ米軍の基地が日本にあることを肯定しなきゃならぬことですよ。だから、これ臨時措置法案を「臨時」という名前が入つていられるんじゃないかと思つておられる、基地はない方がいいのと思つておられる、またその基地の中で働いて、いつしやる方々の雇用を考えたときやならない、一体わしは何を質問するんかいなと自分で考えてみたんですよ。そうしたら、一つその矛盾をなくす方法が見つかった。これはもう大臣聞き流すだけで結構ですけれども、つまり基地従業員が首を切られるたびに基地を返還してもらつて、働く人間が要らないんですよ。それから働く人間が要らないという事は働く場所も要らないんだと私は判断したい。二千八首を切つたら二千坪返してもらつておられることを考えて、ああこれならば矛盾は感じない、これは私らしい考えなんです。ございまして、これは私らしいと思つておられる、こういうふうに、聞いていますけれども、こういうふうに、聞いていますけれども、恐らく、大臣も施設庁の皆さんも全部がそういうふうな疑問を感じながらやつておられるんじゃないかと思つておられます。しかし、そういうところにも日本全体が置かれておられる微妙な立場があると、これも解釈をせなければ

なりません。というふうなことで、いろいろお苦しみの方はございまして、ひとつ誠心誠意施設庁の皆さんもがんばつていただきたいと思つておられます。労働大臣もよろしくお願ひいたします。終わります。

○委員長(和田静夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひいたします。——別に御発言もないようでありまして、これより直ちに採決に入ります。駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よつて、本家は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、片山君から発言を求められておりますのでこれを許します。片山君。

○片山基市君 ただいま可決されました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの共同提案による附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について努力すべきである。

- 一、円高・ドル安情勢から、米軍の労働関係予算の不足を理由とした人員整理、労働条件の低下等が危ぶまれるので、従業員雇用、労働条件の確保について万全を期すること。
- 二、現在勤務している従業員を解雇し、その業

- 務を民間業者に下請切替を行わないよう最善の努力をすること。
- 三、従業員年間雇用計画の把握に努め、人員整理が予想される時は、九十日以上予告期間の確保に最善を尽くし、事前に十分な調整を行い、極力整理者の減少を図るよう努めること。
- 四、駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第十条に基づき特別給付金の増額及び支給区分の拡大を図ること。
- 五、就職困難な中高年齢層が多い実情にあるので、再就職促進のため既設の援護措置の一層の充実と制度の効果的な運用を図ること。
- 六、沖繩県の厳しい雇用情勢に対応するため、離職者の雇用機会を確保するための対策の効果的な実施を図ること。

右決議する。

以上でございまして。

○委員長(和田静夫君) ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よつて、片山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、労働大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。藤井労働大臣。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、関係各省庁とも協議の上措置したいと存じます。

○委員長(和田静夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよ

なりませぬ。というふうなことで、いろいろお苦しみの方はございまして、ひとつ誠心誠意施設庁の皆さんもがんばつていただきたいと思つておられます。労働大臣もよろしくお願ひいたします。終わります。

○委員長(和田静夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよ

なりませぬ。というふうなことで、いろいろお苦しみの方はございまして、ひとつ誠心誠意施設庁の皆さんもがんばつていただきたいと思つておられます。労働大臣もよろしくお願ひいたします。終わります。

○委員長(和田静夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。
これにて暫時休憩いたします。
午後三時四十分休憩

午後三時四十七分開会

○委員長(和田静夫君) 社会労働委員会を再開いたします。

職業訓練法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより政府から趣旨説明を聴取いたします。
藤井労働大臣。

○国務大臣(藤井勝志君) たいいま議題となりました職業訓練法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

職業訓練法は昭和三十三年に制定され、その後、昭和四十四年に、当時深刻となっていた技能労働者不足に対処するため全面的に改正されて現在に至っております。この間、技能労働者の養成及び技能検定を通じて、労働者の職業の安定と産業の振興に努めてきたのであります。

しかしながら、最近における職業訓練を取り巻く社会経済情勢は、昭和四十年代前半とは著しく変貌しており、職業訓練制度は、雇用情勢及び産業構造の変化、年齢、学歴及び職業別の就業者の構成割合の変化等に対応した新たな役割りを果たすことが求められるようになっております。

すなわち、職業訓練は、労働者の職業生涯の各段階において適時適切に行われることが一層重要となっており、特に、離職者の再就職等のための職業訓練の機動的な実施及び中高年齢者の職業の安定のための職業訓練の拡充は喫緊の課題となっております。また、養成訓練についても、今後必要とされる技能の高度化に見合せて、その質的向上を図ることが必要となっております。

このような課題にこたえ、今後における産業経済社会の質的転換に対応するための職業訓練制度の整備は急務であります。

これらにかんがみ、民間、公共一体となった幅広い機動的な職業訓練の実施体制の確立を図り、生涯訓練、生涯技能評価体系の理念の達成を推進すべく、公共職業訓練の整備、民間における職業訓練の振興並びに職業訓練及び技能検定の推進を目的とする団体の育成のための措置を中心として職業訓練法を改正することとし、ここに職業訓練法の一部を改正する法律案として提案いたしました次第であります。

次にその内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、職業訓練及び技能検定の基本理念である生涯訓練、生涯技能評価を目標とする旨を明確に規定するとともに、労働者は、養成訓練、向上訓練及び能力再開発訓練その他多様な職業訓練を受けることができるように配慮されるものであることを明らかにいたしております。

また、職業訓練の実施体制について、事業主は、その雇用する労働者に対する必要な職業訓練の実施等に努めるべきものとし、国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練の振興及びその内容の充実を図るよう努めるとともに、離職職者等に対する職業訓練その他必要とされる職業訓練の実施に努めなければならないものとしております。

第二に、国及び都道府県が行う職業訓練については、離職職者に対する職業訓練を機動的に実施するため、必要に応じて、他の適切な施設に訓練を委託することとともに、職業訓練の実施に当たっては、関係地域における労働者の職業の安定及び産業の振興に資するよう十分配慮するものとしております。

第三に、職業訓練施設について、現行職業訓練法による専修職業訓練校及び高等職業訓練校の区分をやめ、ともに、職業訓練校として、名称を統一しその質的向上を図るほか、職業訓練施設のそれぞれ役割り及び設置主体の分担を整備いたしております。また、現在雇用促進事業団が設置している高等職業訓練校については、関係地域の事情を考慮しつつ、技能開発センターまたは職業訓練短期大学校へ転換させるよう努めることによ

り、離職職者及び中高年齢者に対する職業訓練の拡充並びに今後必要となる高度の技能労働者の養成のための施設の整備を図ることとしております。

第四に、事業主等の行う職業訓練に対する援助等を強化するため、国は、職業訓練に関する調査・研究及び情報の収集・整理を行い、事業主等の利用に供するよう努めるものとし、国及び都道府県は、事業主等に対し、認定職業訓練以外の職業訓練についても広く援助を行うよう努めなければならないものとしております。また、事業主等に対する助成等についても明確に規定することとしております。

第五に、現行職業訓練法による職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会、都道府県の職業訓練法人連合会及び技能検定協会をそれぞれ統合強化し、民間による職業訓練及び技能検定の推進のための中核的団体として、中央及び地方の職業能力開発協会を設立することとしております。

その他、単一等級技能検定の導入及び技能検定委員の地位について所要の規定を設ける等の改正を行うこととしております。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって、趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。本日は、これにて散会いたしますが、理事会の御協議によりまして、明二十一日午後一時、社会労働委員打合会を開会し、医療保険制度の改正に関する件について、厚生省当局から説明を聴取することといたしました。委員各位の御出席をお願いいたします。

午後三時五十分散会

四月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、国民年金法等の一部を改正する法律案
一、職業訓練法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部改正

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「二十七万円」を「二十九万七千六百円」に、「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第六十二条中「二十三万四千円」を「二十五万八千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第七十八条第二項中「十八万円」を「十九万八千円」に改め、同条第三項中「又は受給権者であつたことがある者」を削り、同条第四項中「その者の選択により、その一を支給し、他は」を通算老齢年金をに改める。

第七十九条の二第四項中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第八十七条第三項中「二千二百円」を「三千三百円」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第四十三条第五項中「達した後」の下に「七十歳に達するまでの間」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 被保険者である受給権者が七十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、年金の額を改定す

る。

第四十六條第一項本文中「第十三級から第十七級を」第十六級から第二十級に、「第十八級から第二十級を」第二十一級から第二十三級に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第二十級を」第二十三級に改める。

第四十六條の三第二項中「第二十級を」第二十三級に改める。
第四十六條の四第三項中「第五項を」第六項に改める。

第四十六條の七第一項本文中「第十三級から第十七級を」第十六級から第二十級に、「第十八級から第二十級を」第二十一級から第二十三級に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第二十級を」第二十三級に改める。

第六十二條の二第一項第一号中「三万六千円を」四万八千円に、「六万円を」七万二千円に改め、同項第一号中「二万四千元を」三万六千円に改める。

附則第十二條第三項及び附則第二十八條の三第二項中「第二十級を」第二十三級に改める。
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の二中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「昭和五十年年度」を「昭和五十一年度」に改める。

第四條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第四項中「第十八級を」第二十一級に改める。
第三十八條第一項本文中「第十一級乃至第十五級を」第十四級乃至第十八級に、「第十六級乃至第十八級を」第十九級乃至第二十一級に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第十八級を」第二十一級に改める。

第三十八條ノ二第二項中「達シタル後」の下に「七十歳ニ達スル迄ノ間」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保險者タリシ期間ヲ其ノ老齡年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九條ノ二第二項中「第十八級を」第二十一級に改める。
第三十九條ノ五第一項本文中「第十一級乃至第十六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十八級を」第二十一級に改める。

第五十條ノ三ノ二第一号中「三万六千円を」四万八千円に、「六万円を」七万二千円に改め、同条第二号中「二万四千元を」三万六千円に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)
第五條 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五條の二」を「第三十五條の三」に改める。
第六章中第三十五條の二の次に次の一條を加える。

(特別の法人の借入金に関する特例)
第三十五條の三 特別の法律に基づいて設立された法人(厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者である者に限る。)で、当該特別の法律の借入金に関する規定により、第十七條第三号イに掲げる資金を借り入れることができず、又は当該法人を監督する行政庁の認可若しくは承認(これらに類する処分を含む。)を受けなければ当該資金を借り入れることができないこととされるものは、当該特別の法律の借入金に関する規定にかかわらず、当該資金を借り入れること

ができる。
2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第五條第二項の規定は、同法第一条に規定する公庫の前項の資金に係る借入金については、適用しない。

(児童扶養手当法の一部改正)
第六條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條中「一万九千五百円」を「二万九千五百円」に、「二万九千五百円」を「二万三千五百円」に改める。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第七條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中「一万五千円」を「一万六千五百円」に、「二万二千五百円」を「二万四千八百円」に改める。
第十八條中「五千五百円」を「六千二百五十円」に改める。

(児童手当法の一部改正)
第八條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「五千円」の下に「(前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。))につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。」の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額がない者に支給される場合にあつては、六千円」を加える。

第二十九條の次に次の一條を加える。
(福祉施設)

第二十九條の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、厚生保険特別会計法

(昭和十九年法律第十号)第八條ノ二第一項の積立金の額に相当する額の範囲内で、第一條の目的の達成に資する施設をすることができ。

附則
(施行期日)
第一條 此の法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三條及び第五條の規定並びに第八條中児童手当法第二十九條の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三條の規定 公布の日
二 第二條、第四條、附則第五條、附則第六條及び附則第十條から附則第十二條までの規定 昭和五十三年六月一日

三 附則第四條の規定 昭和五十三年七月一日
四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定 以外の規定 昭和五十三年八月一日

五 第八條中児童手当法第六條第一項の改正規定及び附則第九條の規定 昭和五十三年十月一日

六 第一條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第三條の規定 昭和五十四年四月一日

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置等)
第二條 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齡福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齡年金の額については、なお従前の例による。

第三條 昭和五十五年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第一條の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「三千三百円」とあるのは、「三千六百五十円(昭和五十四年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十二年

度

度

の同条第一項に規定する物価指数に対する昭和五十三年度の同項に規定する物価指数の割合を三千六百五十円に乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」とする。

2 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料の額は、昭和五十六年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第四条 国民年金の被保険者又は被保険者であった者(国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く)は、都道府県知事に申し出て、昭和五十三年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間(同法第七十五条第一項、附則第六条第一項及び附則第七条第一項、国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第十五条第一項並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第十九条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く)のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。)について、一月につき四円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十五年六月三十日までに行わなければならない。

3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

4 第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 国民年金法第七十六条の規定により読み替えられる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十六条の規定により読み替えられる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同

条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

6 国民年金法第七十八条第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十八条第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかわらず、その者に同条の老齢年金を支給する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置) 第五条 昭和五十三年五月以前の月分の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置) 第六条 昭和五十三年五月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置) 第七条 昭和五十三年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第八条 昭和五十三年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置) 第九条 昭和五十三年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法及び船員保険交渉法の一部改正) 第十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第十九条の三第一項中「第十八級」を「第二十一級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第三十一条中「同法第三十八条第一項の規定

によりその額の一部につき支給を停止されている」を「船員保険の被保険者である間に支給される」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正) 第十一条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

附則第十四条第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正) 職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

「第一章 職業訓練の体系(第八条)第十三条」

「第二章 職業訓練の認定等(第二十四条)第二十七条」

「第三章 職業訓練指導員(第二十八条)第三十条」

「第四章 職業訓練団体」

第十二条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正) 第十三条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条ノ二中「業務取扱費」の下に「福祉施設費」を加える。

第八条ノ二第三項中「児童手当交付金」の下に「又ハ福祉施設費」を加える。

「第一章 職業訓練の実施(第八条)第二十六条」

「第二章 職業訓練指導員等(第二十七条)第三十条」

「第三章 職業訓練法人(第三十一条)第四十三条」

「第四章 職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会(第四十四条)第六十一条」

「第五章 職業訓練法(第三十一条)第六十一条」

「第六章 技能検定協会」

「第七章 職業能力開発協会」

「第八章 職業能力開発協会」

「第六章 職業能力開発協会」

「第七章 職業能力開発協会」

「第八章 職業能力開発協会」

職業経験等の条件に依りつつ雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動等に即応できるものであつて、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを、また、技能検定は、職業に必要な労働者の能力についてその到達した段階ごとの評価が適正に行われることを基本理念とする。

第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 職業訓練及び技能検定は、前項の基本理念に従つて、相互に密接な関連の下に行われなければならない。

第四項第一項中「労働者が職業訓練の下に」又は「技能検定を加え、」を「援助を行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国及び都道府県は、事業主その他の関係者に対して必要な援助等を行うことにより事業主その他の関係者の行う職業訓練の振興及び内容の充実を図るよう努めるとともに、職業を転換しようとする労働者その他職業に必要な能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練並びに事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施並びに技能検定の円滑な実施に努めなければならない。

「第一節 職業訓練の体系」を「第一節 職業訓練の実施」に改める。

第八条から第十条までを次のように改める。

（多様な職業訓練を受ける機会の確保）
第八条 労働者は、次に掲げる職業訓練その他多様な職業訓練を受けることができるように、職業訓練を受ける機会の確保について、事業主並びに国及び都道府県が行う職業訓練に関する措置を通じて配慮されるものとする。
一 養成訓練（労働者に対し、職業に必要な基礎的な技能（これに関する知識を含む。以下同じ。）を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）

二 向上訓練（養成訓練を受けた労働者その他職業に必要な相当程度の技能を有する労働者に対し、その有する技能の程度に応じてその職業に必要な技能を追加して習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）

三 能力再開発訓練（職業の転換を必要とする労働者に対し、新たな職業に必要な技能を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）

（職業訓練の実施の方法等）
第九条 事業主がその雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、自ら又は共同して行うほか、第十五条第一項に規定する公共職業訓練施設等を行う職業訓練を受けさせることにより行うものとする。

2 国及び都道府県が職業訓練を行う場合には、その設置した職業訓練施設内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対し、必要があるときは、職業に必要な能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該職業訓練施設で行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。

3 国及び都道府県は、職業訓練の実施に当たり、関係地域における労働者の職業の安定及び産業の振興に資するよう、職業訓練の開始の時期、期間及び内容等について十分配慮するものとする。

4 第二項の規定は、第十五条第一項に規定する公共職業訓練施設を設置する市町村について準用する。

（準則訓練の基準）
第十条 養成訓練、向上訓練及び能力再開発訓練のうち、第十五条第一項に規定する公共職業訓練施設で行うもの及び第二十四条第一項の認定に係るもの（以下「準則訓練」と総称する。）の訓練課程の区分及び訓練課程ごとの教科、設備その他の事項に関する基準については、労働省令で定める。

第十一条の見出しを（教材）に改め、同条中

「養成訓練及び能力再開発訓練」を「準則訓練」に、「又は労働大臣の作成する教科書」を「その他の教材」に改める。

第十二条第一項中「第十四条」を「第十五条第一項」に、「第二十四条第一項」に規定する認定職業訓練」を「第二十四条第三項に規定する認定職業訓練」に、「高等訓練課程及び特別高等訓練課程の養成訓練」を「準則訓練（養成訓練のうち労働省令で定める訓練課程のものに限る。）」に改める。

第十三条中「次条」を「第十五条第一項」に、「第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なう」を「第二十四条第三項に規定する認定職業訓練を行う」に、「法定職業訓練」を「準則訓練」に改める。

「第二節 公共職業訓練施設等」を削る。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

（職業訓練施設）
第十四条 次の各号に掲げる施設（以下「職業訓練施設」と総称する。）は、それぞれ当該各号に掲げる職業訓練を行うものとする。
一 職業訓練校 養成訓練、次号の労働省令で定めるものを除く。向上訓練及び能力再開発訓練
二 職業訓練短期大学校 養成訓練（将来高度の技能を有する労働者となるのに必要な基礎的な技能を習得させるための訓練課程の養成訓練として労働省令で定めるものに限る。）

三 技能開発センター 向上訓練及び能力再開発訓練
四 身体障害者職業訓練校 前三号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体に障害がある者等に対して行うその能力に適應した養成訓練、向上訓練又は能力再開発訓練

2 職業訓練施設でないものは、その名称中に職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター又は身体障害者職業訓練校という文字を用いてはならない。

（公共職業訓練施設）

第十五条 国、都道府県及び市町村が設置する職業訓練施設（以下「公共職業訓練施設」という。）は、それぞれ前条第一項各号に規定する職業訓練を行うほか、職業訓練に必要なる業務で労働省令で定めるものを行うことができる。

2 国は、職業訓練短期大学校、技能開発センター及び身体障害者職業訓練校を設置し、都道府県は、職業訓練校を設置する。

3 前項に定めるもののほか、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けて、都道府県は職業訓練短期大学校、技能開発センター又は身体障害者職業訓練校を、市町村は職業訓練校を設置することができる。

4 公共職業訓練施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業訓練施設については労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業訓練施設については条

例で定める。

5 国は、第二項の規定により設置した身体障害者職業訓練校のうち、労働省令で定めるもの以外の身体障害者職業訓練校の運営を都道府県に、労働省令で定めるものの運営を身体障害者雇用促進法（昭和三十三年法律第百二十三号）第六章に規定する身体障害者雇用促進協会に委託することができる。

6 公共職業訓練施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。

（国、都道府県及び市町村による配慮）
第十六条 国、都道府県及び市町村は、その設置及び運営について、公共職業訓練施設が相互に競争することなくその機能を十分に発揮できるように、配慮するものとする。

第十六条の二及び第十六条の三を削り、第十七条から第二十二条までを次のように改める。

（国、都道府県及び市町村による配慮）
第二十三条第一項中「専修職業訓練校における養成訓練及び」を「公共職業訓練施設を行う職業訓練のうち、職業訓練校における養成訓練（労働省令で定めるものに限る。）及び能力再開発訓練、

養成訓練及び」を「公共職業訓練施設（以下「公共職業訓練施設」という。）は、それぞれ前条第一項各号に規定する職業訓練を行うほか、職業訓練に必要なる業務で労働省令で定めるものを行うことができる。」に改める。

技能開発センターにおけるに、「法定職業訓練」を「準則訓練」に、「行なう」を「行う」に改める。

「第三節 職業訓練の認定等」を削る。

第二十四条第一項中「第四章の規定により設立された職業訓練法人、職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会」を「職業訓練法人、中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条の見出しを「事業主等の設置する職業訓練施設」に改め、同条中「第二十二條の規定にかかわらず及びその設置する」を削り、「の名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校」として職業訓練校に、「という文字を用いる」を「設置する」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節 職業訓練指導員等

(職業訓練大学校)

第二十七条 職業訓練大学校は、準則訓練において訓練を担当する者(以下「職業訓練指導員」という。)にならうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能を付与することによつて、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するための訓練(以下「指導員訓練」という。)並びに職業訓練に関する調査及び研究を行うものとする。

2 職業訓練大学校は、前項に規定する業務を行うほか、職業訓練に関し必要な業務で労働省令で定めるものを行うことができる。

3 国は、職業訓練大学校を設置する。

4 職業訓練大学校でないものは、その名称中に職業訓練大学校という文字を用いてはならない。

(指導員訓練の基準等)

第二十七条の二 指導員訓練の訓練課程の区分及び訓練課程ごとの教科、設備その他の事項に関する基準については、労働省令で定める。

2 第二十四条の規定は、指導員訓練について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「第十条」とあるのは、「第二十七條の二第一項」と読み替へるものとする。

「第四節 職業訓練指導員」を削る。

第二十八条第一項中「養成訓練及び能力再開発訓練」を「準則訓練(養成訓練及び能力再開発訓練に限る。)」に改める。

第三章第三十条の次に次の一節を加える。

第三節 事業主等の行う職業訓練に対する援助助成等

(職業訓練に関する調査研究等)

第三十条の二 国は、職業訓練の普及及び振興に資するため、中央職業能力開発協会の協力を得て、職業訓練に関する調査及び研究並びに職業訓練に関する情報の収集及び整理を行い、事業主、労働者その他の関係者が当該調査及び研究の成果並びにこれらの情報を利用することができるように努めなければならない。

(事業主等に対する援助)

第三十条の三 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練について、次の援助を行うように努めなければならない。

一 職業訓練指導員を派遣すること。

二 教材その他職業訓練に必要な資料を提供すること。

三 職業訓練の計画及び運営に関する助言及び指導その他職業訓練に係る技術的な援助を行うこと。

四 委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

2 前項の規定により国及び都道府県が事業主等に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

(事業主等に対する助成等)

第三十条の四 国は、事業主等の行う職業訓練の振興を図り、並びに職業訓練を受ける労働者に

有給休暇を与えること及び労働者に公共職業訓練施設等の行う職業訓練を受けさせること等の措置が事業主によつて講じられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

「第四章 職業訓練団体」を「第四章 職業訓練法人」に改める。

「第一節 職業訓練法人」を削る。

第三十二條第二項ただし書を削る。

第三十五條第四項中「この節」を「この章」に改める。

「第二節 職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会」を削る。

第四十四條から第六十一條までを次のように改める。

第四十四條から第六十一條までを次のように改める。

第四十四條から第六十一條までを削除

第六十二條第一項中「行なう」を「行う」に改め、

同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

第六十三條第一号中「法定職業訓練」を「準則訓練」に改める。

第六十四條第三項中「中央技能検定協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県技能検定協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

改め、同条第四項中「都道府県職業能力開発協会」に行な

能力開発協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に職業訓練及び技能検定の普及及び振興を図ることを目的とする。

第六十七條第一項中「中央技能検定協会(以下「中央協会」という。)」を「中央協会」に改め、同条第二項中「中央技能検定協会」を「中央職業能力開発協会」に改める。

第六十九條を次のように改める。

第六十九條 中央協会は、第六十六條の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 会員の行う職業訓練及び技能検定に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。

二 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修を行うこと。

三 職業訓練及び技能検定に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。

四 職業訓練及び技能検定に関する調査及び研究を行うこと。

五 職業訓練及び技能検定に関する国際協力を

行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、職業訓練及び技能検定の推進に関し必要な業務を行うこと。

2 中央協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第六十四條第三項の規定による技能検定試験に関する業務を行うものとする。

第七十條第一号及び第二号を次のように改める。

一 都道府県職業能力開発協会

二 職業訓練及び技能検定の推進のための活動を行う全国的な団体

第七十一條第一項中「都道府県技能検定協会」を「都道府県職業能力開発協会」に改める。

第七十三條中「都道府県技能検定協会」を「都道府県職業能力開発協会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十三條の二 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の三 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の四 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の五 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の六 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の七 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の八 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の九 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十一 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十二 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十三 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十四 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十五 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十六 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十七 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十八 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の十九 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の二十 都道府県職業能力開発協会

第七十三條の二十一 都道府県職業能力開発協会

(創立総会)

第七十三条の二 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第七十五条第一項中第十二号を第十五号とし、第七号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 参与に関する事項

九 中央技能検定委員に関する事項
第七十五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 業務に関する事項

第七十六条第一項中「一人」の下に、「理事長一人」を加え、同条に次の五項を加える。

3 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

4 理事長は、中央協会を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査する。

7 監事は、会長、理事長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

第七十七条の次に次の五条を加える。

(代表権の制限)

第七十七条の二 中央協会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

(参与)

第七十七条の三 中央協会に、参与を置く。

2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、職業訓練又は技能検定に關し学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に關し必要な事項は、定款で定める。

(中央技能検定委員)

第七十七条の四 中央協会は、第六十九条第二項の規定により技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成に關する業務その他技能検定試験の実施に係る技術的な事項に關する業務を行う場合には、中央技能検定委員に行わせなければならない。

2 中央協会は、中央技能検定委員を選任しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(決算関係書類の提出及び備付け等)

第七十七条の五 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(総会)

第七十七条の六 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総

会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- 三 解散
- 四 会員の除名
- 五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第八十条第二項中「中央協会と類似の技能検定の推進のための活動を行なう」を「職業訓練又は技能検定の推進について中央協会と類似の活動を行う」に改める。

第八十一条中「事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録」を「第七十七条の五第一項に規定する書類」に改める。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 国は、中央協会に対して、その業務に關し必要な助成を行うことができる。

第八十五条の見出しを「中央協会の役員等の秘密保持義務」に改め、同条中「職員」の下に「中央技能検定委員を含む。」を加え、「その職務」を「中央協会の行う技能検定に關する業務に係る職務」に改める。

第八十六条中「第五十条、第五十三条第二項から第四項まで及び第六項並びに第五十四条から第五十六条まで」を削る。

「第二節 都道府県技能検定協会」を「第二節 都道府県職業能力開発協会」に改める。

第六章第二節中第八十七条の前に次の一条を加える。
(都道府県協会の目的)

第八十六条の二 都道府県職業能力開発協会以下「都道府県協会」という。は、職業訓練及び技能検定の基本理念の具現に資するため、都道府県の区域内において、当該都道府県と密接な連携の下に職業訓練及び技能検定の普及及び振興を図ることを目的とする。

第八十七条第一項中「都道府県技能検定協会(以下「都道府県協会」という。を「都道府県協会」に改め、同条第二項中「技能検定協会」を「職業能力開発協会」に改める。

第八十九条及び第九十条を次のように改める。
(業務)

第八十九条 都道府県協会は、第八十六条の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 一 会員の行う職業訓練及び技能検定に關する業務についての指導及び連絡を行うこと。
- 二 職業訓練に關する技術的事項について事業主、労働者等に対して、相談に応じ、並びに必要な指導及び援助を行うこと。
- 三 事業主、労働者等に対して、技能労働者に關する情報の提供等を行うこと。
- 四 事業主等の行う職業訓練でその地区内において行われるものに従事する者の研修を行うこと。
- 五 その地区内における職業訓練及び技能検定に關する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。
- 六 その地区内における職業訓練及び技能検定に關する調査及び研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、その地区内における職業訓練及び技能検定の推進に關し必要な業務を行うこと。

都道府県協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第六十四条第四項の規定による技能検定試験に關する業務を行うものとする。

(会員の資格等)

第九十条 都道府県協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

第九十条 都道府県協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 都道府県協会の地区内に事務所を有する事業主等で、職業訓練を行うもの

二 都道府県協会の地区内において職業訓練又は技能検定の推進のための活動を行うもので、定款で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

2 都道府県協会は、前項各号に掲げるものが都道府県協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付けてはならない。

第九十二条の見出しを、「役員等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県協会に、参与を置く。

第九十二条の次に次の二条を加える。

(都道府県技能検定委員)

第九十二条の二 都道府県協会は、第八十九条第二項の規定により技能検定試験の実施に関する業務を行う場合には、当該業務のうち技能の程度の評価に係る事項その他の技術的な事項については、都道府県技能検定委員に行わせなければならない。

2 都道府県協会は、都道府県技能検定委員を選任しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(都道府県協会に対する助成)

第九十二条の三 都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

2 国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

第九十三条の見出しを、「(国等の援助)」に改め、同条中「都道府県及び雇用促進事業団」を「国及び都道府県」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県協会の役員等の秘密保持義務)

第九十三条の二 都道府県協会の役員若しくは職員(都道府県技能検定委員を含む。)又はこれら

の職にあつた者は、都道府県協会の行う技能検定に関する業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第九十四条中「第八十五条の規定は都道府県協会の役員等の秘密保持義務について及び」、第四十八条、第五十条、第五十三条第二項から第四項まで及び第六項、第五十四条から第五十六条までを削り、「第七十四条、第七十五条、第七十七条を削り、第七十三條の二から第七十五条まで、第七十六條第三項、第五項(理事長に係る部分を除く。)、第六項及び第七項(理事長に係る部分を除く。)、第七十七條、第七十七條の二(理事長に係る部分を除く。)、第七十七條の三第二項から第四項まで、第七十七條の五、第七十七條の六」に改める。

第九十八條の見出しを、「(労働大臣の助言及び勧告)」に改め、同条第二項を削る。

第九十九條中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(雇用保険法との関係)

第九十九條の二 国による公共職業訓練施設身体障害者職業訓練校を除く。及び職業訓練大

学校の設置及び運営、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第三十條の三第一項、第三十條の四、第八十四條及び第九十二條の三第二項の規定による助成等は、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十三條に規定する能力開発事業として行う。

第九十九條の三 第九十四條において準用する場合を含む。を、又は第九十三條の二に、「三万円」を「十万円」に改める。

第九十九條の四 第九十四條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二号中「規定又は第九十四條において準用する第四十八條」を「又は第九十條第二項」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十七條の五第一項第九十四條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

第九十七條各号列記以外の部分中「連合会又は中央会の発起人、役員」を「役員」に、「一万円」を「五万円」に改め、同条第一号中「又は第四十六條」を削り、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二号中「第六十一條において準用する場合を含む。」を削り、同条第三号中「第六十一條において準用する場合を含む。」又は第三項に改め、同条第五号中「又は第六十一條」及び「若しくは労働大臣」を削り、同条第六号及び第七号中「又は第六十一條」を削り、同条第八号から第十号までを削り、同条第十一号中「事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は」を削り、同条を同条第八号とする。

第九十八條中「第二十二條」を「第十四條第二項、第二十七條第四項」に改め、「第四十四條第二項」を削り、「五千元」を「三万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、第二十四條、第三十二條、第四十四條から第六十一條まで、第六十四條、第六十七條、第六十九條、第七十條、第七十一條及び第七十三條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第七十五條及び第七十六條の改正規定、第七十七條の次に五條を加える改正規定、第八十條、第八十四條から第八十六條まで、第八十七條、第八十九條、第九十條及び第九十二條の改正規定、同条の次に二條を加える改正規定、第九十三條の次に一條を加える改正規定、第九十四條、第九十三條、第九十四條、第九十六條及び第九十七條の改正規定並びに第九十八條の改正規定(第二十二條を「第十四條第二項、第二十七條第四項」に改める部分を除く。並びに第二十三條までの規定並びに附則第二十四

條の規定(労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)第十條の二第三号の改正規定を除く。)は、昭和五十四年四月一日から施行する。(名称の使用制限に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練校という文字を用いているものについては、改正後の職業訓練法(以下「新法」という。)(第十四條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 職業訓練法第六十七條第二項の改正規定及び同法第八十七條第二項の改正規定の施行の際現にその名称中に中央職業能力開発協会又は都道府県名を冠した職業能力開発協会という文字を用いているものについては、新法第六十七條第二項又は第八十七條第二項の規定は、職業訓練法第六十七條第二項の改正規定及び同法第八十七條第二項の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(公共職業訓練施設に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の職業訓練法(以下「旧法」という。)(第十五條第二項又は第十九條第一項の規定により都道府県又は市町村が設置している専修職業訓練校及び高等職業訓練校は、新法第十四條第一項第一号に掲げる職業訓練校となるものとする。

2 この法律の施行の際現に旧法第十八條第二項の規定によりなされている委託は、新法第十五條第五項の規定により都道府県にされている委託とみなす。

(都道府県職業能力開発協会の設立準備行為)

第四条 都道府県職業能力開発協会の会員になろうとするものは、昭和五十四年四月一日前において、定款の作成、創立総会の開催、設立の認可の申請その他都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をすることができ。

(職業訓練法人連合会等に関する経過措置)

第五条 職業訓練法第四十四條から第六十一條までの改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定及び同法第八十七條第一項の改正規定(以下

「法人に関する改正規定」という。)の施行の際現に存する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会(これらの法人であつて、清算中のものを含む。)については、旧法は、法人に関する改正規定の施行後も、なおその効力を有する。

場合においては、旧法及び他の法令の規定中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

八条第一項とあるのは「第九十四条において準用する旧法第七十八条第一項と、第七十八条第一項第三号とあるのは「第九十四条において準用する旧法第七十八条第一項第三号」と読み替えるものとする。

及び第五号において「公共職業訓練施設」という。)を、都道府県及び市町村並びに雇用促進事業団が設置する職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四条第一項に規定する職業訓練施設に改める。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法は、同項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会について、次条第四項に規定する解散等によるその消滅の時に、失効するものとする。

八条 職業訓練法人連合会又は都道府県技能検定協会は、法人に関する改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に、総会の議決を経て、都道府県職業能力開発協会の発起人(附則第四条の規定により都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をするものを含む。)に対し、その一切の権利及び義務を都道府県職業能力開発協会が承継すべき旨を申し出ることができる。

第十條 この法律の各改正規定の施行前(附則第五條第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同條第二項に規定する失効前)にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第十二條 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

3 中央職業能力開発協会が成立した時に現に存する職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協会については、当該都道府県の区域内において都道府県職業能力開発協会が成立するまでの間、都道府県職業能力開発協会とみなして、新法第七十條及び第七十一條第一項の規定を適用する。

2 前項の議決については、旧法第五十六條第四項ただし書(旧法第八十六條において準用する場合を含む。)の規定による議決の例による。

第二十五條 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のために必要があるときは、事業団に対して、公共職業訓練施設の運営その他職業訓練の実施に関する事項について、報告を求め、及び必要を要請をすることができる。

4 前項の認可があつたときは、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の一切の権利及び義務は、中央職業能力開発協会の成立の時に、中央職業能力開発協会に承継されるものとし、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、その時において解散するものとする。この

3 附則第六條第三項から第五項まで及び前條の規定は、職業訓練法人連合会又は都道府県技能検定協会について準用する。この場合において、附則第六條第三項中「中央職業能力開発協会の発起人」とあるのは「都道府県職業能力開発協会の発起人(附則第四条の規定により都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をするものを含む。)」と、「第一項」とあるのは「附則第八條第一項」と、「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同條第四項中「中央職業能力開発協会」とあるのは「都道府県職業能力開発協会」と、前條中「一年」とあるのは「二年」と、「第七十

第十一條 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第十八條 事業団は、第十九條に規定する業務のほか、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の際に設置している改正法附則第十二條の規定による改正前の第十九條第一項第一号の高等職業訓練校を次条第一項の規定により職業訓練短期大学校又は技能開発センターへ転換させるまでの間、改正

15 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四條に規定する公共職業訓練施設(第六十三條第一項第二号

15 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四條に規定する公共職業訓練施設(第六十三條第一項第二号

15 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四條に規定する公共職業訓練施設(第六十三條第一項第二号

15 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四條に規定する公共職業訓練施設(第六十三條第一項第二号

法による改正後の職業訓練法(次項において「新職業訓練法」という。)(第十四条第一項に規定する職業訓練施設として、なお引き続き、その設置及び運営を行うことができる。

2 前項の規定により事業団が設置及び運営を行う高等職業訓練校は、新職業訓練法第十四条第一項第一号に掲げる職業訓練のうち労働省令で定めるものを行うものとする。この場合において、当該職業訓練のうち能力再開発訓練で、求職者に対して行うものは、無料とするものとする。

3 第一項に規定する業務については、これを第十九条第一項第一号に規定する業務とみなして、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三条の四第一項第十二号及び第三百四十八条第二項第十九号の規定を適用する。

4 第二十条及び第三十七条第一項(第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

5 第一項に規定する業務は、第四十条第三号の規定の適用については、第十九条に規定する業務とみなす。

第十九条 事業団は、関係地域における雇用及び産業の動向、職業訓練の実施状況その他の事情を考慮しつつ、前条第一項の規定により設置及び運営を行う高等職業訓練校を職業訓練短期大学校又は技能開発センターへ転換させるように努めるものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業団は、前項の規定により高等職業訓練校を職業訓練短期大学校又は技能開発センターへ転換させるために実施した措置及び実施しようとする措置について、毎事業年度、労働大臣に報告しなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による事業団が講ずる措置について必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な指示をすることが

できる。
 (駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)
 第十三条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「行なう」を「行う」に、「専修職業訓練校又は高等職業訓練校」を「職業訓練校」に改め、同条第二項中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。
 (炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
 第十四条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

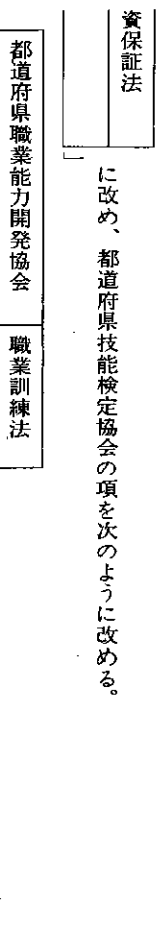
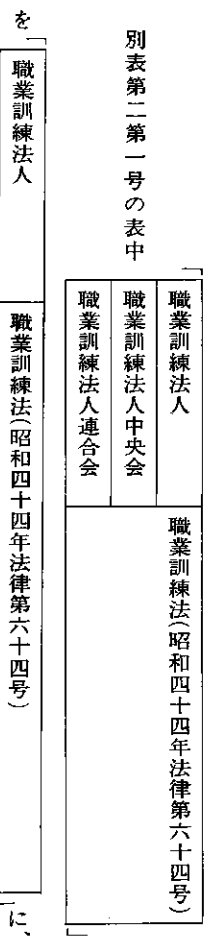
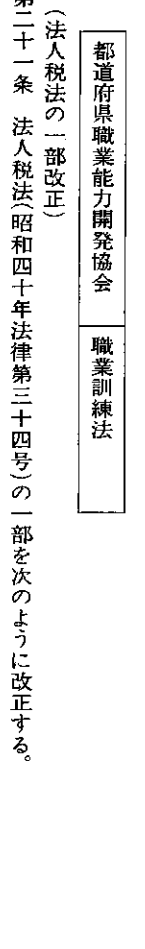
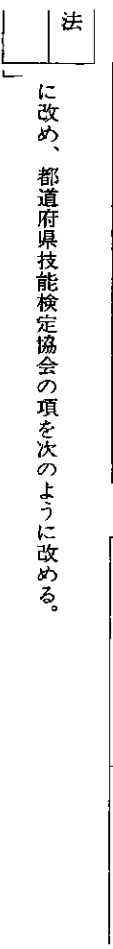
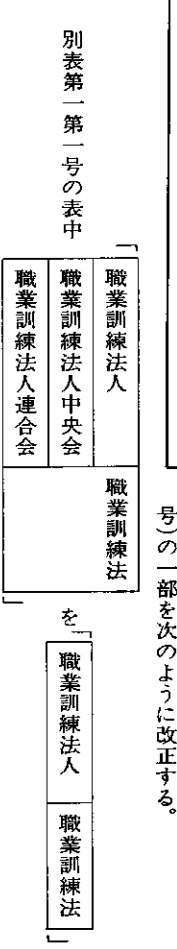
第五条第二項中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。
 (国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)
 第十五条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。
 (特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正)
 第十六条 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。
 (勤労青少年福祉法の一部改正)
 第十七条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第八條第一項に規定する法定職業訓練」を「第十条に規定する準則訓練」に、「行なう」を「行う」に、「当該職業訓練」を「職業訓練」に改める。
 (国有財産特別措置法の一部改正)
 第十八条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「第十五条又は第十九条の規定により設置される専修職業訓練校、高等職業訓練校」を「第十五条第二項又は第三項の規定により設置される職業訓練校並びに同項の規定により設置される」に改める。
 (地方財政法の一部改正)
 第十九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
 第十条第九号中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。
 (所得税法の一部改正)
 第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。



（地方税法の一部改正）
第二十二條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会」を「中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会」に改める。

第七十三條の四第一項第三号中「職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会」を「中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会」に改め、同項第二十三号中「中央技能検定協会又は都道府県技能検定協会」を「中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会」に改め、「規定する」の下に「技能検定に関する」を加える。

（所得税法等の一部改正に伴う経過措置）
第二十三條 附則第五條第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、附則第二十条から前条までの規定による改正後の所得税法、法人税法及び地方税法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）
第二十四條 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第四十八号中「職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会」を「中央職業能力開発協会」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十條の二第三号中「免許」を「訓練及び免許」に改め、同條第五号中「職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会」を「中央職業能力開発協会」に改める。

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦時災害援護法案（片山甚市君外四名発議）

戦時災害援護法案

戦時災害援護法

（援護）

第一條 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかった者で当該戦時災害にかかった当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に関しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号。以下「特別援護法」という。）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第七十七号。以下「遺族援護法」という。）（公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分）（第三十五條第二項において準用する第二十四條第三項に係る部分を除く。）に限る。の例による。

2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合においては、同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二條 前條第一項に規定するものほか、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの（以下この条において「戦災死亡者」という。）の遺族には、遺族給付金として六十万円を支給する。

2 遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

3 戦災死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

4 遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

5 遺族援護法第三十六條第二項の規定は、前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。その場合において、同條第二項中弔慰金とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法（昭和五十三年法律第七十七号）の施行の日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「同法の施行の日」の翌日」と読み替へるものとする。

6 第二項に規定する遺族が、戦災死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前に、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。

一 日本の国籍を失つたとき。
二 離縁によつて、戦災死亡者との親族関係が終了したとき。
三 配偶者については、婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦災死亡者の兄弟姉妹で、戦災死亡者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

7 禁錮以上の刑に処せられ、施行日（戦災死亡者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶子の言渡しを受けた遺族を除く。）には、遺族給付金を支給しない。

8 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

9 遺族援護法第六條、第十六條、第二十八條本文、第三章、第四十五條から第四十八條まで及び第五十條の規定は、遺族給付金について準用する。

（調整規定）
第三條 第一條第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令（行政措置を含む。）による給付（遺族に対する年金たる給付を含む。）でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるもの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことができる。

（政令委任）
第四條 遺族援護法に規定する日又は月の読替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特例に関しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

2 第一條第一項の規定に基づく政令の改正により新たに遺族給付金を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、日の読替え等について、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特別援護法の一部改正）
第二條 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「又は別表第一号表ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に定める程度の障害又は旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百四号）による改正前のものをいう。）（第三十一條第一項）に改

め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第一号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中（同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。）を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律による改正前の特別援護法第四条第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四条第一項の規定により交付されたものとみなす。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第四条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「業務の外」を「業務のほか」に、「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「外、左に」を「のほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺族」の下に「戦時災害傷病者、戦時災害死者遺族」を加える。

第五条中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基づく」を「基づき」に、「基づき」を「基づく」に、「行ない」を「行い」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二十五号中「まん延」を「まん延」に改め、同条第三十四号の二「行なう」を「行う」に改め、同条第三十五号の四「行なう」を「行なう」に改め、同条第四十五号中「聞いて」を「聞いて」に改め、同条第六十三号の三「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）によりその例にそるる」と改める。

ものとされる場合を含む。第二十九条第一項において同じ。」に改め、同条第六十三号の六の次に次の一号を加える。

六十三の七 戦時災害援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

第五号第六十七号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第十四条の三「左の」を「次の」に改め、同条第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 戦時災害援護法を施行すること。

第十四条の三第九号中「ものの外」を「ものほか」に改める。

第二十六号の三第一項中「戦傷病者」の下に「戦時災害傷病者」を加える。

第二十九号第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表援護審査会の項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「戦時災害援護法によりその例によるものとされる場合及び同法の規定により準用される場合を含む。」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第六条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「更生医療の外」を「更生医療のほか」に、「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。第四項において同じ。」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

第七条 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。以下第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

第七十二条の十四第一項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。以下第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第九条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「但し」を「ただし」に、「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「基づく」を「基づく」に改め、同項第一号中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第十一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「基づく」を「基づく」に改め、同項第四号中「基いて」を「基いて」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）に基づく年金たる給付

第七号 第七号に「第五号」を「第五号の二」に改める。

（通算年金通則法の一部改正）

第十二条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第二百二十七号」の下に「若しくは戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）を加える。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十三条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

二百三十八号の一部を次のように改正する。第三条第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 戦時災害援護法（昭和五十三年法律第 号）に基づく年金たる給付

この法律施行に要する経費は、四十七億五千万円の見込みである。

昭和五十三年五月二十三日印刷

昭和五十三年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局